

参議院

内閣・人事・地方行政・大蔵・農林・運輸・建設・經濟安定・予算

連合委員会會議録第一号

昭和二十六年五月三十一日(木曜日)午
前十一時二分開会

委員氏名

内閣委員

委員長 河井 彌八郎

理事 楠瀬 常猪君 理事 溝淵 春次君

理事 梅津 錦一君 大谷 肇潤君

郡 祐一君 松平 勇雄君

山本 米治君 上條 愛一君

吉田 法晴君 楠見 義男君

竹下 豐次君 栗栖 越夫君

駒井 藤平君 東 隆君

人事委員

委員長 木下 源吾君

理事 加藤 武徳君 理事 伊藤 保平君

理事 千葉 信君 大野 秀次郎君

西川 基五郎君 森田 豊壽君

横尾 龍君 重森 壽治君

森崎 隆君 小野 哲君

西田 天香君 紅露 みつ君

地方行政委員

委員長 岡本 愛祐君

理事 堀 末治君 理事 吉川 末次郎君

理事 竹中 七郎君 石村 幸作君

岩沢 忠恭君 高橋 進太郎君

安井 謙君 小笠原 三男君

相馬 助治君 中田 吉雄君

西郷 吉之助君 鈴木 直人君

岩木 哲夫君 石川 清一君

大蔵委員

委員長 小串 清一君

理事 大矢 半次郎君 理事 清澤 俊英君

理事 杉山 昌作君 理事 木内 四郎君

愛知 揆一君 岡崎 眞一君

黒田 英雄君 九鬼 紋十郎君

カニ 邦彦君 佐多 忠隆君

野溝 勝君 松永 義雄君

小林 政夫君 小宮 山常吉君

高橋 龍太郎君 山崎 恒君

油井 賢太郎君 森 八三一君

木村 禧八郎君

農林委員

委員長 羽生 三七君

理事 西山 龜七君 理事 片柳 眞吉君

理事 岡村 文四郎君 池田 宇右衛門君

白波 頼米吉君 滝井 治三郎君

平沼 彌太郎君 宮本 邦彦君

江田 三郎君 門田 定藏君

小林 孝平君 三橋 八次郎君

赤澤 與仁君 飯島 連次郎君

加賀 操君 溝口 三郎君

鈴木 強平君 三好 始君

三浦 辰雄君

水産委員

委員長 木下 辰雄君

理事 青山 正一君 理事 千田 正君

秋山 俊一郎君 入交 太蔵君

松浦 清一君 佐藤 尙武君

櫻内 義雄君 細川 嘉六君

玉柳 實君

運輸委員

委員長 植竹 春彦君

理事 岡田 信次君 理事 高田 寛君

仁田 竹一君 山縣 勝見君

内村 清次君 金子 洋文君

菊川 孝夫君 小酒 井義男君

高木 正夫君 前田 穰君

村上 義一君 前之園 喜一郎君

松浦 定義君 鈴木 清一君

建設委員

委員長 小林 英三君

理事 岩崎 正三郎君 理事 赤木 正雄君

理事 小川 久義君 石川 榮一君

島津 忠彦君 平井 太郎君

深水 六郎君 小林 亦治君

田中 一君 三輪 貞治君

徳川 宗敬君 久松 定武君

田方 進君 大山 郁夫君

經濟安定委員

委員長 佐々木 良作君

理事 奥 むめお君 泉山 三六君

尾山 三郎君 中川 以良君

野田 卯一君 岡田 宗司君

川上 嘉市君 堂森 芳夫君

藤野 繁雄君 菊田 七平君

兼岩 傳一君

予算委員

委員長 波多野 鼎君

理事 石坂 豊一君 理事 平岡 市三君

理事 佐多 忠隆君 理事 伊達 源一郎君

理事 藤野 繁雄君 理事 櫻内 義雄君

理事 岩間 隆君 理事 木村 禧八郎君

理事 石原 幹市郎君 泉山 三六君

小野 義男君 岡崎 眞一君

古池 信三君 白波 頼米吉君

野田 卯一君 一松 政二君

安井 謙君 山本 米治君

山縣 勝見君 荒木 正三郎君

岩崎 正三郎君 内村 清次君

加藤 シヅエ君 曾根 益君

永井 純一郎君 原 虎一君

山田 節男君 吉川 末次郎君

飯島 連次郎君 楠見 義男君

高良 とみ君 西郷 吉之助君
新谷 貢三郎君 高瀬 莊太郎君
高橋 龍太郎君 前田 穰君
菊田 七平君 鈴木 強平君
竹中 七郎君 深川 タマエ君
堀木 鎌三君 矢嶋 三義君

本日の會議に付した事件
○北海道開發法の一部を改正する法律
案(内閣提出・衆議院送付)

〔河井彌八君委員長席に着く〕

○委員長(河井彌八君) これより内
閣、人事、地方行政、大蔵、農林、水
産、建設、經濟安定の連合委員会を開
会いたします。

一言申上げておきますが、会期の開
係上連合委員会は大休今日明日で以
て各委員からの御發言を願つて、それ
で終了したいと一応考えております。

その含みを以ちまして各位におかれま
して御發言あることをお願いいたして
おきます。木下水産委員長。

○木下辰雄君 昨日増田長官の提案理
由の御説明にありました通り、北海道
の開發を強力にやる。政府みずから強
力にやるという趣旨については、別に
私は異存はありません。併しその間に
道行政と矛盾撞着、或いは複雑性を更
に追加して、円滑な行政の遂行を妨げ
るという面があります。この問題
遺憾に存するものであります。この問題
について水産方面においてどうも私納
得行かない問題があるのであります。

昨日からこの問題について長官並びに

次長に説明を願いましたが、まだ私は
十分承服することができないのであり
ます。北海道における水産は、北海道
としては最も重要な部分を占めてお
る産業でありまして、この消長は北海
道開發に對しては重大な關係がある
と、かように存じております。それで
この開發局では主として公共事業に關
するものをやる、漁港は公共事業では
ありませんけれども、これは道において
実施する、かように説明があつたので
あります。然るにその局において農林
水産部がある、水産部は何をするかと
いう質問に對しては、二十六年度は調
査をする、水産に關する総合的の調査
をするという御答弁であつたのであ
ります。ところが道の水産部にお
いても、この水産の問題については、
最も必要な調査面については非常に
重点を置いておる。で、農林水産部も調
査をし、道水産部も調査をする、こう
なれば私はそこに非常にダブる面があ
りはないか、又その調査の結果につ
きましては、両調査が一致しない場合
もあり得る、かように存する。そうい
う点をどういう工合にうまく調和する
かという点について、私はなお疑問が
ありますので、増田長官の一つ御説明
をお願いいたします。

○國務大臣(増田甲子七君) 木下さん
にお答え申し上げます。水産關係につ
いて昨日から極めて御熱心な御質問
がございまして、非常に敬服申上げ
ておる次第でございます。そこで北
海道の水産は昔北洋漁業が許されて
おる頃は、全日本の水産の半分以上

を占める、こういう状況であつたのでございます。そこで御承知のごとく、北海道の自治事務としての水産行政は、もとより、北海道庁の中にある、昔で言いましたならば、水産部、課等において所管をいたしておられます。併しながら国政全体として農林省の水産局において執行するところの事業の前提としての水産開発計画というものは、北海道の水産事務だけでなしに、全日本といったような国家的立場において、北海道の地域と申しまして、マツカーサー・ラインのこちら側は、或いは北海道を拠点としましての遠洋漁業等もあるわけでありまして、或いはトロール船その他もあるわけでありまして、これらの関係のことはむしろ農林省水産局で直轄して諸般の、例えば機船底曳網の許可、こういうこともいたしておりますことは、この方面に造詣の深い木下さんのよく御承知の通りであります。そこでこれらの水産開発計画は北海道総合開発計画の一環をなし、而して北海道の総合開発計画というものは、私が長官をいたしております総理府の外局である北海道の開発庁で策定いたすのであります。この策定いたす場合に、現地に手足がなくてはならない。それで今年皆さんの御議決になつた北海道総合開発計画樹立策定のための前提としての調査費、これが二千万円皆様方が議決されております。この調査費を使いまして、北海道の水産開発計画を我々が立てる次第であります。御承知のごとく今までは農林省の水産局でやつておりました。又これからは漁業法その他の関係でもとよりやつて参ります。農林省は水産行政の計画の執行につ

てまで責任があるわけでありまして、併しながら開発庁が去年でございまして、北海道の総合開発計画は開発庁で作る。そこでいけば資料なんかを取寄せる意味からも、農林省にある水産局からも資料を出してもらひまして、結局同じ国の中央政府の機関である北海道開発庁の策定すべき総合開発計画の一環である水産計画と、農林省が策定するであろう水産計画とは密接不離の一体をなさなければいけない。そこで相互協力をしなければいけない。而して今までのところ現地における手足というものは国の負担としてはないわけでありまして、いづれにいたしまして我々はこの二千万円の金を国費として皆様が初めて議決せられました。これは初めてであります。この初めて議決して下さつたこの調査費用を適正に使用いたしまして、立派な計画を作り、この調査をこの開発庁をして、札幌に設けられるべき開発局をして行わしめたい、こういうわけでございます。もとより水産行政それ自体は道庁において農林省の指揮監督を受けている、又農林省が直接やる部門も相当海面のごとでございますから、北海道という地域的の土地というものを基礎といたします自治団体、この基だ遠く離れた、昔で言いましたならば北洋漁業、今のマツカーサー・ラインがございまして、遠洋漁業はあるわけでございます。而も拠点は北海道である。こういうような情勢を、水産局を所管する農林大臣が直接執行する場合も又あるわけでございます。飽くまで水産開発計画、北海道総合開発計画の一環をなすべき水産開発計画を樹立策定する責務が、不肖私に開発庁長官と

してあるわけでありまして、その手足となつて計画を作る前提から調査をしてもらひ、こういう意味の農水産部でございまして、計画と執行の関係でございまして、農林省の水産行政が直接北海道に對してやつておるのは何ら関係はございせん。執行は自治事務であるならば北海道知事が行います。又、又国が直接やる行政であるならば、水産局を主管する農林大臣が直接やるのであります。

○木下辰雄君 この北海道総合開発計画というの何でございまして、オホーツク海、ベーリング海まで含まれた広い意味のものですか、或いは北海道の行政区内での開発でございまして、もう一遍はつきり、わかりませんので……

○国務大臣(増田甲子七君) 私どもは国政といつたような立場で北海道の総合開発計画を立てております。そこで自治行政の担当区域と申しますと、恐らく北海道という自治団体は国の行政区域と同じであると思ひます。即ち千島を除きます。又今は占領下だから、本当は何と言ひますかわかりませんが、要するに平時状態に帰りますと、領海の三海里とか或いは十二海里とか国際法上の解釈はいろいろ異なりまして、要するに領海の範囲内のごとが自治団体の範囲である、こう考へております。併しながら我々の樹立策定せんとする北海道総合開発計画は、国の行政区域、即ち遠洋漁業につきましても勿論入つておるわけでありまして、北海道知事さんの行政の対象以上に亘るものであります。こういうふうに考へておる次第であります。でありますから郵政行政につきまして

も、電通行政につきましても、鐵道行政につきましても総合開発計画を作るつもりであります。

○木下辰雄君 農林省のかたはおりませんか。一体この北海道開発計画というの、北海道庁の行政管内での開発計画と今まで承知しておりました。開発庁がやる総合開発計画も從つてその範囲内と私は思つておりましたが、ベーリング海、オホーツク海まで及ぶ、大きな遠洋漁業にまで及ぶということであれば、これは非常に違つて來る。これは必ずしも北海道の海ではない、日本の出漁範囲であつて、台湾沖も千島沖もベーリング沖も同じであつて、これをごつちやにしてお考えのようですが……

○国務大臣(増田甲子七君) 我々の北海道開発庁というものは、北海道開発法というものを皆さんの議決を経てやるもの、趣旨は、終戦後北海道というものは、終戦前と比べて比較にならないくらい重要性を加えておる。そこで北海道を中心としてこれが総合開発を行なつて、北海道民四百三十万のためのみならず、八千万の同胞の生活の安定、向上を期さなくてはならない。そこで重要な国策として終戦後の北海道の開発ということに相成つた、こういうふうな考へておるのでございまして。そこで巨策という立場から諸般の計画を立てたい。北海道の知事の主管する自治行政区域の開発だけをやるというわけはございせん。開発庁は国務大臣を以てこれに充つという言葉によつてもおわかりの通り、又開発計画の推進には各省大臣を総理大臣の部下たる国務大臣という立場から、総理大臣は国務大臣に対して上位に立つて

おることは木下さん御承知の通りであります。国の国策として立てた総合開発計画の実施について各省大臣を推進する、こういうように法律に書いてある通りであります。自治行政区域にのみとどまるわけはございせん。ただ併しながら只今のところはベーリング沖とか或いは占守島とか、そういうような所の海面における漁業は禁止されておるわけでありまして、これ問題になりませんが、北海道を拠点とする漁業であるならば、要するに水産開発計画を立てて見たい、折角勉強しておる次第でございまして。

○木下辰雄君 この水産問題は大きな問題でありまして、私どもは衷心北海道の水産の発達を要望しておるものであります。そういう意味において後刻田中知事がお見えになるそうでありましてからして、その際まで私は質問を保留いたしておきます。

○委員長(河井彌八君) 次に地方行政小笠原二三男君の発言を願ひます。

○小笠原二三男君 昨日来地方行政の委員のかたから質問したのであります。が、それに関連して質問したいのであります。けれども、地方財政委員会のかたが未だ出席がないようですから、一般的に長官にお伺ひしておきたいのですが、実は過般の選挙中において吉田総理、或いは増田さんその例から逃れるものではないのであります。政府の關係のかた、や政府與黨の幹部のかた、が、地方においての発言等において、地方の首長が政府與黨と同一であることが、公共事業費の配分、或いは事業の認定、或いは平衡交付金の増額配分等に関して都合いい点があるのかやないかと、私はまあぼん

やり申しておきますが、いろいろ／＼そういうことを地方民に話をされたということが新聞記事、或いは現に我々においてもこれを聞いておるのであります。が、こういう戦前の特権的な、或いは情実等を背景とした／＼な政治支配ということが、日本を毒したという事実ははつきりお互いに認めるべきところであり、吉田総理などは特に憲兵政治の犠牲となつてつらい目にも会つた、こういう事実があるのになお巷間そういうことが平々然として言われ、又地方民もそうであるかという考えを持つような空気がなつておるこの際において、この開発法というものが会期末に突如提案せられ、これは官房長官の話を聞きますと、前々から研究中のものであつたとは言いますけれども、事実としては、形としては突如会期末にこれが提案せられ、而も莫大な国費がかかる。会期を五日も延長してこの法案を成立せしめなければならぬということ、外見から見ると、何らかの党利党略的なものがあるのではないかと、このことは国会議員である私が持つばかりではなく、新聞等においても、或いは世間においても、そういう誤解を持たないとは言ひ切れぬ問題があるように思ふのであります。ところがそれに加えて国際情勢から見ても、北海道の治安というやうな問題等から出で、警察法の改正法案が先頃から出で、このやうな場合に地元北海道地域の住民の協力なくして治安の維持確保もあり得ないでありましようし、而も同じ国の事業であるとは言ひながら、地方のかた／＼の協力なくして円滑なる遂行はなし得ないものであらうと考

えるのであります。が、而もなお過般來我々聞くところによると、出先の北海道の公共団体、その執行機関等がこの改正案に反対をしておるというやうな中に、これを成立せしめようということは、よほど重要な緊急性を持つた法案であらうと私は考へるのであります。して、こうした一切の誤解を払拭し、而もこの改正法案を成立せしめなければならぬというこの緊急性如何ということについて、或いは重複しておるかも知れませんが、先ず長官から伺つておきたいと思ふのであります。

○国務大臣(増田甲子七君) 小笠原さんにお答え申します。私どもは選挙のとき御指摘のやうな言葉を使用したことは、総理も閣僚もないのであります。それからこの緊急性如何という御質問は御尤もな御質問でございます。これに對してはお答え申上げます。私どもは昨日も申上げました通り、あの自治法改正のときに、従来は国の出先機関である北海道庁長官が、国の行政を各省の出先機関として、全責任を持つて現地において実施いたしておつたのであります。それからかねて自治事務をやつておつた北海道は、御承知の通り内地と違ひまして、自治を許されたのは比較的後年に属する次第であります。すべて概略的に申しますと、国の事業が八割、地方の自治事務が二割、そういうやうな關係がござりましたからこそ、国の出先機関である北海道庁長官、内地では例へば大阪府と雖も知事は長官という言葉を使つておつて、尤も東京が首都であるというわけでは、東家の色彩が非常に多いので、東京都長

官が設定されたのは七、八年以前のことであります。が、これは余談のことであり、とにかく自治団体の首長というやうな意味よりも、国家機関の出先機関であるという色彩が強いからこそ、北海道庁長官というものが儼然として存在いたしておりました。又親任官に次ぐ位置も與えられ、又国会において政府委員としてしつちゅう皆さんの御鞭撻を受ける意味で、国会にも出席いたしておつた次第であります。そこで地方自治法の改正のとき、自治事務を、事業分量から申しまして二割しか担当してないこの自治事務を執行する首長は公選知事であり、したが、この公選知事に或る程度委任した、全然委任ではございません、或る程度委任したというの、そも／＼不勉強の結果であるという確信の下に、我々は北海道総合開発は大いに国家的事業として力を入れなければならぬ、こういうことを提唱いたしておりました。が、如何せんその頃は政局を担当しておりませんでした。昭和二十三年十月政局を担当するやいなや、私どもかねてそういうことを信念として考へておりましたから、昭和二十四年にありますや、たしか二月だつたと思ひますが、閣議決定を仰ぎまして、四月に北海道総合開発審議会を内閣の中に設けた次第であります。一年間勉強された結果の答申がござりますが、その答申の主たる部分は、北海道総合開発事業は、国家的事業としてなさなければいけない、殊に終戦後はもうい

ずということを事前において私は公に宣言をいたしたのであります。このことは社説の水谷政策審議議長も先だつて明瞭に認めて下つた次第でありまして、我々もいたしましては、最も適當なる時期において出した、この確信いたしておりました。又私自身を顧みしても、伝えられるごとくよくない意味の政治的行動をとつたということは少しも考へておりません。選挙前において私はいづれの党に對しても、行政機構の整備ということ、答申の線に従つていたし、またこのことを明瞭に宣言をいたしましたのであります。この宣言をせよということ、実は本日は出られませんが、北海道総合開発審議会の本質上の議長である小川原政信君も殊に強く要求せられて、北海道の総合開発計画の機構の拡充整備をいたすつもりであるということだけは宣言いたしてある次第であります。

○小笠原二三男君 だん／＼の御説明でありましたが、審議会の強い要望があつたが、なかつたかというところは、先ずおきまして、昨日からの御説明を伺つて見ますと、結局国の費用にかゝるものは国でやるのがいいんだという大きな太い筋があつて、北海道もそれから何ら除外されるものではないというふうに聞えて来るやうであります。が、そこで先ずこれは前々からの話であつて、北海道開発法が出る時、この開発局のやうなものを考へられたというやうなことは、私も当時の委員会と議録等を見て、そうであると思はれる節があるのであります。今の御答弁の中にそれがあつたのです

整備充実せよ、北海道総合開発計画の答申はございせんでしたが、北海道総合開発の国家的行政機構を整備充実せよという答申はあつたのであります。而ももしば／＼ございました。そこでこの答申を具体化したしまして、昨日も申上げましたが、我々はそのときにすでに国の出先機関を答申の趣旨に従つて設けたかつたのであります。が、これは或いは恥かも知れませんが、も、各省それ／＼意見がございまして、そして先ず／＼総理府の中に北海道開発庁を設けるといふところに落付いたのでございしますが、ともかく開発庁ができました後、この北海道総合行政機構の整備充実につきましては、今設けられております、私が長官をしております開発庁で一生懸命勉強いたし、又法律上でき上つた北海道総合開発審議会においても勉強してくれたのであります。現在どうしても北海道開発局を作らなければならぬという結論に到達いたしました。即ち緊急性はもう前々からあつたのでございします。但し選挙の前後にこういうものを出すというところは、選挙の前は暫らく避けたほうがよろしいという、まあ私のこれは一つの分別から、まあどういふ考へを抱くかたがあるかも知れませんが、いづれの党に對しても、どんな影響を與えるかも知れない。いづれの党からも故障が出るわけですから、そういうことも考へまして、利益だといふ人もあるし、不利益だといふ人もあるし、いろいろ／＼／＼であつたのです。が、利益にしろ、不利益にしろ、答申が幾ら従来あつたにせよ、これは地方議会の選挙直後に又引續いて国会はあるわけでありまして、その際出

第五十六部 内閣・人事・地方行政 大蔵・農林・水産・運輸・建設・経済安定・予算連合委員会會議録第一号 昭和二十六年五月三十一日 【参議院】

三

が、第七国会におきまして増田長官は、これは赤木さんからの御質問に対して答へられておる中に、「事業を結局直接TVAのように営むことは、各省の事務当局の間においても意見の拮抗もあり、各省の事務当局の微妙な経緯等は、練達なる又経験の深い赤木さんの御存じの通りでありまして、先ず先ず事業を遂行することは止めておこう、併しながら計画だけはここで立てまして、」云々という答弁があるのではありません。そこで今回開発局をやつて行けるということになったのは、この各省間の意見の拮抗があり、或いはその微妙な事務当局の経緯等が一切払拭せられて、そして開発局を置いて、強力な遂行ができるという見通しが立つたのだらうと、こういうふうにも考えられるのであります。従つて私のお伺いしますのは、その当時においてこういう事業を開発局というもので総合して一本でやるということに、各省に如何なる意見の拮抗があつたのであるか、それが克服されたとする理由はどこにあるのか、この点お伺いしたいと思ふのであります。

○国務大臣(増田甲子七君) 小笠原さんの御質問は御尤もでございますが、実はその点はまだ解決されていません。そこで当時は、現地の機構と中央の機構と両方考えたのでありまして、赤木さんの御質問は中央の機構において、例えば北海道開発局が現在できております。この開発局をTVAとする、そして現地に執行機関を持て、こういう御質問なんです。それで現地の執行機関は実は現に総理府の役人がやつておるのであります。ただその上の指

図を農林大臣も建設大臣もするけれども、知事もする、どうもその点が法律上不明瞭でありますから、執行について国会に責任を果し得る態勢にしたい。そこで今回国権の最高機関である国会に對しまして、北海道道民のみならず全国国民皆様の総力を挙げて、国家的事業として北海道については国が直轄事業をいたしておるのでありますから、当然国民の代表者である国会の皆様に對して当面責任を果し得る態勢で現地の開発を執行しなければならぬ。それが今回の改正法であります。併しながら開発局長官である増田甲子七が、一切の北海道における農林行政、水産行政或いは建設行政のうち、国の執行すべき部分を私が担当しておるわけでありません。そうならば私がTVAの長官になるわけでありまして、まだ調査関係、企画樹立関係並びに企画を樹立したものを執行するようにして欲しいと言つて、農林大臣や建設大臣や運輸大臣を推進する立場の範圍におけるまあ極く弱い立場のTVAといひますか、これは本当はTVAと言えないと思ひます。とにかくそういう状況でありまして、その間のまだ調節はできておりませんし、これは各省大臣が心から納得されない限りは、赤木さんの御質問がどうございましょうとも、そこまではなかなか、これは官庁内部のことではございますが、行きにくいと思ひます。ただ現地においても現に執行いたしておりますその執行が、現在の態勢では、例えば北海道開発法がこれだけ問題になつて皆様の熱心に御討議下さるにもかかわらず、肝心の歳出面における最大の意味を持つておると

称せられる本年度の予算面において、北海道開発費の執行振りについて、執行は一体どういうふうにしておるのかというところを、知事さんと呼ぶ場合に参考人として呼ぶ、責任を負うのか負わないのかかわらない。開発法すら皆様の熱心に御審議下さるにもかかわらず、予算面の歳出面における最大の意義を持つものは北海道開発費であると思ふのであります。ところが執行面についての当面責任者は参考人として呼ぶに過ぎない。こういうような状況では、折角北海道道民のみならず全国八千万の皆様が納税をして下さつて、そして北海道開発のために金を出して下さるその行き方がさつぱり政府というやうな立場に立つておりませんから、政府ではございせんから、政府でしたら国権の最高機関である皆様の直接指揮監督を受けます。皆様からお叱りを受け、こういうふうな世話を我々はやうに受けることもできるが、ただ参考人に過ぎない。内地の建設事業或いは直轄土地改良事業でしたら、農林大臣がここへ罷り越しまして、実はこれは悪うございまして、皆様のお叱りを受けましたから改めますということはできますが、参考人として、而も国が大部分の力を入れて、北海道においては国の事業として国の予算を執行しているにもかかわらず、この執行振りについて皆様から世話を焼いて頂くことができない、これでは私共は申訳ない、こう思つて、今度の行政機構の改革を提出した次第であります。

○小笠原二三男君 私の聞いているのは、政府側の主張をしたいということを開いてはいるのではなくて、その事実を聞いてはいるわけなんですから、事実をお答え願へば結構なわけなんです。私の聞いているのは、この開発局という出先執行機関を一本に持つということでは、各省間の意見の一致を見た、将来においてもこの間摩擦が起きん、しつくり調整ができるということになったのかどうかということをお伺ひするのであります。

○国務大臣(増田甲子七君) 現地において開発局を設けまして、現に総理府所管の地方技官、地方事務官がやつている港灣建設、国道建設、直轄河川の改修及び直轄土地改良事業を執行するものとして国の機関を設けるといふことについては、農林省も建設省も運輸省も、事務当局の間におきましても、又各省間におきましても完全に意見が一致いたしております。將來もこの機関をして円滑にそれらの直轄事業を運営できると、こう思つてゐる次第でございます。

○小笠原二三男君 長官の提案理由の説明の中に、「従来のごとく知事に官吏を指揮監督せしめていたのではその責任の所在に明瞭を欠く嫌いがあるのみならず、これは先ほどの御説明でもよくわかりました。「到底前記目的も達成することは至難でありますから、これを根本的に改めまして、」云々とあります。政府が金を出しているものであるから、政府が責任を負いたつて、まあこの開発法の一部改正が出てくるやうであります。この前記目的を達成するということが至難だといふことは、この開発事業の遂行が予定

通り進捗しない。国がやるならばもつと能率的なものとする確な開発拓殖ができる、こういうことだろふと思ふのであります。それが知事ではできないといふことは、昨年の四月たしかこの開発法が施行せられてまだ満一年もならない今日におけるこの実績においても一目瞭然と認定されるものが多分あつたらうと思ふのであつて、この文章を見ただけでは、知事にやらせておつては駄目だといふことは、責任問題は別といたしまして、事業の遂行の状況その内容等については一切わからぬのであります。従つて北海道知事に過去一年近くやらせてみて駄目だといふ、この通りやつておつたならばこの目的を達成することは至難だといふ事実を列挙して頂きたい。又そういうことが一応わかるやうな資料を私たち頂かないと、知事にやらせていかんといふことがどうも呑み込めない。私は責任問題、法制的な問題は一応長官の言うことも尤もな部分があると思ひますけれども、地方財政法或いは施行令等において特殊な北海道の立場を認めて、国の事業といへども全額国庫負担のやうなものも北海道にいろいろ経費上のことを委せているのでありますから、これでやつて行けない、事業内容の遂行ができないという証拠が私は欲しいのであります。

〔委員長退席、内閣委員会理事楠瀬常猪君委員長席に着く〕

それがないと、いいの悪いのか私にはさつぱりわからん。この点一つ長官の御答弁をお願いいたします。答弁如何によつては資料の提出を求めたいと思ふのであります。

○国務大臣(増田甲子七君) 今年先

日も申上げました通り、公共事業は一割増えただけであります。国の予算としてはその公共事業の枠のうちに置いて北海道は八割であります。そこで去年までと比べて、今年には国家的事業として北海道に施すべき事業は非常に殖えております。例を取つて申上げてもよろしいのでありますが、例えば幾春別のダム建設は六十億ばかりかかる建設でございますが、内地は然らばこういうダムの建設をどうしてやるか。北上川において猿ヶ石等のダムの建設をいたしております。このダムの建設は仙台にある国の出先機関である東北地方建設局において行なつております。岩手県知事も或いは宮城県知事もとてもそれはできないというわけでは、是非固でやつて欲しいということ、むしろあればかりでなく、もつとやつて欲しいという希望があつて、今は北上川開発庁も、利根川開発庁も北海道と全く奇異な現象でございますが、あべこべな現象が内地に出て、実は私どもは当惑しておるぐらいであります。今我々は国の直轄事業を國の出先機関である東北地建局でも或いは東北地建局でもやつておりますが、これはばかりではまだいけない、もつとんとやつて欲しい、自治事務ではとても駄目だということを、北海道よりも遙かに開発された内地の利根川水域、或いは北上川水域、熊野川水域等の府県民諸君が言つておるのです。而も理由は北海道と同じなんです。北海道に比べてやない、もつと未開発が北海道どころじやないことを言つておりますが、これは私はどうかと思ひますが、こ

かく理由は非常に未開発であるから、國が今まで國の出先機関でやつておるものはまだ不足である、大いにやつて欲しい、これが利根川開発庁なり、北上川開発庁の思想であるのであります。私は北上川水域、或いは利根川の水域の府県民各位が、北海道よりも未開発の程度がひどいという言葉を使つておることは、これはどうかと思ひますが、理由を一つ小笠原さんどうぞお耳におとめを願ひたい。理由は全く北海道における同じなんです。つまり未開発地域がひどい、だからしてこれはやつてくれ、北上川のごときは北海道以上である、これはどうかと思ひますが、理由は全く北海道と同じである。而うして北海道は國でやつてや困ると言うし、内地は國でやつてや困ると言ひますと、開発の程度は北海道よりも遙かに、利根川水域にしても、北上川水域にしても北海道よりも遙かに遅れておるといつても、私は北海道より開発されておると思つております。そういうかたがとにか同じ理由の下に、國が今までの國の出先機関のやつておるだけではまだ不足だから、うんとやれといつておる。北海道では未開発の程度が岩手県よりは遙かに私はひどいと思つております。それが國の出先機関では困るといつておる。全く矛盾撞着ということ、私は、私にはとてもわかりません。要するに私はいろいろな弊害があると思つておりますのは、一番大きい弊害と申しますと、何もスキャンダルとか、そういうことは私は何にも知りません。そういうことは申上げません。又ないと思つて確信いたしております。ただ皆様の所へ従来は北海道長官が参りま

して、そして北海道長官を指揮監督する各省大臣もこへ参りまして、北海道における國の行政はどういうふうな執行しておるかというのを皆様に申上げたのですが、あの昭和二十四年漫然地方自治をやるに過ぎない公選知事に任じて以来は、参考人として呼ぶ、参考に來ますが、北海道では何をやつておられますか、こんなやうなことは國の最高機関の皆様に相済まな。我々の責任を負うということ、やは八千万の信を繋ぐゆえんである。殊に終戦後の歳出部面は、北海道の開発には、内地はどうかという先ず比較的にそう多くないのであります。が、北海道は比率的に多い。そこで我々はどうしても皆様に對して御質問を受けても正式に政府委員なり或いは國務大臣として北海道においてはこういうふうなやつておられますが、お叱りを受けましたら又こういうふうにも直しますという態度で北海道の國の直轄事業をやるべきである。これは社会党が政権を担当しても恐らくそういうことをされるでしょう、ということ、私はこの間淺沼君に言つたのです。それはまあそういうことはあるかも知れん、併し時期がどうだということをおつしやつておりました。要するに理論的にはもう淺沼君も認めていらつしやるわけですね。又鈴木義男君も衆議院において理論的にできるといふやうなことも言われておりました。殊に社会党の皆さんは民主政府の下において國家的事業として諸般の行政を行へばという主義政策に立つておる政党である。これほどの重点をおいた國家的事業はございません。それを自治事務をやつておる人にかたわらその八倍も大

きい、四倍もの大きい事業をさせるといふことは元來無理でありますし、幣害と申上げれば、要するに我々は責任を負えない態勢において國の重大なる行政を執行するということは幣害中の最大なるものである、こう考へておる次第でございます。又執行から申しましても、幾春別のダム建設等は、事業から申しますと、例えば開門トンネルをあけるといつたやうなことです。これは山口県知事だつて福岡県知事だつてとてもできません。まあおれに指揮監督を任されては困るといつておりました。現に杉本君にもこの間こういう例を話した。地方知事会において何か決議をされたやうでありますけれども、北海道はこうだといふ話をしたら、それはまるつきり内地と同じになるのは当り前、それは当り前だらうというやうなことを杉本君も言つておりました。開門トンネルの開鑿のごときは山口県知事、福島県知事に任してもできない、どういふやうに技術官を指揮していいやらさつぱりわからん、こういうことを言われておつた次第でございます。

○小笠原三三男君 だん／＼の御答弁で私が聞いていることとやなくて、それは長官の主張であるのであります。が、私の例の北上川などの話も出て諄々説得されたわけでありまして、併しですね、利根川開発なり或いは北上川の開発法なりというものが大きな官庁を持つて、國務大臣の一人くらい置いて直轄事業としてやつて欲しいということは、何もそれは他意があるわけじやなくて、主たる目的というものは政治力がなければこういう事業の遂行ができないという長年の経験に鑑みて、この方法をとりとするのであつて、十分なる國の公共事業費の補助その他のことがなされて、金さえ出て来るならば國務大臣の御紹介にもならんし、或いは國自体の役人の言うことを聞かんでもそれ／＼優秀な者を頼んで自分で事業を遂行したいということ、は地方の者たちの真の声だろうと思つたのです。ただそういうことをやるためには政治力が欲しいので、従つて政府與黨にすがつたり、或いは國務大臣にすがつたりして自分の地域をうまくやりたい、他意はない、それだけのことで、他意はない、それだけのことで、關東の何県かが地方建設局を置いて直轄事業をやらせておるといふやうなことは、これは教府県に跨り各教府県の特長なる現実を持つておる自治団体の間に相跨る、或いは総合的に勘案する部門もあつて、一つのそうした出先機関が東北六県を管轄し、それ／＼の工事の遂行をするといふやうなことは、それは一通りの理由はあるのであります。併し北海道そのものは、教府県の連合体でもなければ、一つの大きな地理的な或いは行政單位としても一つのこれは地域なんです。そこにこの國と地方の自治団体とお互いに連絡、協調、協力し合つて仕事なされ得るというやうな効率的な措置がでないものであらうとは私は考へない。そういう観点から私は質問しておるわけでありまして、それは教府県等に跨るいろいろ／＼複雑な問題のあるときには、國が一貫した考え方、事業を遂行するといふこともいいと思つた。併しもう地方自治法ができて以来、暫定的であるといひながら、たつた一つの地方団体であるこの北海道庁或い

は北海道知事というものと国とが協力して、この事業を遂行して行くという形にしたものが、先ほど責任がとれるとか、とれないとか言いましたが、監督指導その他の部面で法制的に不備な点をこれを除去する意思さえあるならば、もう少し円滑に国と地方とが抱き合つて事業を遂行することができるとやないか、特にこの治安上の問題で特殊な地位を占める北海道において、感情的であり理論的なのがかつかつておらんと或いは言われるかも知らんけれども、大体この取上げというような形に対して反対であるという地域住民の空気がある際において、十分なるその地方側との連絡協調なしに、こういう責任を負いたい負いたいというところで法改正をするということについては、意見として私は遺憾であるという意見を持つてゐるわけなんです。これは増田長官が盛んに意見を言つたので私も先ず意見を言うて置くわけでありますが、そこで私の聞いておりますことは、そういう御意見ではないのであつて、責任上の問題は別として、この地方の、北海道知事にこの仕事をやらせておつた過去一年足らずの実績において、事業の遂行が国でやるよりはまずいという点があるだろうと思つて、その点を指摘して欲しいと、こういうことを申し上げておるのであります。この点は答弁がなかつたので又伺ひする次第であります。

○国務大臣(増田甲子七君) 小笠原さんの御質問御尤もでございます。そこで北海道においては反対意見があるというところでございましたが、昨日も相馬委員に御答弁申し上げました通り、北海道を代表する北海道道において

は、道會議員九十三名ございます。そのうち六十名のいわゆる三派は北海の行政機構というものは、国の北海道開発法案の通りやつて欲しい、そうしてあなたの今おつしやつた通り金をうんとよこして欲しい、金が問題である、今みたいに行政機構を整備充実してくれたならば今年も八割……北海道選出の國會議員の協力を相待ちまして公共事業費は一割増えたに過ぎないにもかかわらず八割も増えたのである。要するに北海道へどん／＼金をおろして開発してもらふことが北海道民の幸福を増すゆゑである、こういうことを、あなたのおつしやつた通りのことを言つて来ております。それであつて私は申し上げようと思はば幾らでもないわけではございませんが、一番大きい弊害と申すべきものは、やはり憲法の上にあるところの、行政については、内閣の國務大臣が連帶して國會に対してその執行について責任を負うと、私どもは責任を負いたい負いたいと言つたらむしろ殊勝な考えを持つておると、こういうふうにはめて頂きたいと思つてあります。即ち國會が、我々が責任を糾弾したり叱咤督促したり指導しようと思つても、國會へ肝心の大きい国の直轄事業を執行している者を呼び出す資格がない。これは國會の權威を侮辱するものではないかと皆様のほうからお叱りが突はあるべきである。そこで皆様のお叱りがある前に我々は責任を憲法の上から申し出ておる次第でございます。

○小笠原二三男君 時間が経過して来ますので他の委員に大変恐縮ですから

技術的な部分を二、三お伺ひして質問を終りたいのですが、同僚委員からこゝとずかつておる点がありますので、委員長に私たち欠席中でもよろしいのであります。増田建設大臣には、昨日の吉川委員の質問にあつたこの開発法或いは改正法案の実施に當つて、憲法上の住民投票を北海道民にやらせるといふことが当然ではないかという点について、大臣の御答弁を得ておりましたので、いつか答弁して頂きたいといふことが一つであります。今時間が勿体ないので、後で申し上げます。それからもう一つは、政府側はこの事業を直轄工事とし、出先機関を以て道庁の職員を引上げることから、道庁側では人件費なり、機械設備或いは庁舎の設備、これに金がかかる、金がかかるようにされる、こういう法律が出るというところは地方財政法第二十一條の違反であらうと思つております。こういうことについても昨日吉川委員から御質問があつたのに、地方財政委員会は何ら意見を聞かされたこともない、研究したこともないので研究して答弁したいといふようなことであつたようであります。従つて本日本地方財政委員会の出席を得ておりましたので、委員会の代表のかたに御答弁を、私おられませんでも、願つて置くように委員長にお願ひして置きたいと思つてあります。

そこで私はその取上げという問題には、これは反対なのでありますけれども、併しながら多数の決するところどうなるかわかりませんが、内容的な部分をお伺ひいたしますが、昭和二十六年度の公共事業費の北海道分が六十九億ある中に、四十九億というものが開発局の所管事業費となるのだといふようなことですが、それに災害復旧公共事業費、それから北海道分十八億中、八億七千万円というものが開発局分になるとしますと、約五十九億円の金であります。これは資料を頂いて一通り事業別にはわかるのであります。従来知事の指揮下に実施して来ておりました事業を、国のこの出先機関がやるうとするのであるから、この国の出先機関がやろうとする事業内容が何であるかといふことを知るといふことが、この法案の審議にとつては一つの前提條件になるように思つてあります。昨日同僚相馬委員からも質問がありまして、資料の点についていろいろ要求されておつたのであります。この際私も資料の提出方について委員長からお取計らい願ひしようと思つて置きたいのであります。それから一つは、各事業種別、いわゆる河川、砂防、山林或いは土地改良、開拓等という、こういう事業種別の事業、これはここに出来るものですが、それを北海道のどういふ個所にやつておるかといふ、この個所別の統計を出して頂きたい。そしてその事業所在地の内容で、いわゆる規模、それから予算額或いは継続事業であるかどうかという点、これは各官庁において公共事業に個々の認証、或いは公共事業費の配分等をやつておるのでありますから、こちらでお調べになれば私はわかると思つておるもので、ただこの統計的に農林省関係、土地改良費、事業費といふものを一つと一括して出しているのを、具体的にどこどこに施行しておるかといふその規模と、その現

地の予算額を出して頂きたいと思つてあります。そしてそれがその北海道と自治団体のものと直轄のものとのどう分れるかといふことを私見したいと思つてあります。それから二番目には、右の各事業について直接直轄工事を所管してゐる、又所管しようとするこの事務所名、それからその事務所における人員の配置状況、現在の配置状況、国費の職員と地方費の職員とあるであります。それから、それを分けて配置の状況、それからその後細かいことですから、それだけ願ひして置きたいと思つてあります。

それから技術的にたつた一つお伺ひしたいのであります。いろいろ事業のうちに開拓事業、それから道路事業について同じような事業を遂行しているのと、北海道におけるやり方と著しい性質の差異があるかどうかといふことを御説明を願つて置きたいのであります。いろいろお尋ねしたい点があります。先ほど増田長官が言われた内地でもこゝうやつてゐるのだ、だから北海道でもこゝうやればいんだというようなお話でありましたが、何から何まで北海道の現在やつてゐる道路なり開拓の事業というようなもの、内地が直轄してやつてゐるものと性質が同じであるのか、その違つてゐる点が現実にあるのかという点を、技術的に御説明願ひたい、こういうのであります。

○国務大臣(増田甲子七君) 御要求の資料はすぐさま作りまして遅滞なく差上げます。それから最後の御質問の内地でやつておる開発建設公共事業と、北海道で

要性を加えておるからして、北海道総合開発計画を立てなければならぬというわけで、北海道総合開発計画審議会を道に作りまして、あのときでき上つたのが基礎になつていわゆる十カ年計画、五カ年計画ができておりますが、あれも尊重いたしております。知事から提出されました意見書としての五カ年計画も尊重し、それから我々の基本的調査と相待ちまして、できるだけ早く立てたい。その時期は二十七年の一月一日であるというようなその時間の点までは正確にはお約束できかねますけれども、できるだけ早く立てるべく、又それを使命として存在しておるのが開発庁でございますから、一生懸命勉強をいたします。殊に二千万円の調査費を皆様が議決して下さいました

から、この調査費を有効に使いまして、あの昭和二十二年に行なつた十カ年計画以上に立派な総合開発計画を立てたい、こう思つております。それから大体あらましの総合開発計画は現在もあるわけでありまして、石川さん御承知の通りであります。そこで今までのところ非常に公共事業全体に比べまして、昔はよかつたのであります。が、だん／＼落ちて参りまして、終戦直後は九割というところになりました。日本全体の公共事業費の九割であります。九割としても羨ましいといふことを内地で言うかたがあります。即ち一割は北海道で以て行きますから一割は多過ぎるという説もありますが、我々は一割を以てしては到底我慢できません。そこで十二、十三、十四と殖やしまして昔と殆んど……本年度の日本の公共事業費は御協力もございまして、お蔭様で非常に予算が殖えまし

て、一四％に相成つた次第であります。日本全体の公共事業費の一四％に相成つておる次第であります。

それから将来新しく開発局を設置した場合に直轄事業はどういうものがあるか。我々は現在直轄事業としてやらなければならぬものは、大規模の国道の建設或いは河川の建設、改良或いは港灣の建設或いは土地改良という規模の非常に大きいものだけを考へております。併しながら先ほど小笠原さんからも御質問ございましたが、北海道につきましても、実は小笠原といえども内地においては府県でやつておるものでも北海道では直轄でやつて欲しい、全額国庫でやつて欲しいというわけで、これは余り声を大きくしては言えませんが、北海道は未開発地域であるからして、内地では自治行政として府県の負担でやつておるらしいが、北海道は全額国庫負担で、河川にいたしましては、後で申上げますが、直轄河川の数は非常に多いのであります。或いは国土の建設にいたしましては、土地改良にいたしましては、内地ならば地元の負担があるにもかかわらず、北海道は地元の負担なんか全然ない。即ち直轄事業は非常に多いのでございまして、そこで実は我々としては国費をできるだけ節約する意味で、減らしたいという立場をとつてゐる役所もあります。これは歳入当局、いわゆる財政当局であります。これは恐らく直轄事業を減らして欲しいというところは北海道の諸君が要求されることはなわれないと思ひます。先ほど小笠原さんが言われましたが、できるだけ直轄事業を殖やして金をよこせ、そうしてどしどしやれ、こう必ず言われると私は思つております。

ております。

それからなお機構の改革の問題であります。機構は三つであり、只今政府提案にかかるような機構の考え方もあるし、それから北海道という自治団体に全然任せきりの考えもある、機関委任の考えもある、御説の通りであります。そこで我々は現在の案が一番責任態勢を確立するゆえんである、こう考へて確信の下にお出しして責任を負ひてあります。皆様に対して責任を負ひ得る態勢でやつて悪いということはどうしても考へられない次第でございまして。皆様からお叱りを受け御指導を受ける機会を作りたいという、それじやいやだから勝手にやつて置けということとは絶対にないと思つております。そこで自治団体に任せきりの機関にしたらどうか、これは自治団体の費用を負担することになる。只今変態的な現象として平衡交付金がございまして、これは飽くまで変態的な現象でございまして、北海道自身で北海道の開発をして下さい、これはとてもできるわけのものではないと思ひます。これは石川さんも全く地方自治団体に委任というものはあり得ないということを御力説下さると思ひます。平衡交付金というものは変態的な現象で過渡的な現象なんです。結局自治団体自身が自分の徴税その他の負担でやらなければならぬ、これで北海道の開発事業は従来の十分の一、十分の二になつてしまひます。全国民の要望に應え得ないことはもとより、北海道の四百三十万の人口がだん／＼末細りになつてしまひますから、これは問題にはならない。それから第二の考え方の機関委任の考え方はどうか、これは現在やつておるわけです。これまで機関委任も石川さんのよく御承知の通り、中央が執行の指揮監督をするやら、知事が執行の指揮監督をするやら、少くとも総理府の所管の地方技官、地方事務官の俸給の上げ下げや、或いは任免黜陟等をいたしております。知事はそういうことはいたすことがありません。或いは指図は或る程度するらしい。とにかく非常にわけのわからない状況でございまして、純然たる機関委任でも何でもない。そこで全くややこしい関係であるからして、而も国の機関が現在やつておることは事実でありますから、新しく設けるわけでも何でもございせん。国の機関である三千二百名の国家公務員の総理府の所管の役人がやつておるから、あいまい模範たる不明瞭なる關係に立つてゐるのを明瞭にしよう、ただ機関委任を受けておる、或る程度の機関であるとして委任を受けておる知事さんが、自分の仕事を取られるのはいやだ、私どもは本当は、あなたにお願いしてやつておるのですから、今度は直接やつて、おれの荷物を背負つて頂いて有難う、あなたの本来の背負う荷物には割であるのに、国の仕事を八割もおつかぶつておつて相済まなかつた、荷物は私が背負いますという、それはいやでございまして、これは少しおかしいと思ひます。

○石川清一君 只今のような御答弁を待つておつたのでありまして、国の税金でもこれは政府の私有財産でないのでありまして、この結果がいよいよの開発という国家投資によりまして、やはり国の経済の発展、或いはその住民の生活の安定ということになるのであります。

りますが、公共団体と申しまして北海道の公共団体は、その中に市町村も含んで、いわゆる開発の歴史的な公共団体の性格を一体になつて持つておるものでありまして、特にいつも例に挙げた別海村を私見しても、香川県より若干小さいというようない町村がありまして、この町村は六割近くが平地でありまして、一万二千余の人口を持ち、そこに小学校はたしか三十近いと考へております。こういうような町村を持つておる北海道は、如何に全額国費といへども団体委任の形式をとりまして、いわゆる全額国庫という、当然内地の府県においては町村で行う河川でも国が行い、或いは県が行うものでも国が行なつてゐるという開拓の歴史的な關係、いわゆる文化の後進性を急速に取り戻すという考えに立つてなされる国家投資というものは、やはりそれは全額国庫、いわゆる国の出先機関をして開発さすよりも、北海道の正しい自治団体の育成のためには、やはり今までの全額国庫の負担の幅を拡げまして、いわゆる急速な内地並の自治法に盛られておるところの育成助成をするという意味で、そういう程度、そういうところのものが今度の改正の中でいわゆる団体委任という形で当然考へられるべきである、こういうふうに私は考へておるわけでありまして、こういう点が十分今度論議されるかどうか。今日までの政府の説明の中ではないものでありまして、この点は昭和十八年に一、二級町村制と北海道公法の特別の制度が廃止せられてからの北海道の町村の苦しい、いわゆる開発關係を中心にする苦しい財政、特に平衡交付金制度が布かれて、北海道の

平衡交付金額は確かに山村、漁村では増額されました。併しそれが増額されたといつても、現在の町村における河川の改修、道路の改修並びに新築というものは、全額拓殖費と申しますか、開発費に仰がなければ、完全な町村における自治体の成長はできないというような点が、すでに増田大臣も御承知の点でありまして、これを全部国費によつて出先機関が行うということは、これはこの際当然考へられるべきである。ここに地方財政行政調査會議の結論が、單に道の問題にとどまらず、その末端における公共団体としての市町村の自治体の完全な育成のためにも、当然考慮されなければならぬ問題であります。こういう点について昨日の御説明の中には、それが私ははつきりしておらなかつた。いわゆる地方行政委員の現在の我々の考えからいたしまして、いわゆる国の民主化の基盤は町村、公共団体の育成において初めてでき上るのであります。これをいかにやるか、これは日本の民主化について十分今日までの懇談と申します。現地の開発局設置の中で道の市町村の長の代表者、或いは知事との間に緊密なる連絡、更にこの現地の機関の設置後におけるところのいかに有機的な結合としての會議が持たれたかどうか、自主的に持たれたかどうか、今日まで持たれておつたかどうかという点をお伺ひいたします。

○国務大臣(増田甲子七君) 石川さんは非常に北海道に精通でもございまして、又北海道の開発のためにも、従来献身的に努力されたかたでありまして、北海道の事情に精通されておるこ

とはもとよりでございますが、只今御指摘の、別海村を例にとりましたから、私も別海村の例について申し上げます。別海村は成るほど單級複式学校が三十有余ございまして、面積は香川県よりやや少いというだけであります。而してあの村に全額国庫補助をして、そうして村で事業をやらせればよろしいのじやないか、これは私は異議があるのではありません。全額国庫は成るほど、建設委員のかたもここに書いていらつしやいます、例えば災害復旧のごときは全額国庫をいたしました、去年……。そこで全額国庫を成るほどいたしました、国の行くべき事業と、

村の行くべき事業と、都道府県が行うべき事業とはおのずから性質が違ひまして、結局災害で申しますと、十六万円の災害があつた。別海村の村道が決壊した。これは成るほど全額国庫であります、これを国でやるという法律はありません。併し私の全額国庫というのは、全額国庫で、国庫負担でも何でもありません。全額国庫の支出であります。全額国庫で支出して、行方不明の事業なんでありまして、全額国庫負担となりますとどうして自治事務になります。そこで自治事務は、成るほど北海道は比較の後進地域であるからして、全額国庫負担がよろしい、これは私も認めます。ただ全額国庫で支出したものはすべて村にやらせんならん、道にやらせんならんといふことはないのであります。内地において全額国庫支出をいたしませんでも、例えば国道一号线建設改修、或いは又箱根山の只今補修をいたしておりますが、これは陸東地建という所でやつておる。神奈川地建ではとてもでき

んから、政府から補助をもらつたのだつて困るというわけで私どもがやつておる次第であります。全額国庫支出は大事業であります、大規模な事業でありますから、結局国が国家全体の四つの島について調和ある関係において計画を立ててやうしてやるのであります、金をよこせば別海村の村長は適当に国道を作る、それじや困るのであります。要するに全額国庫負担をするというのには、石川さんには釈迦に説法であります、私申上げる必要はございませんが、自治事務としてやつておるところに全額国庫負担をしておる。殊に北海道は性質が違ふからして、内地が三分の一の場合でも、全額持てという御要求は私にはわかるのであります。そこで例えば漁港であります。漁港の建設というものは自治事務であります。北海道においても自治事務であります。北海道においても自治事務であります。そこで内地は三分の一補助するだけであります。或いはもつと大きい、それも八割でいたしますから、たつた二割を道でもつて持つだけであります。併し道として、自治事務として漁港の建設をするだけであります。又災害につきましましては、全国町村は全額国庫負担であります。国の直轄事業については、例えば近畿地建につきましましては、或いはあの大坂の、防潮堤等を作りますのもみずから作るわけでありまして、例え全額国庫負担でありましても、国のやる事業と地方のやる事業とはあるわけでありまして、そこで北海道においては全額国庫負担をせよという御趣旨は災害の補助についても活かしてあります。御承知のごとく内地は三分の二、四分の三及び全額であります。

す。災害の程度によつて違ひますが、平均にいたしますと四分の三だそうであります。四分の三を私どもで持つ、地方で四分の一持つ。ところが北海道の自治事務としてやつておる道路や河川や、或いは漁港等が災害を受けた場合において一体どれくらい持つか。先づ五分の四であります。天付け五分の四であります。それから又状況がひどければ全額である。こういうふうになたの御要求の線に非常に近いものをつております。要するに先ほど小笠原君からおつしやつた通り、北海道民諸君の要望は、うんと金を中央からおろせ、或いは機構がどうなるやら、何やらちよつと看板が変るだけでありまして、而も知事の指揮監督ということをちよつと移すだけでありまして、御厄介になりましたが、今後は我々が国会に對して責任を負ひ得る態勢で、八千万国民の皆さんの出して下す納税であるから立派に使ひたい、これだけなのであります、農民を含む道民諸君は金をうんとおろして、内地には非常に相済みませんけれども、北海道に内地から上つた税金としてどん／＼出しておれたちのためにしてくれ、これが北海道民諸君の切実な要望であります。先づかつて以来、北海道民諸君も大分東京に來られますが、私が話をしまつてくれ、こういうことなら一つうんとやつてくれ、こういうことでござい

ましたり、特定の個人の財産収入が殖えるのではありません。これはどこまでも文化の後進性を急速に取り戻せようとするところの国の開発意欲がこうせしめたのであります、これは單に北海道の道民の喜びでなく、やはり国民的な立場において更に強められるべきであると私は信じております。併しここで問題になつて参りますのは、今日地方自治法が制定され、地方財政法が作られました、北海道の自治体の財政困難な面が、若し今度の現地機関の設置によりまして、今まで続けられておるところの有機的な結合、いわゆる一つの企画、一つの指導の上に立つておつたものが、別の観点に立ちましてそれらの構想に食い違ひがで、或いは事業の実施にいろいろの齟齬といひますか、そういうようなものが急速にすゝむために起きないかという心配であります、この点についてはすでに絶対心配がない、いわゆる負担の増加もしないという言明が随分なされております。併し今までの御説明の中で、私どもは非常に疑問を持つておるのは、今日まで北海道に投入されたところの国家資本は、資本によるところの施設は、どこまでもこれは国のものであるという錯覚を持つておられるようでありまして、今日まで北海道に投入されておるところの国家の資本の中で、特に例を道庁の庁舎に取りまして、これは北海道の道庁という自治機構、当時の国の開拓使以来、道庁以来官選の知事を持ち、強い、強いといひますか、その大半は国費になつておりましたけれども、これは自治法が制定されました、完全に国の中における自治体としての立場が明確になりました

ときには、これは無償で自然的に北海道庁自体のものになるはずであります。これは單に一つの国の出先機関、権力機関を残すために作られたのではなくて、自然発生的であるべき自治体を国の急速な資本によりまして作つたのであります、結果的に見まして、これは北海道道民の負担においてなしののだと、いわゆる文化の後進性を取り戻したのだという最後の結論になるのであります、これは無償で大蔵省から長期間契約で貸すとかどうかという考えの中に、やはり国家主義的な権力的なものが私は潜んでおると伺われるのであります、こういうような点が土木現業所の場合、或いはそこが持つておりますところの建設資材、こういうようなものの分配といひますか、使用の時期或いは使用量に対する一つの配分と、こういうようなものが起きて来るのを私は心配するのであります。これはどこまでも地方公共団体としての道庁は、或いは市町村は、正しい自治体の基盤として、いわゆる民主主義国家の基盤としてのその規模、国が投入されたものであります、結果的には地方自治体の市民の負担において作られたものであると同じことだ、こういうようなお考えを持つて、今度の開発局の設置を望まない限り、そこにはどうしても意見の衝突、見解の相違、或いは事業分量に対するところの考へ方、時期に対するところのいろいろな何といひますか、検討のいろいろな角度に対する意見、こういうようなものが非常に食い違つて参るのではないか、こういう点が非常に心配されるのであります、それが結果的に

おいて道民の負担増というようなことが起きることを心配しておるようであります。私も北海道の道民の一人として、政府がとるところの積極的な開発、急速に歴大な国費の投入に対して反対をするものではありません。併しながらそれはどこまでも過去八十年の歴史を持つ北海道の開拓がどこまでも北海道の道民の民生の安定、自治体の正しい育成成長という上に、正しい日本の民主的な建設があり、復興があるのだという考えを忘れ、いわゆる国家主義的な、いわゆる国家の権力的な考えに對する一つの反抗といえますか、正しい民衆の考え方というものが起きて来るのは、これは当然だと考えまして、この点についていわれる今度の分断、分割と申しますか、いわゆるこれに對する一つの考え方を現地の事情を考え、北海道の開発の歴史を振り返つて見まして、その中でいわゆる団体委任の中でこれは認めるべきものは取り、知事としての機関委任としての方式の中でいいものは十分取入れて、いわゆる長期的な、基本的な施設を重点的に国がとるといふような点に對して話合

いが十分にできておらなかつたという点を私は遺憾に存しておるのです。それでもう少し、考慮の余地が、いわゆる地方行政調査委員會議の結論や、更に利根川開発法をめぐるところの問題を通じて道州制がやはりいさ／＼開発問題をめぐつて起きても参りましようし、又北海道の内部問題にいたしましても、現在北海道の国家地方警察は五つの方面隊を持つておりますし、又四つにするとか五つにするとかという分権論も起きております。これは当然行政事務の再分配と行政機構の再編成と

いう広範囲な問題が論議されておるのでありまして、こういう点も十分お考へになり、検討された上で、現地に對する開発局の設置、そういうようなものを十分に検討された上で、最後のにおいては非常にスムーズに行くというような形を私は地方行政委員の立場から質問を申し上げたのでありますが、残念ながら今日警察法もまだかつていふ、これをどつちかにしろというのが社会党の肚でございます。まあ私の想像でございますが、こつちのほうも重大と見ておられます、地方行政の立場から考慮しなければならんと思つておられますので、御答弁を簡単に承わつて、又したいと思つております。

○国務大臣(増田甲子七君) それじや簡単に御答弁申し上げますが、どうも国の營造物だと権力的である、国家主義的であるという、石川さんのお話とも覚えなないのでありますが、そうしますと、我々は民主的な国家だと思つております。終戦後に新憲法ができたが、政府又この国会は民主的の国会であり、民衆の代表者であり、公僕である、こういうふうな考えでおります。

昔のような官僚政治時代とか或いは三権分立の時代と違ひまして、国の營造物を持つておるといふことはこれは権力主義的でないかといふことになりまして、小樽港や或いは鉄道や、或いは郵便、電信設備等も、これはすべて北海道という自治団体のものがなくては行かん、こういうような声は内地にはございせんし、北海道では恐ろしくな

ある、そこで北海道庁は国の行政が多かつたということ、或いは国の出先機関であるということも、長官という言葉によつてもおわかりの通りであります。そこで国の營造物たる道庁であります。これが何んとかいたしまして、無償貸與の形式をとりたいたいと思つて、皆さんの議決を得なければなりませんから、皆さんが無償譲渡にせよといふようなことの強い御要望がござい

ますれば、民主的な国会の議決には民主的な政府は従いますから、無償譲渡といふこともいたさないわけでもございせん。将来考えたいと思つております。○石川清一君 急ぎますので、少し民主的な答弁が頂けまして、もう一歩民主的になれば満足いたします。北海道庁は行政機関の一つの施設として生れたのでありまして、港灣や鉄道の或いは駅と全然違ふのでありまして、自治体の運営だけはやはり今のようにもう一歩一切り下げてもらわれない限り、民主的ななどという誇りは持てない

と私は考えております。急ぎますので……○委員長代理(楠瀬常猪君) それでは建設委員會の岩崎正三郎君の御發言を許します。○三輪貞治君 議事進行について申し上げます。建設委員會は三人ほど發言者がいるのですが、もう十二時四十分になりまして、この辺で一つ晝食にしてあとやつて頂きたいと思つております。○賛成(「異議なし」と呼ぶ者あり)○委員長代理(楠瀬常猪君) それじや休憩にいたしまして、午後は一時半に再会いたします。

午後零時三十八分休憩

午後二時一分開会

○委員長(河井彌八君) これより休憩前に引き続きまして連合委員會を開会いたします。

なおこの際諸君に申上げておきますが、予算委員會も又連合委員會に加わることになりました。休憩前に小笠原委員から、この法案の実施に當つては憲法第九十五條の住民投票を必要とするのではないかと質疑、それから第二には、この法案に規定せる開発庁を執行機關とするのは地方財政法第二十一條に違反するのではないかと質疑があつたのであります。小笠原委員はここに御出席がありませんけれども、御出席なくとも政府から答弁を求むるということでありました。

○国務大臣(増田甲子七君) この北海道開発法の一部改正に関する法律が憲法九十五條に抵触するかどうかという小笠原委員の御質問に對してお答えを申し上げます。我々はこの北海道開発法は憲法九十五條に抵触いたさないと考えておるのでございます。というの

は、内地諸府県を国の行政区域とする、国の直轄事業を北海道においても行なつておるに過ぎないのでございまして、内地においては自治団体がやり、北海道においては国がやると、こういうわけではございせん。北海道においても内地においても国の行政として国の直轄事業を行う。その事業というものを地方自治団体たる北海道に任してあるわけでも何でもございせん。又いわゆる機関委任でもないのではありません。機関委任、多少法律の條文をよく讀んで見ますという、そういう性質はございせんが、ただ役人の

指揮監督を或る程度委任したらしい、併しながら農林省においても、建設省においても、この総理府の国家公務員を指揮監督しておる、事業の執行についても指揮監督しておる、全く法律上極めてあいまいな關係にあるのであります。要するに機關委任にいたしまして

も、地方公共団体のみの、一地方公共団体のみの利害に關する問題ではないのでございまして、日本国家全体に對して、国の行政として行なつておる部門に關する行政機構の改革の問題であるのに過ぎないのでございまして。従つて憲法九十五條によつて住民投票を要する法律と思われないことは、元來一部改正の根柢をなす北海道開発法自身も住民投票をいたさなかつた次第でございまして、今回の一部改正も、住民投票をいたさなかつた北海道開発法の一部改正に過ぎません。従ひましていろいろな意味から見まして我々は住民投票を要するといふ憲法九十五條には断じて抵触しないものであるという確信に立つておる次第でございまして。

○委員長(河井彌八君) 第二問は、地方財政委員會の當局から御答弁を求むることになつております。それ故に質疑を続行いたします。

○三輪貞治君 私は初めに總論的に北海道開発計画についてお尋ね申したいと思つてます。先ず一番初めに、過去昭和二年から昭和二十一年の二カ年に亘りまして計画実施いたされた第二期北海道拓殖計画自体の実施の實際を研究して見ますと、これは北海道より徴税された国税と北海道へ投入された開港をばいたして来たように思ふのでございまして。仮に今このような観点に

立ちましてこのような計算によつて一つの数字を出した場合に、これがどのような状況に相成り得るか、初めにお伺いしたいと存じます。即ち北海道において徴税されておる国税の額と北海道へ現在投入された国費との差額がどういふふうになつておるかということでございます。

○国務大臣(増田甲子七君) 三輪さんにお答え申し上げます。我々は今三輪さんの御指摘の線、即ちこれは第二次拓殖計画を立てるに際してのその前提をなす閣議決定の線に沿つて北海道の拓殖費を北海道に支出すべきものと心得ております。併しながら他の委員からも御質問がございました通り、終戦直前までは、終戦後もそうでございまして、外地に日本全体の目が向けられておつたというような関係があり、終戦直後はその情性もございまして、遺憾ながら閣議決定の線に沿つた国の拓殖事業費をオーバーに北海道に支出して飛躍的に北海道の開発を行うということができたかつた次第でございまして、これではいけないというわけで閣議決定の趣旨にもございまして、国が大いに北海道に力を入れなければいけないというわけで、北海道の開発庁というものも内閣に設けられました。開港審議会の答申に基いてできたのであります。あの理想的な北海道総合開発機構を作るべしという御答申もございましたが、先ず去年の段階としてはあの程度になつたのでございまして、着々我々は北海道の総合開発、国家行政機構の整備、充実に努める必要が、全日本国民の要請に照らしてあるものでございまして、開発庁ができて以来は、御承知の只今御指摘の閣議決定の

線を早く満足させるように一生懸命努力をいたしておる次第でございます。

○三輪貞治君 私に簡単に私の質しました要点をお答え頂ければいいのであります。が、遺憾ながら私の質問に対しての御答弁がないのであります。私は数字的にこれを求めておるのであります。二十九年の第二期北海道拓殖計画の当初の目標というものが、人口六百万、農地百五十万町を殖やすという計画において実施されたにもかかわらず、戦時中いろいろ事情によりまして、その計画が実際には実績において人口三百万、農地七十五万町の増加という約半分の実績に終つておるのであります。先頃からだん／＼増田長官が御答弁に相成りましたように、戦後非常に北海道の重要性というものが認められて参りまして、なお又戦時中のそういうたつたような悪い条件もなくなつたことであるから、更に重点的に北海道を開発するのだというような御発言に相成つておる考え方があります。過去において踏襲された基本方針よりも更にそれに倍加したところの強い方針が根柢にある、かように我々考える次第でございまして、併し私はその更に加つたところのことを申しません。ただ過去において踏襲されて参りました北海道から徴収された国税と北海道に投入された国費との差額、これをば仮に今計算するといつたしまして現在どうなつておるか、これは昨日から長官が申されました。この、本年度の計画になつておるものと見合うものであるかということをお聞きしたい。質問を申上げておるのでありますから、簡単にその計数を

お答え頂ければ結構なのであります。

○国務大臣(増田甲子七君) 只今申した通り、閣議決定の線は皆様の御指摘の通りであります。併しながら閣議決定の線まで実は来ておりません。但しこういう見地からものを考えますと、北海道は歳出のほうが多いのであります。北海道に対する歳出のほうが多い。というのは、北海道で我々が納税を願つておる国税の総額と、それから北海道において行ふところの公共事業費総額、災害復旧費或いは平衡交付金その他のものを、つまり補助事業費一切を加えて申しますと、国から支出される部分は北海道から入る歳入と殆んど開きがなくなる、こういうことに相成つておるのであります。或いは歳出のほうが多少多い。今御指摘の点は計算いたしました。後刻お答え申し上げますから、暫らく御猶予を願ひたいと思ひます。

○三輪貞治君 参考人のお描いたようでありますから、参考人の御発言があらまして、それに対する質疑応答等が終りましたあとで私の質問を続行することにいたします。

○委員長(河井彌八君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始めます。

○三輪貞治君 それでは今質問申し上げます。後ほど御提出を願ひまして更に検討することにしたしまして、第二番目に、北海道開発庁は企画機関としたしまして、開庁後すでに一年を経過するのでございまして、そこで企画庁としての北海道開発庁におきましては、すでに開発

の方策が一年間の間にでき上つておることと思ひます。が、如何なる資金計画と、如何なる目標で開発事業を推進するお考えでございまして、資料によりまして資金計画、それから開発計画の詳細を御説明願ひたいと存じます。

○国務大臣(増田甲子七君) 先ず簡単に三輪さんにお答え申し上げます。というのは、実は開発計画について申し上げますと、これは非常に長時間に相成ります。恐らく数時間が必要であると思ひます。そこで簡単に申し上げます。北海道総合開発計画は、開発庁においてこれを樹立策定するということが法律によつて命ぜられております。が、そういう使命を担つて開発庁は生れましたが、この使命を果すべく只今一生懸命に調査をしております。而して昨年は調査費がろくにございせん。ですが、今年度は皆さんが二千万円の調査費を計上して頂きまして、これは即ち北海道総合開発計画を樹立策定するところの前提である調査費でございまして、皆様の御議決にかかる調査費を有効適切に使用いたしまして、立派な総合開発計画を樹立策定いたしました。これが先ず簡単なお答えでございます。なお経過から申し上げますと、非常に長時間になりますので、以上のことで御了承願ひたいと思ひます。

○三輪貞治君 そのような抽象的な御答弁を私は願つておるのではないのであります。北海道開発法第二條によつて、この開発計画の案をば資料を以て、勿論それは詳細を盡すということになりまして、これは当然のことの短ふうにしたい。農産関係で申し上げます

と、米はこういうふうになりたい、じやない、米はこういうふうになりたい、或いは大差はこういうふうになりたい、こういうふうな……。

○委員長(河井彌八君) 増田君に申上げますが、資料があれば資料を配つて頂きたいということです。

○国務大臣(増田甲子七君) 実は資料は、それほど作つたものはない、例へば北海道総合開発十カ年計画というものは、そう余部はございません。それはこのところ中略で申上げますと、その次に北海道総合開発ということが是非とも必要であると私も信じてまして、二度目に我が政局を担当するや否や、北海道開発審議会を作りました。この審議会は主として北海道の総合開発、国家行政機構についての整備充実をせよという答申がございましたが、なおその他各種の答申があつたのであります。これも余部はございませんればお手許にお渡ししたいと思います。それからその次に石狩水域の開発計画という答申もございまして、これは余部がございましたらお手許に御配付いたします。最後に北海道総合開発計画というものが、北海道知事から提出されたものがございまして、これは皆様の議決にかかる開発法の中に、北海道知事は北海道の開発について意見を具申することを得、という條文に基いて出したものであります。これは私の忖度するところであつたか、これは私に於いて、その後あの当時行なつたような、総合的な科学的な調査を实地に行なつた結果で上つたものであるかどうか、机上で作り上げたものであるかどうか、その点私は不明でございます。私もそれがこれを拜見して、その結果の

所見を申上げますと、まああつちの港も作つてくれ、こつちの港も作つてくれ、国道も直してくれ、あそここの河川も直してくれといつたいわゆる陳情要求書の数字を合計されたものであるというふうな印象を私は持つております。

○三輪貞治君 私の伺ひましたのは、その今お述べになりました米はどういうふうにする、港はどういうふうにする、そのどういふふうにするのを開いているのであります。そういつたような抽象的なことであるならば、これはむしろ開発の方策というものは、こういうふうにするべきだということをばお話になつてゐるので、これは常識論であります。我々が聞いてゐるのは、企画機関としての北海道開発庁が、どのような開発の方策を一年間に立てになつたかということを知りたいのであります。そこで得る限りの、その委員会での説明をし盡されないような詳細なものでなくとも、歴大なものでなくともうございしますが、私の問うております趣旨がかないます程度のもので、資金計画と開発計画を添えて御説明願ひたい。又それによつての御説明でなければ意味がない。

○国務大臣(増田甲子七君) ここで御説明申上げますと非常に長時間になるのであります。例へば米の場合にいたしましても、米は霧の多い根釧原野でできるかどうか、霧をどういふふうに防げばできるかといふことは私にいたしましても恐らく三十分かかる。根釧原野で米を作る方法と申しますれば私も所見がございまして、併し最初申上げました通り北海道総合開発計画を北海道開発法に則つて樹立策定するといふ

ことは、すでに進行過程にある、而も今計年度は新しく入つて二月目でございます。まして、皆様の議決にかかる開発計画の前提をなす調査費が二千万円、皆様が議決して頂いたものであります。これを使いまして、科学的な調査を行い、そして立派な計画を作る、やるからには……。すぐ半年ぐらゐで作つてしまつて、あとは杜撰な計画でもそれを金科玉條として十カ年も二十カ年もこれを実施して欲しいといつても、これは非科学的であり不合理であると思ひます。そこで我々も認め願へると思ひます。そこで我々も、それ以上未熟なものがたくさんありますが、それでもよろしくつたら提出いたします。その未熟なものの内容の説明をすれば、これは非常に長時間かかります。私もその頭がまだ固まつておりませんが、その固まらない頭で、例へば十勝平野におけるじやがいもはどうか、うにせよといふこと、私の愚見でございます。この愚見を申上げますと、やつぱり十勝平原の大麦、十勝平原のじやがいもの関係でも、一時間くらいはかかる、こう考へております。

○三輪貞治君 増田さんは、これは北海道長官の御経験があつて、その御抱負をお述べになるといふことになれば、これは非常に長くなると思ひます。我々はそういう増田さんの深い蘊蓄を傾けての御意見を伺おうとは思ひません。すでに開発庁において採用されておるところの、決定されておるところの開発の方策、これはそれが實際に行われるような資金計画の裏付けができておる、こういうものをお聞きしておるのであります。でなければあなたが

非常にお詳しいからといふので、あなたの御意見を伺つておるということになります。それは何も開発庁の決定しておる開発の方策と同じものにならない。私が何故かといふことを御質問申上げるかと申しますと、一体北海道開発庁が発行して一カ年であります。その使命であるところの開発の方策が、實際できていないじやないか、そのできていないような状態において、更にその上に、進んでその實際の実施をば、執行機関をば、一手に総合するところの開発局といふものは、一体今作らなければならぬものであるかといふ、私はそういうつたような判断をしたために、實際に開発後一年でできておる資金計画の裏付けのあるものの御提出と御説明を願つておるのであります。あなたの深い蘊蓄を傾けての詳細なる御説明、御意見を承つておるのではないのであります。

○国務大臣(増田甲子七君) 私は皆さんにまだできていないと申上げます。とはもうしば、でございしますが、あなたも、すでに決定されておる、こうおつしやいます。事実の問題であります。事実が決定されておる。要するに我々が、あなたがたが本年度から使つてよろしい、去年はろくな調査費がなかつたのです。本年度から使つてよろしいといふこの二千万円の調査費を有効適切に使ひまして、立派な総合開発計画を作るといふ、こういうわけでありまして。然らば決定されてないにもかかわらず、本年度どうするか、こういうような御質問に移るわけでありまして、我々が今回行政機構の一部修正をいたしまして、こ

の修正をされた行政機構をば所管せしめようといふのは、あなたがたのおつしやつたような総合開発計画をこれに行おしめる、よく皆さんがそういうことをおつしやつておられますが、そうではございせん。たび／＼申す通り、国が従来行つておる直轄事業を行うだけでありまして。従つてその背景をなす資金計画はすべて予算でございまして。国費でございまして。

○三輪貞治君 たび／＼この総合開発という言葉をば、長官はこの総合開発という言葉を使はば、どのような範囲で、如何うに御解釈になつておるのであります。か、その点をお聞きいたします。

○国務大臣(増田甲子七君) 総合開発という言葉が私に使うのは、開発庁の使命は現地に設けんとする開発局とは違ふのであります。開発庁の使命は、北海道開発の法律に書いてございまして、総合開発計画を樹立し、これが施行について事務の調整推進に當ること、こういうことが書いてございまして、から、私が総合開発計画と言ふ次第であります。

○楠見義男君 関連して伺ひたいのですが……。

○委員長(河井彌八君) 三輪君よろしくございまして。

○三輪貞治君 またあとにいたします。

○楠見義男君 北海道開発法の第二條の北海道総合開発計画の問題で、今三輪君から御質問がありまして、先ほど増田大臣から内閣委員会でもそういうふうな話があつたといふことで、実は内閣委員会でも私からその点について御質問申上げたのであります。事業の

実施機関を今回の改正案で分けるに当
つて、その前提であるところのものは、北海道開発法の第二條の北海道総合開発計画、これにあるんだ、即ち第二條によりますと、「北海道総合開発計画を樹立し、これに基く事業を昭和二十六年から」云々と、こうなつておるので、従つてすでに北海道総合開発計画というものはあるはずだと、こ
ういうふうに私も理解し、従つて私はこの総合開発計画を資料として御提出願ひたい、こう申したのであります
が、今の質疑応答を伺つておりますと、北海道総合開発計画というものは
ないんだというように理解されるのであります。私が、どういふふうに我
は理解すべきであるか、その点をお伺ひたいと思ひます。

○政府委員(岡田包義君) 私より御答
弁申し上げます。北海道の総合計画は、この根本の大綱といたしましてはあ
るものであります。結論を先に申し上げ
ます。大綱におきましては、その地に
着くようにする意味におきまして現在
努力してやつておるのであります。そ
の一部分として、石狩水域開
発計画は具体的に、地に着く意味の具
体的に確定いたしまして、その初年度
といたしまして二十六年に予算を計
上することはできます。対象は石狩水
域の泥炭地五万町歩を対象にいたしま
した計画であります。それが一つ。そ
れから只今の二千万円の具体的調査
費を二十六年度にもらいまして、それ
を大綱に従ひまして地に着く計画を樹
立する意図を以ちまして現在努力して
おるのであります、その主なるもの

を申し上げますれば、主なる地域を想定
いたしまして地域総合計画の樹立、地
下資源の調査というふうなものを主
たる項目にいたしまして具体的にやる計
画になつておるわけでありまして。次に
その前段の大綱はきまつておると申し
ますのは、歴史から言ひますと今長
官が言われました、増田長官が北海道
庁長官時代に北海道庁だけでござら
なかつた審議会の答申が当時の金で行
きまして五千億、十一年計画、その中
味を申しますと金の上で最初に申しま
すと国費が二千五百億、民間資金とい
は政府の財政資金、金融の財政資金の
ようなものを加へまして約二千五百億
になる計算になつております。それ
から内容におきましては、究極におき
まして北海道の目標は極端的に人口的
に植へ付けるといふ観念でありませ
んで、人口が自然と殖えるような条件
に持ち上げてそして人口が殖える、つ
まり経済力が殖えておのずと人口が殖
えるという観念の下に計画いたして
おられて、現在四百万人のところを十
年後には八百万人くらいには是非いた
うという具体的目標を立てております
。それを究極の目標にいたしまして、例
えば十一年の間に土地改良を何町歩の
目標でやる、或いは道路をどうやる、
港灣をどのくらい作らなければなら
ん、こういう大綱の方針をそれを基準
にいたしまして、その後北海道の審議
会及び開発庁附属の審議会において審
議を経まして、そういうような大綱の
面においては手続を経ましてきてお
るのであります。それで刷物も用意し
たしまして差上げようと思つて大体で
きておるところであります。口頭で一
言申し上げる次第であります。

○三輪貞治君 まだこの問題並びに以
下質問点を残しております。が、只今
参考人が摘れたという御通告がござ
いますから、参考人の御証言があつ
て、それは對する質疑応答が済んで行
することになります。

○委員長(河井彌八君) 本連合委員
会は本日参考人として、田中北海道知
事、熊鷹北海道開発審議会委員、この
御両君を煩わしまして、北海道開発法
の一部を改正する法律案について、御
所見を伺ふことになつておるのであり
ます。それ故にこれから北海道知事田
中君の御発言を願ひまして、次に熊鷹
君の御発言を願ひすることにいたします。
而して大体の時間は質疑応答を込めま
して、それと約一時間と考へておる
のであります。諸君の御了承を願ひま
す。それでは直ちに田中北海道知事の
御発言を願ひます。

○参考人(田中敏文君) 今回北海道開
発法の一部を改正する法律案が政府か
ら提案されて、この委員会におい
て審議されるに當りまして、私をお呼
び出し頂きまして、意見を陳述する機
会を與えて頂きましたことを心から感
謝する次第でございます。皆さん方
の御高配に對して厚く御礼を申し上げ
る次第であります。実はこの話にいろ
いろ入りますに先立ちまして、只今委員
長さんから時間の点の御制約のお話が
あつたのであります。で私実は一昨日
この点につきましてそのお話を承わり
まして、お前の都合はどうかと言われ
ました場合に、私はその時間では非常
に短いというふうに感じましたので、
午後四時からの時間はよろしうござ
います、時間につきましてはどうか

もつと長い時間を與えて頂きたいとい
うことをお願い申してある次第でござ
います。(「異議なし」と呼ぶ者あり)そ
こで私只今皆さん方の御相談になつた
時間の範囲内で許す限り私は話します
が、恐らくそれでは十分でございま
すので、この問題の重要性に鑑みまし
て、その後におきましてどうか私の
意見を述べさせて頂きたい。皆さん方
にこの機会にあらかじめお願ひを申上
げる次第であります。(「異議なし」と
呼ぶ者あり)

○委員長(河井彌八君) 田中知事に申
上げます。若干よろしうございま
す。(「了承」と呼ぶ者あり)

○参考人(田中敏文君) 実は今度の問
題が起りますにつきては、私選挙
を終りまして後に、中央においてこの
ような検討が行われておるといふこと
の情報が入つて参りまして、実は私非
常に驚きまして、いろ／＼模様の調べ
ましたのであります。併しどうもはつ
きりしたことがなからぬ。而も
そのうちに新聞紙上に、北海道におけ
る新聞にその情報が公表されて、
非常に道内に輿論が湧き立つて参つて
おります。私もこの問題につきては
して、飽くまでも冷静に慎重に、感情的
でなくこれを扱わなければならぬ、
かような決意をいたしまして、この問
題に對して更に慎重検討を加えて、い
ろ／＼このうちに参つて陳情しておる次
第でございます。

北海道におきましては、五月の二十
三日に道民大会が開かれております。
この道民大会は各種の産業団体が主体
でありまして、それに各種の組織労働
者が加わりまして、総計約四千名の大会
でございます。この大会が出先機関

設置反對の決議をいたしております。
或いは北海道におきます北海道庁
の、北海道知事の諮問機関として作ら
れております北海道開発計画委員会が
これ又この問題については慎重に検討
すべきである、こういうこと決議を
いたして参つておる次第であります。
又先般の二十五日の全国知事會議にお
きましては、地方自治確立の観点に立
ちまして開発事業等に関する最近の出
先機関設置については甚だ了解に苦し
むというので、これらの措置につ
いて慎重な検討を加へられんことを声
明されておることも御承知の通りであ
ります。而もこの問題は、政府におい
ても極めて迅速に運ばれ、衆議院は御承
知のように通過いたした次第でありま
す。その間において私どもの意見は、
正式に表明される機会というものは殆
んど與えられていなかったものであり
ます。例えば二十三日に、例の北海道開
発審議会が開催されておりますが、こ
の席上における模様を私は出席して体
験いたしました。が、要するに政府の手
を離れておるのであつて、審議会自体
の意見の結論が出て、それが何ら取
上げられるというこの態勢になつて
いない。いわばこういうことがあつた
という報告が殆んど重大であるがごと
き感を受けたわけでありまして。そう
いうようなことで、私も各方面の輿論
の力と相付つて、私自身はここにこの
問題についてあらゆる観点からの私の
加へた検討の結果を皆さんがたにお伝
へ申上げたいと存する次第でございます。
実はこの問題につきまして増田開
発庁長官、或いは衆議院における論議
の速記録等からいろ／＼なことを私は
調べて見ましたが、結論付けて見ます

という、国の行政は国がやるの、いのだという原則論が機械的に主張されておるという印象を私は受けております。又本州並にするのだということも言われておりますが、この政府案によりますと、本州並というのではなしに、更にそれよりも遙かに後退した、地方自治の後退が現出するということも私は指摘できるのであります。或いは又諸種の議論の中におきまして、この際北海道の実態というものについてそれを基礎にするという行き方、考え方或いは又政治や行政の発足点であり或いは結局点である住民の生活というような諸問題について比較的關係がたれた印象を私は受けるのであります。又衆議院の論議にいたしまして、如何にも開発行政につきまして、北海道知事があやふやな極限で何ら法的にはつきりしていないのに、これをやっていると過ぎないのだ、こういう印象を興えるような発言が中に見えておりましたが、或いは北海道において国費の問題の扱いにつきまして、不法、不当の行為が行われておるといふようなことが表現されたり、或いは私自身が共産党の公認であるという、事実ありもしないことが言われて、こんな者どもと言うことは聞く必要はないというような発言も実は衆議院の本会議に見えております。私はそこでこれらの諸問題につきまして、総体的な私の観点の中から一つ々々これらに対する私の所見を感情的でなしに公正に皆さんがたの御判断を頂くためにいろいろ申し上げたいと存する次第であります。

そこで私はこの問題を検討する場合に、先ほど簡単に申し上げましたように、国の行政は国でやるという原則論、或いは行政論議に重点がおかれて、その他の観点からする発言が殆んど政府側からなされておらないように感じております。私はこの開発行政というものを論ずる場合には、勿論行政自体を問題として論ずる必要性を認めるのであります。併し同時にこれが開発行政でございしますから、北海道総合開発というものの、つまり開発行政がその一部であるに過ぎないところの大きな北海道総合開発というものが、一体どういふ形のどういふ趣旨のものであるか、これを政府は国策とされておることに対しては、私は全面的に賛成でございします。この総合開発の観点から見た場合に、この開発行政の問題がどう扱われるべきものであるかというような問題、或いは新しい憲法の精神に基づくところの地方自治の進展という観点から立つて見た場合に、これが実態的にどういふ影響を及ぼすかという具体的な影響をはつきりつかむというように、或いは法律上の諸關係、例えて申しますと、これが地方自治体における負担が当然多くなつて参ることを後ほど申し上げたいと思つて参りますが、そうなりますと、当然これは地方財政法の問題が起つて参ります。或いは又地方行政調査委員会という問題、或いは又道路法、港灣法という法律との関連性の問題、そういうような法律關係の問題、或いはその開発機構を、出先機関を作ること自体によつて起るところのプラス・マイナスの論議、或いはここに持つて参る間における手続上の問題、つまり私は官

選知事ではございせん、公選された知事でありまして、その私が責任を持つて実行しておる開発行政のこの大きな変動に対して、私に對して政府からの意見を求められたということは実はないものであります。そういうような手続上の諸問題、そういういふ観点から私は検討を進めたいと存する次第であります。そこでこの法案は、北海道開発行政の上におきましても、又北海道の自治行政にとりましても画期的とも言うべき重要な変革をもたらすものであります。で、この問題につきまして話に入ります前提として、北海道開発の沿革と、新しい時代に照応する総合開発の根本理念から先ず申し上げたいと存じます。

北海道の開発は、明治二年の開拓使設置以来、拓地植民政策を重点として強力に国策が推進されて、八十余年を経過し、その間種々の消長変動がありましたが、国策の意図するところと道民意思が固く結合しまして、且又これを行政面から見ました場合は、国の行政と自治行政とが緊密な連繫の下に一元的に総合的に実施し運営されて参りまして、僅か八十年の間に今日の成果を見るに至つたのであります。この輝やかしい発展の姿は全国民ひとしく認識するところと存す次第でございします。而して戦後の北海道総合開発は、国家的に重要な使命を達成すると共に、同時に又北方の広地帯の経済文化の後進性を克服して、住民福祉の増進と安寧を図り、又生活水準の向上を図るということを併せてその基本目標とするわけでございします。従いまし

て総合開発の基本目標を遂行するた

農、林、水、鉱等の豊富な未開発資源を有機的に開発する共に、これらの原始産業の振興を基盤とする高度の第二次産業を確立して、以て日本経済の復興に寄與し、なお併せて人口問題を解決する有力な環境をたらしめんとする決するのであります。と同時に、道民の生活文化の向上を図つて、更に又道及び市町村の自治体の根柢を培つて、国力の伸長、国運の進展に寄與するよう総合的な開発の実を挙げなければならぬことが強く要請されているのであります。従いまして当面の北海道総合開発のあり方は、総合開発と言ひますが、総合と申しましても單にいわば自然科学的な資源の有機的な総合に止まることなく、これをより深く、文化、科学的な、いわば住民文化との立体的な自治行政の面との総合にまで結合して、アメリカの TVA にあけるあのリエンタール氏が言われておりますように、資源の開発は自然自体の立体的性によつて支配されなければならぬということ、民衆が開発に積極的に参加しなければならぬという、この二つの北海道開発の場合におきましては基本理念としてこれを堅持すべきものであります。又これなくしては本当に北海道の開発の正しい実現は期待することができなかと私は考へてゐる次第であります。そこでもう少しこれを更に具体的な問題について私どもがどういふふうによつてゐるかということについて考へて見ますと、私は北海道のこれらの資源開発の問題につきまして、常にこれは日本の総合経済との関連を考え、又日本の総合経済の下における北海道経済の正しい位置付けというものの検討を行

なつて、資源開発における今後の正しい推進を図つて行きたいと考へてゐるわけであります。最近におきましては御承知の通り、例えば金であるとか、硫黄であるとか、非鉄金属であるとか、そういうような生産が總体的に重要性を増大して、北海道の資源開発がそういう観点からも極めて重視されなければならぬわけでありまして、ところがそういうような資源開発を図つて行き、更に又そこに人口を收容する場合には、私たちは常にこの北海道の経済の実態というものの調査をいたしております。そういう日本の大きな動きに關連して北海道の経済の実態がどういふ実情にあるかというふうな調査をして、そして総合開発の進展の誤りなきを期したわけでありまして、例えば北海道の産業構造についてその特殊性を見ますと、例の就業人口につきましまして、第一次産業には五三%、それから第二次には二三%、第三次産業には二四%の就業人口の割合になるわけでありまして、ところがそれに対する所得の形成を見ますと、二十三年度の調査によりますと、第一次産業が三三%、第二次産業が三六%、第三次産業が三三%に相成つております。従つて第一次産業について見ますと、就業人口が五三%であり、所得の形成する率が三三%である。従つて極めてこの形成率が第一次産業が悪い、その悪い形成率の第一次産業が就業人口の上で五三%も占めておる、こういう実態が北海道の今後における原始産業の進展という面から言つて、ここに一つ

この産業を進める場合には、資源の不足というだけでなしに、必ずそこに勤勞するところの住民の生活水準の問題、或いは労働生産性の高い生活水準を如何にして引上げるかという問題、それらに亘つて我々の行政措置は勿論のこと、各種の対策を單に道のみでなく、あらゆる政治家、或いは経済人たちの、或いは報道人たちの協力の下に正しい合理的な推進を図つて行かなければならないと考へたのであります。

ります。即ち自治行政と開発行政というものが、そういう総合開発の我々の考へ方を進める上からいつて極めて密接な関連を持たなければならぬといふことも当然おわかり頂けると思ふのであります。又事実におきましてその開発行政の諸問題は北海道においては地方自治の行政面との関連が極めて深い、これは本州に比べて極めて深い、これは後ほど申上げたいと思ひます。

成を保障する旨が明らかに定められておる次第であります。北海道は開道以來八十年間、その前半約三十年の間は全くの官治行政でございましたが、開発の促進に連れまして住民の自治意識が高揚して、且つ自治経営の能力も具するに至りまして、明治三十四年に地方自治の制度が北海道におきまして施行された次第であります。爾來五十年間官治行政と自治行政とは全く一元的に総合的に運営されて來たのでございまして、地方自治法の施行によつてもいわれる開発行政は道一本の態勢において実施されて今日に參つておる次第であります。このことは本道の自治は開発によつて誕生し、育成されて來たのであります。同時に開発行政も又地方住民の積極的な行政參加によつてこそよくこれが推進されてその効果を挙げ得べきものと信じておるわけでございます。開発行政を道から分離するということは北海道行政の実態に反しております。又地方自治の伸張を阻むものと存する次第であります。

る法令及び地方公共団体としての北海道の諸法規の主なるものを挙げて見ますと、こういうことに相成るわけでありまして。先ず地方自治法施行規程、第二、地方財政法施行令、第三、国庫負担地方職員に関する政令、第四、北海道道令、第五、北海道庶務規程、第六、北海道支庁規則、第七、北海道職員定数條例、第八、北海道土木地方部局規程、第九、北海道土木地方部局臨時條例、第十、北海道庁工事施行規程、第十一、国道路線の道路及び附屬物の区域及び供用開始、第十二、国道地方費道準地方費道の沿道の区域、その他私はここに二十一の番号まで用意してございます。そういうような広汎な諸規則、諸法規に改変を與えるほどの大きな問題であります。そこで地方自治の観点から一応以上申上げた次第でございますが、それに関連して、先ず開発行政の運営方式について少しく申上げたいと思ひます。

て、北海道における開発行政と一般行政のあり方について、なかならず国の開発行政が多年本道自治の育成的な役割を持ち、自然にその事務の中でも漸次自治体に同化して、いわゆる慣習的にも自治権化されて參つた面も非常に多いのでございまして、如何にして自治体行政と開発行政とが実態とマツチするような調和点を見出すかということが、北海道行政改定の中心課題でございまして、そのためには單に開発事業の面に立つのみでなく、地方自治の行政、財政、税制など、広汎な立場に立つてその解決がなされるべきものと存するのでございます。昨年の十二月の地方行政調査委員會議の第一回の一般的な勧告は、地方自治の充實強化を図り、國政の民主化を推進するといふ目的において行われております。その原則は、地方公共団体としては、これを承認すべきものと私どもは考へておるのであります。而もこの原則におきまして、ただ單に國の事務は國が行うといふものではございせん、地方公共団体の区域内の事務は、できる限り地方公共団体の事務とするという基本方針から、実施的な事務は、府県の区域を超える事務で、府県においては有効に処理できないものに限つて國が行うべきものとされております。その上に、北海道につきましては、先に述べた開発行政との関連においてなお検討すべきものとして留保されて、目下真剣な検討が行われつつあります。その結論に近付きつつあることも承知いたしておる次第でございまして、このときにおきまして、實際の担当者である北海道知事にはもとより、地方行政調査委員會議及び開発行政の分離によつて

き上つた計画であります。これが政府に提出されております。私どもはその中において資源の開発或いは人口收容と同時に、それをより強力に合理的に進める上から見ても、極めて必要であるところの住民、生活、文化の問題を取上げて、従つて教育、文化、厚生面に亘るところの広範面の事項を対象としたところの総合開発計画の推進を図つて行きたいと考へておる次第であります。従つて北海道の開発行政というものはいわばこれらの日本の国策である北海道総合開発推進といふことの中の一部を占める問題である。單に開発行政そのものを論ずるというだけでは不十分である。こういうような観点からしてこの総合開発の開発行政というものを考へなければならぬ。そこでそのように考へて來ますといふと、この住民の生活全体の問題との関連性が如何に深いということがわか

るべきではないかといふふうに私は考へておる次第であります。その次は地方自治確立という観点に立ちまして申上げたと思ひます。地方自治の確立を期することは民主政治を培養する最も根幹的なものでございまして、新しい憲法の條章におきまして、嚴として地方自治の本旨の達

特に今回の北海道開発法中改正法案は、道自治体の行政方式に対する大きな変革であります。これがために自治体の職員定数條例の改正、各種部局の設置規定、その他諸規則の改廃を余儀なくされると共に、行政の分離によつて当然行政費用の増嵩を來たし、地方住民の負担にも影響を及ぼすこととなるのであります。実態的には憲法第九十五條の、一つの公共団体のみに適用する特別法たる性質を持つものとして考へておる次第でございまして、今試みにこれらのこの法律案が成立をした場合に、若しもこれが成立をした場合に、これによつて改廃を余儀なくされ

政遂行の要素といはしましては、総合的・一元的な運営の方式が今後考慮せらるべきものでありまして、更に進めていけば、國と自治体と民間と、この三者の三位一体的な融合によつて初めて圓滿な遂行が期し得られるものでございまして、國が一方的に推し進めるよりも、現地にございまする行政の中心である自治体たる北海道及び市町村を活用して行うことが最も合理的な実施方式でありまして、北海道を中心として國、道、市町村、民間の協力方式をとるべきものと信ずる次第でございまして、北海道も併しその発達に連れまして、又一面シャープ勧告の線に沿ひまして、行政事務再配分の見地に鑑み

上、北海道につきましては、先に述べた開発行政との関連においてなお検討すべきものとして留保されて、目下真剣な検討が行われつつあります。その結論に近付きつつあることも承知いたしておる次第でございまして、このときにおきまして、實際の担当者である北海道知事にはもとより、地方行政調査委員會議及び開発行政の分離によつて

道費財政に相当の負担の増加を来たすことになる新たな制度改正について、地方財政委員会に何ら諮ることなく、一方これは、それが提案をなされておりますことは、その手続の上でも民主的でないばかりでなく、かかる重要な行政権の分離は、地方自治の本旨に反する、地方自治権の侵害でございませう。又シャウ・勸告の日本における問題は、依然として国の支配を減じ、地方団体の独立を増すことであるという、地方自治の新しい方向に副わないものと存せられる次第でございませう。

そこで、その次に、開発行政の執行に關する権限と責任の明確化の問題を申し上げます。政府の御説明に上りたいと思ひます。政府の御説明に、北海道知事に対する委任事務であるかどうか不明のまま、ただ單に開発關係の管理を指揮監督するという規定があるだけである。そして多額の国費を投ずる仕事について、行政権を持つ政府が国金に對して責任を負えない形態であると説明されておられますが、これは私どもに納得のいかないこととあります。委任事務であるかどうかというところにつきまして、若しも法が不備でありますならば、はつきりこれは委任するという規定を設ければいいだけのことであります。成るほど、開発關係官吏の人事権は、國家公務員法によつて知事の手から奪われておることは事実でございませう。併しその他の面におきまして、知事に対する委任事務に關連がないことは、地方自治法施行の際に、北海道長官の権限をそつくりそのまま繼承したという事実が何よりも雄弁に物語つておるものでございまして、従つて開発事業を担

任する土木部、開拓部、これは道の部であります。北海道の部であります。

開発關係管理の基礎規定であるところの、地方自治法附則第八條では、官吏は本來道の職員であることが規定されてゐる、又地方財政法施行令第七條におきましては、北海道開発事業は北海道知事が行うものとすることが明らかにされておられます。又昭和二十二年六月の北海道開発に關する行政機構等に關する閣議決定で、北海道の現地機構は北海道庁を利用するものとするとされてゐることによつても何ら疑念がなかつた。従つて現実に主務大臣から知事に予算を令達されて、事業執行の責任を負うてゐるのであります。この事實は何人も否定し得ないものと存するものであります。法令の上で積極的に委任するといふ規定を欠いてゐるのは、要するに北海道庁時代においては、藩制上北海道庁長官の権限を包括的に拓地植民の事務を処理するといふように規定して、その具体的事項の権限を規定する開発行政の実体法が殆んどなかつたためであります。故に当時存在した実体法であるところの道路法、北海道道路令、河川法或いは北海道国有未開地処分法等におきましては、開発事務に關する長官の権限に關する具体的な規定がありません。これが今日知事と読み替へられて、北海道知事の権限となつてゐる点からも、法的には北海道庁時代から引續き同一状態にあるといふ証明にはかならないのであります。次に政府が国会に對して責任を負ひ得ないといふ点につきましては、本事業の執行に對しましては、地方自治法上主務大臣の監督が認められております。事実上におきましては知事が主務

者の命に背いたことはないでございませう。従つて何ら支障なく行われておるものであります。憲法で行政権は内閣に屬するとして、これはただただ究極において行政権が内閣に屬するといふ原則を規定するものであります。

内閣がすべての行政機関を直接に指揮監督しなければならぬということではございませう。現に外局であるところの委員金は殆んど権限としては内閣に獨立して、又自治体、又その長に委任されておる国の事務は極めて莫大でありまして、今日自治体の事務の多くの部分が国の委任事務であるといつても過言ではないのであります。国の事務を國の機関がやるというのであるならば、なぜこれを改めないものであらうか。又少くとも地方自治法附則第八條に基く職業安定、保險等の事務に従事する官吏を國の機関になぜそれでは引上げないのか、その点誠に理解に苦しむわけであります。従ひまして現在の実態に即して、法が不備であるならば補正する方向に行くべきものと考えらる次第であります。そうして又開発行政である公共事業の実施を北海道知事に任しておくのが不適当であると言われるのであるならば、地方自治法施行以來四年間余り、何が故にこのままに放置しておられたのでございませうか。それは要するに現在機構が適切であると認めたらにはかならないのではないだらうかと考える次第であります。さればこそ昭和二十二年六月の閣議決定におきましては、北海道の現地機構は、北海道庁を利用するものとすることを明示して、又昨年北海道開発法制定の際におきまして、この精神を受継いでおることは当時の政府委員

の答弁によつても窺ふることと思ふ次第でございませう。次に政府は本法案の実施によつて開発行政を昭和二十二年の地方自治法施行直前の北海道庁長官時代の官治行政に復歸させるのであるといふように私ども説明を聞いておりますが、これは全く事實に反する御説明であると考えております。勿論北海道が人跡稀な未開の地であつた初期の時代におきましては、官治行政の行われたことは事實でありませうけれども、開發の進展に連れて、明治三十四年に北海道地方費法及び北海道法が施行されて、ここに北海道は府縣同様の地方自治体としての形態をも備へるに至つたのであります。爾來五十年北海道の行政は官治自治とともに北海道庁長官の下に北海道開發行政を中心として總合一体の關係において運営されて來ておるのであります。予算におきましては、戦時中におきましては國費の北海道拓殖費は七千万円乃至八千万円でありませう。道費の予算も國費予算額とはほぼ同程度のものでありまして、國の大規模な拓殖事業と併行して道費においてもこれに對應する、土木産業經濟の費用を計上して、兩々相俟つて開發の促進に努めて來たのであります。又北海道は北海道庁長官が自治体行政を管理しておりましたので、事實上道自治体の面を通じ開發行政に參與して來たものであります。自治法の施行によつてそれがそつくり現在の北海道知事乃至北海道に引継がれて來たものでありまして、本法案はこの長い歴史に大きな變革をもたらすものでありまして、全くこのために北海道の行政体系を兩斷するような重要な内容を含んでおるのであります。従ひま

して北海道庁長官時代の元に戻すといふことは、形式的な御所論でございませう。本質的には北海道行政を新たな形態に作り出すものであると申さなければならぬのでございませう。次に國費予算と道費予算との混淆使用について、大分問題にしておる方があつて、ございませう。この点につきまして、これは全く事實に反しておるのであります。現在の國費予算はその大部分が公共事業費でございまして、昔の拓殖予算の執行とは大いにその趣きを異にしてあります。実施に先立ちまして治安定本部の嚴密なる認証を受けるものであります。更に地区の変更、工事設計等の変更につきましても、その都度前記同様の認証變更手續を経なければ実施できないことになつております。又施工中、及び施工後におきましても当該工事の主務省のみならず、經濟安定本部、大蔵省、會計検査院等から、技術面においても會計面においても特別嚴格なる実地監査を受けるものであります。令達予算につきましても、その移用若しくは流用等は到底できないわけでございませう。この点については從來特別慎重に取扱つて参つたのであります。従つて過去においても以上申し上げたことに違ひなく、國に御迷惑をおかけしたような事實はないのであります。又今後においても決して御迷惑をかけることとはないと存じておる次第でございませう。

第四に經費の問題について申し上げます。政府はこのことにつきましては、分離後であつても、出先機關を作つた後であつても建物も貸すし機械も貸す

のであるから、経費は増加しないのではないかと、どうして増加するのかと言われている。そこで私はこの点を少し実態に基いてよく考えて見たいと思うのであります。先ほど申述べて来ましたが、北海道の開港は自治体行政運営の実態と密接な関連を有しており、過去幾十年間一本立運営の妙味を発揮して最小限度の機構と最低の経費を持つて最も効率的に事業を遂行して来たのであります。今ここに北海道開港法の改正によつて機構を分離して二元化するならば、それ／＼の事業を実施するために／＼の系統に属する事業の企画、監督、運営面の機構を設けなければならぬのは必然であります。現に今回の開港法の改正案におきましても、開港局には局長官房と建設部、農業水産部、港務部、営繕部の四部を置いて、その下に更に課を置かなければならないことは当然でございます。即ち局長、次長、部長、課長等を多数増置しなければならぬ。道のほうにおきまして土木部長、開拓部長以下各部長を道吏員として置かなければならないわけでありまして、又現地の土木現業所及び出張所におきましても、国と道との二本の系統に属する企画、監督、運営面において、所長、部長、課長以下機関構成の職員を二重に置かなければならないことは御了解頂けると信ずるのであります。かようにこれらの企画、監督、運営面の人員が相当増加するに伴つて、現場作業に従事する職員が減少することになる。この面の職員を増加させる必要が生ずることは当然でございます。更に北海道の土木事業は効率的な実施を図るために極めて周到且つ緻密な計画の下に、少数の

人員で施行して来たのであります。例えば同一の地域において国の事業と道の事業とが起工されている場合、一人の地方技官に道費事務を嘱託し、或いは道の吏員に国の事務を委嘱し、二つの仕事の監督を兼ね行なう得ることでもあります。竣工検定の場合におきましても又同様でございます。更に土木現業所の会計課長は地方事務官であつても道吏員であつても、同費及び道費の支出事務を一人で担当している等、すべてこのような方法によつて人員の節約を図つて来たのであります。この場合道費においては、国費職員に對しても旅費等を適切に支給しておるのであります。その方法は拓殖計画時代を通じて連綿として行なつて参つたのでありまして、決してこと新しいことではないのは皆様が御存じの通りであります。今二千七百余名に及ぶ土木関係の国費職員が、いわゆる時間外勤務協力による道費事業の消化量は、これを定員化するときは数百名に相当するものでありまして、以上を勘案するときは機構分離による定員増は、道が資料として提出した増員土木関係千四百二十人が我々は適切であると思ふが、それについては十分なる御検討をお願いいたしますのであります。とにかく職員を増加を要するということは確認して頂きたいのであります。即ち分離後道費事業の執行については、土木関係は道費職員八百二十六名のみによつては、如何に運用の妙を盡し活用しても到底達成し得られないところでありまして、多数職員の増置を必至とする事情を重ねて御了解頂きたいのであります。次に分離に伴ひまして、職口においてかかる増員を必要とする結果は、

延いてこれを新たに收容する庁舎公宅その他の施設の早急設置を行わねば事業の遂行が不能となるのであります。けだしこの費用は現下の状況においては巨額に達する次第であります。又機械器具につきましては、現在までは工事施工時期等を総合的な計画に基いて相互に流通使用を可能ならしめて来たのであります。例えば渡渡船を使用する場合、港務工事と、漁港工事を現在道知事一本で施行しているから、先に述べたようなことは可能であります。そうしてこの場合漁港で使用する場合には、渡渡船の運営費は当然道費で負担しております。併し港務工事が開港局に、漁港工事が道知事に二本建に分れた場合、おの／＼所管の事業進捗に熱心であればあるほど、他に貸付けすることが円滑に行われなくなることは当然であります。漁港工事の担当部に對しては、分離により機械器具購入費は八億六千八百余万円を要する旨の資料を提出しておるのであります。政府は現在のままでやれると言つたり、又相互に融通し合はばよいということ言つておられますが、仮に大きな機械は或る程度流通できたといつたとしても、常時使用するトラックのごときものまでも、全面的に借りることは常識としては不可能でございます。世帯を二つに分けた場合に鍋、釜の果てまで毎日借りたり貸したりすることはやつていけないことは御承知頂けると思ひます。従つて物を持つておる、機械器具を持つておる政府の側におきまして、いろいろ／＼実態に副わないところを議論されても、それは政府側にとつては何でもないことでありますけれども、機械器具を持たずして、これから買わなければならないという、持たない側の

北海道におきましては、到底それで済まされない実情にあるのであります。以上申し上げましたように、機構の分離によつて土木、開拓、企画等の部局を持ち、又全道數十カ所の土木現業所及び出張所に多数の職員を増置せねばならないことになり、又これらの收容施設及び機械器具等をも必ず設備しなければならぬ結果となることは必然であります。これらの経費を概算するときは、実に十数億円に達すると思はれるのであります。分離に伴ひ経費負担は必ず増加すると確言し得るものであります。この十数億円の数字の内容につきましては、私のほうから印刷物を各議員のかた／＼に差上げてある通りでございます。要はこの機構改革の問題は、その通り特に道にとつて多額な負担を伴うものでありますから、机の上の議論で簡単に結論を出して参つては困るのであります。従来の慣行と、現地の実情と、工事の実態とをよく御理解の上、果して経費がかかるか、かからないか、かかると思はれば幾ばくを要するかの諸点を先ず慎重に調査して頂きたいのであります。政府は経費がかからないといつておられますけれども、これは現地において十分調査を遂げられたかどうか、若しも私の申し上げる通りに経費がかかるものといひますと、当然地方財政法第二十一條の規定によつて地方財政委員会の意見を政府は求むべきであつたと考へられるのであります。然るにこの手續を経られておらないのでありますから、従つてこれは地方財政法に違背するところの違法の法案だと考えられるのであります。〔一時間経過した〕

要点だけ簡単に「重要な議案だ」と呼ぶ者あり。○委員長(河井彌八君) 委員諸君に申し上げます。田中知事の詳細な御陳述を有難く思います。併しなお次に権熊三郎君に御陳述を願ふことになつておりますので、権熊君は他に御用事がありませんから、田中知事の發言を一時その程度にとどめておきまして、権熊君の御發言を願ふことにいたします。権熊君。○参考人(権熊三郎君) 今度政府が提案になりました北海道開港法の一部改正法案、すでに衆議院は多数を以て通過いたしました。が、当参議院におかれましては、総合的に多数の委員会が連合して、最も慎重に御検討をいたしておられる態度に對しては、北海道民の一人として私は敬意を表します。この際衆議院議員たる私が当参議院に参りまして、一参考人として自分の意見を陳述することを許されましたことを光榮に存じます。私は北海道に生まれて、北海道に骨を埋めなければならぬ人間でございます。事北海道に關する限り、全く私は骨身にこたえて、諸君の御發言を尊重しつゝ拜聴しておる次第なものでございます。そこで率直に、時間もございませぬから私は成るべく簡単に申し上げたいと思ひます。北海道の公選知事であるところの田中君は、饒々詳細なる反対意見を陳述されました。私そばで伺つておりましたが、これは要するに、時間が一時間四十分の長時間に亘りましたが、反対の要点は何であつたか、第一点は北海道民の多くがこの改正法案に反対しておるということが田中知事の差げられたる第一点であります。第二点は北海道の総合開港

計画が、この法案成立によつて紛淆を来たすということ、第三点は北海道の自治権がそれによつて侵害せられる、そういうこと、第四点は、この改正法によつて北海道民の負担が過重せられる。この四つであつたように私は拜聴いたしました。これが田中君の言われるがごとく、全部その通りであるならば北海道に生まれた私は、この改正法案に賛成できない。田中君と同様に反対せざるを得ない。つまり私北海道民としてこの法案をつぶさに検討し、過去における北海道の開拓の状態をつぶさに調べて、現実の北海道の状況から見て、田中君の言われる只今の主張とは全く私は反対の意見を陳述せざるを得ない。従つて只今の以上申し上げました四点に対して私の考えかたを御参考にお供したいと思ひます。

田中君は北海道民の大多数が反対せられたという論拠として、道民大会において反対の決議がとられたと言ふ。道民大会というものの内容を新聞で拜見いたしました。北海道全の情勢によつて知りました。労働組合など多数集まつたそうですが、その数は四千数百名ということであり、数においてかなり大きな数であります。四、五十万の人口、この労働組合一派の人数による道民大会なるものが果して道民の多数の意見を反映せしめたものであるかどうか、私は必ずしも田中君の意見に賛成できない点があります。

ある。(自由投票だ)「その通り」と呼ぶ者あり)それはそういうこともありましようが、今急いでいるからそんなことはできない。私どもは率直に簡便には北海道議會の意見というものは、知事があれほど自治権を主張せられる人であり、それを尊重せねばならぬのであります。(その通り)と呼ぶ者あり)去る二十一日—二十六日の間知事不在中、平野副知事の下において北海道議會が開催せられ、議を道會で決定してもらいたいということを中心要請せられました。二十一日から二十六日に至る一週間の会期中、遂に道會の多数の意見は知事の意見とは反対に、本案に反対するといふ議決ができなかつた。即ち本案に賛成といふ考え方である。従つて自治権を尊重する田中知事の主張を尊重するならば、道會における多数の意見といふものが尊重せられねばならないということにおいて、北海道民の多くがこの改正案に反対しておるといふ論拠が薄弱であるといふことを私は述べたいのであります。(その通り)「討論会でないぞ」と呼ぶ者あり)私は論争に來ておるのではないから疑問があるならあとで承つて置きたい。(落ちついて)と呼ぶ者あり)落ちついておりますよ。あなたがたのことではないから、自分の国のことですから、命がけです、私は。

そこで第二の問題は、この法案通過によつて総合計画に紛淆を来たすと言ふ。これはどうしても私は考えが及ばない。総合計画というものは目下はどういうふうにしてでき上つておるのですか。諸君は曾つて社会党首班内閣の

際に国土計画の法案に賛成せられたかたがたでございませう。そうしてそれが根拠となつて昨年の総合開発法ができるものは北海道の自治体が自主的にやるという計画では断じてないのです。これは明治二年、田中知事が言われたごとく、芝罘上寺に開拓使が設置せられて以来北海道の開拓といふものは北海道民のみずからの負担による自治的の開発では北海道は今日の開拓はできなかつた。今日以後といへども四百三十万の貧弱なる北海道民の財政負担を以てしては北海道の開拓といふものは断じてできない。私どもは多々ますます弁ずる北海道開拓の費用といふものは日本国家の大きな政策として取上げられて、国費を度大に投入することにしておいてのみ所期の目的を達することができると私どもは希つておるのであります。それが今日始まつた問題ではない、八十年の歴史ごとく然りであります。従つて北海道開拓は八十年の昔から日本の一貫したる大きな計画であつたのでありまして、当時過去における内閣におきましては、北海道の長官の人選といふものは非常に地方行政官のうちでも重要な人事であつたのであります。私どもは戦争前北海道民の要求としてこれを黒田開拓使長官時代のような權威ある政治力を持つ政治家によつて開拓をやつてもらいたいといふことから、北海道知事の親任制といふものを陳情したことさえあります。そうして親任官の待遇を持つようなものをやつて、それで北海道の開拓をするといふくらい北海道民は国の力に頼つたのであります。それなくして

は開拓はできません。即ち開拓の根幹をなすものは何でございませうか、ことごとく地方自治体の財政などではできるものは一つもない。港灣の開発、道路の建設、農地の改革、森林行政、地下資源の開発、どうしてあの貧弱な北海道の實力を以て自治的の考え方で以てどうしてできませうか。即ち終戦後における国土開発の法案は、このことによつて北海道、本州、九州、四国の四つの島国に追ひ込められたる日本の総合開発といふものはナンパワンは北海道以外にないといふこと、当時官房長官は西尾末廣さんでございまして、その当時において北海道開発法案を作つたかつた、関係方面は一部分たる北海道の開発は許されないう、全日本の開拓といふことなら許すといふので国土開発法案といふものがOKをつたのであります。併しなからその当時の内閣官房長官西尾末廣さんは、これはGHQの関係でそういう法案の体系となつてゐるけれども、本當は北海道をナンパワンとして取扱う、そのためには内閣は非常なる力を注ぐ、そういう大計画の下にきて、そうして遂にその計画が具現したのが去年成立いたしました北海道開発法であります。それ以来法律に基きまして、大体参議院から委員が出ております。衆議院ももとより出ております。北海道に關係深き学識経験者等多数を以て審議會を構成しておりまして、この審議會の決定なくしては北海道の総合開発計画といふものは成立しない。この審議會はまさに内閣に直屬してゐる北海道開発庁の下にあつて、これは法律の規定に基くこの答申なくしては北海道開発計画といふものが成

立しない。従つて国の直轄事業として、いわゆる日本の重大なる国策として遂行せられます北海道の開発計画といふものは北海道議會の自主的に決定する問題にやない。もとより北海道の知事は北海道の開拓を念願しておられますから自分の諮問機関として、自分の、この北海道の中にも審議會などと言ふことと同一のまぎらわしい名前前で同じ性質を持つておる委員会を持つておるといふことで、そうしてそれらの研究と答申は、内閣に対する答申諮問機関と同様だ。それにはもとより北海道の人々の考えですから内閣においてこれを尊重しなければならぬ点でございませう。私は法律で認められたる北海道の開拓審議委員会の一委員であります。この審議委員会といへども北海道の知事の下に構成せられたる道議會等が協賛しておるところの開発計画といふものを無視する態度に出でたことは一遍もない。ことごとく全部これは関連性があります。併しこの事業の計画と事業の遂行とは全く国の行政なんです。国の強力なる力を以て、歴大なる国費の力を以て北海道を開発するのでなければ北海道といふものは開発できないのです。思うに私今にして胸をつかれる思いをするのは明治十四年でございませう。明治大帝陛下が北海道を巡幸遊ばされまして、北辺の地北海道の状態をつぶさに御覽遊ばされまして、北海道をお去りになるに當つて函館において残されたる重大なるお言葉がございませう。それは北辺の地北海道の開拓は日本国將來のために重大なる問題であるから北海道から上る国の収入はすべてこれを北海道に還元せよと、こういう有難いお言葉が

は開拓はできません。即ち開拓の根幹をなすものは何でございませうか、ことごとく地方自治体の財政などではできるものは一つもない。港灣の開発、道路の建設、農地の改革、森林行政、地下資源の開発、どうしてあの貧弱な北海道の實力を以て自治的の考え方で以てどうしてできませうか。即ち終戦後における国土開発の法案は、このことによつて北海道、本州、九州、四国の四つの島国に追ひ込められたる日本の総合開発といふものはナンパワンは北海道以外にないといふこと、当時官房長官は西尾末廣さんでございまして、その当時において北海道開発法案を作つたかつた、関係方面は一部分たる北海道の開発は許されないう、全日本の開拓といふことなら許すといふので国土開発法案といふものがOKをつたのであります。併しなからその当時の内閣官房長官西尾末廣さんは、これはGHQの関係でそういう法案の体系となつてゐるけれども、本當は北海道をナンパワンとして取扱う、そのためには内閣は非常なる力を注ぐ、そういう大計画の下にきて、そうして遂にその計画が具現したのが去年成立いたしました北海道開発法であります。それ以来法律に基きまして、大体参議院から委員が出ております。衆議院ももとより出ております。北海道に關係深き学識経験者等多数を以て審議會を構成しておりまして、この審議會の決定なくしては北海道の総合開発計画といふものは成立しない。この審議會はまさに内閣に直屬してゐる北海道開発庁の下にあつて、これは法律の規定に基くこの答申なくしては北海道開発計画といふものが成

立しない。従つて国の直轄事業として、いわゆる日本の重大なる国策として遂行せられます北海道の開発計画といふものは北海道議會の自主的に決定する問題にやない。もとより北海道の知事は北海道の開拓を念願しておられますから自分の諮問機関として、自分の、この北海道の中にも審議會などと言ふことと同一のまぎらわしい名前前で同じ性質を持つておる委員会を持つておるといふことで、そうしてそれらの研究と答申は、内閣に対する答申諮問機関と同様だ。それにはもとより北海道の人々の考えですから内閣においてこれを尊重しなければならぬ点でございませう。私は法律で認められたる北海道の開拓審議委員会の一委員であります。この審議委員会といへども北海道の知事の下に構成せられたる道議會等が協賛しておるところの開発計画といふものを無視する態度に出でたことは一遍もない。ことごとく全部これは関連性があります。併しこの事業の計画と事業の遂行とは全く国の行政なんです。国の強力なる力を以て、歴大なる国費の力を以て北海道を開発するのでなければ北海道といふものは開発できないのです。思うに私今にして胸をつかれる思いをするのは明治十四年でございませう。明治大帝陛下が北海道を巡幸遊ばされまして、北辺の地北海道の状態をつぶさに御覽遊ばされまして、北海道をお去りになるに當つて函館において残されたる重大なるお言葉がございませう。それは北辺の地北海道の開拓は日本国將來のために重大なる問題であるから北海道から上る国の収入はすべてこれを北海道に還元せよと、こういう有難いお言葉が

あるのです。その言葉によつて感奮興起したる政府と北海道民は初めて北海道拓殖計画なるものを合理的、科学的に研究し始めて今日に至つております。たゞ、満洲事変勃発後において国内政策に要するを来たされまして、北海道では極端なるものは北海道のごとき大正な土地はいつでも開拓せんとするならばできるから、これは満洲に力を注ぎ、大正な宝庫としてとつて置くという議論さへありまして、私どもはそれに反対ではありましたが、ともあれ戦争以来というものは北海道の開拓というものは閉却されておりました、北海道の開拓計画は半端なものになり終つたのであります。今や開拓法の実施を見て、私どもはここに全国家の総合的力と膨大な国費を投じて、本當に北海道を開拓するものでなければいけないのであつて、これは全く国策の線に沿つていなければならぬ、一部は、北海道の矯激なる分子は、北海道独立論などというものを主張いたしまして、政府は干渉するな、金をよこすな、北海道は独立したいのだなどと不遜な言辭などを弄するものなどがありまして、我々北海道民の心胆を寒からしめております。(笑声)そこで私どもはそういう暴説には同感することはいけません。まじめに北海道を本當に日本国のために開拓せんとするならば、これは膨大な国費の力、そして国の権威により、国の行政においてやる以外にはない。そこで私はこの法案が出たことによつて、総合計画の紛淆を来たすという点は、あらゆる点から検討しても毫末もないということを、私は審査委員の一員として断言いたします。そうして紛淆を来たさないという

事實は、過去の拓殖計画というものは、官選の北海道長官の手によつて、内閣総理大臣監督の下にやつておつたからびつたり行つて国費が自由に移入して行くという途が開かれておつたが、どうもこれは公選の知事になりまして、自治権の発展にはなりまして、現在総理大臣の監督権、或いは指揮命令というものは直接に地方の知事には及んでおりませんので、その点や旧来の長官制度時代よりも、北海道開拓のためには、私は甚だこの開拓進展のために今までの状態では面白くない、こういうことを、多数の北海道民は考へてゐる。我々はそれを主張して、去年開拓法案成立当時、すでにあの終戦後地方自治制確立の當時にこの制度を改めなければならなかつたものを、政府の怠慢と言ひましようか、何と申しましようか、今日までこのことなかつたことは、それだけ北海道の開拓が遅らせてゐるのではないかと、むしろ私は心配してゐる。今回の改正によつて、断じて総合開発の紛淆を来たすということはございませぬ。

第三は、この法律制定のために北海道の自治権が侵害されるか。諸君、自治権とは何ぞや(笑声)あなたがたに説法は申上げることやめましよう、(笑声)住民の責任と負担において、権利が伸張して行くことなんですね。この法律を履行したことによつて、北海道民の権利と義務は毫末も侵害されておられません。ただ公選知事をたつた田中君が今まで国家公務員四千八百七十七名をみずからの指揮監督の下に置いたという手数がなくなつて、むしろそういうことにつきましては、他の

ほうに精力を盡して、田中君はここでも言ひました、厚生、文化、生活水準の向上、これなどはひとり北海道に限つたことではございません。全国どの県でもこの問題を無視する知事は知事たる資格はない。特殊な北海道だけは無視していいというのではない。そこで国の直轄事業などに四千名から十名を指揮監督するといふ苦勞が割かれるならばこそ、北海道住民の自治行政のために田中君が十二分の力をその方面に發揮せられることこそ、北海道住民に親切なことであつて、決して北海道自治権の侵害ではない。(その通り)と呼ぶ者あり。そういうふうには考へます。(参考意見にならない)と呼ぶ者あり。それから知事という官職の下にある知事の行動の枠が狭められるといふことが、地方自治体の自治権の侵害とは全く關係のないことだ。自治権とはその住民の権利義務のことだ、地方長官の権利勢力範圍のことではない。そういう意味において、この法案実施のためには、北海道の固有の自治権が毫末も私は侵害せられないと思ひます。

第四の点、この法案実施のために北海道の道民の負担が増額せられる。これは一体どういふことでございませうか。私は政府当局の説明によれば、膨大な計画を立てて、膨大な資金を、今年は約百億要するのです。公共事業費で七十億、正確には七十億四千万円でありまして、それから災害復旧費二十億、合せて約百億の金が要ります。私どもは当初この予算をきめる場合に、去年の十月からの問題、少くとも開発庁ができてから、我々の答申したところの計画を、忠実に遂行しな

も、今までの計画が中断しない、後退しないために……、拓殖計画というものは恒久性を持つておるのですから、ぶち切られたらそこで停頓するのじやなく、ぶち切られたら後退するので、港灣の突堤をそこまで出す、次年度において金をやらなければそこで止まつておるばかりでなく、波で壊れて後退する。道路の修築もそうです。それでですから私どもは開拓法案が出た以上は、今国家財政窮乏の折柄ではありまするが、北海道だけのことで御無理を申上げるのもどうかと思ひますけれども、今までやつた計画がせめて現状維持を一步前進する程度、これが後退せざる程度の金だけは国庫が負担する義務があるのじやないか。そこで大蔵大臣に折衝いたしましたところ、池田大蔵大臣は当初は四十億出すと言ひ、ところがだん／＼交渉の結果、ざり／＼結着で五十億出す、そんなことでは今言つた旧来の継続工事といふものは後退してひそめられてしまふ。そこで担当大臣であるところの増田建設大臣に迫りました。あなたは北海道の事情を知つておるじやないか、こういうことではいかんと、あらゆる折衝の結果、きまつたものは去年の十月の七十億四千万円、これは我々の要求した額より五十億足りない。これは我々の政治力の弱さでございまして、ところが、北海道のために私は実に残念だと思ひます。それでもとにかく七十億四千万円の公共事業費を取ることができたら、この予算を取るのについて田中君をあえてこの席上で攻撃するのでも、非難するのでもございませぬけれども、その／＼この北海道開拓法案なるものが、去年国会を通過した際、参議院の状況は私には記憶にございせんが、衆議院におきましては社会党はこの法案に反対なんでありまして。従つて社会党員たる田中君は、これは反対だ、この案が通過した後に、参議院の選挙の際に援護説をしたが、この案に對して、北海道開拓計画というものに公然と反対の演説をしてゐる。これは北海道の悲劇だと思ひます。北海道公選の知事であるといひ、私は北海道の血となり心となる田中君が、国策の線と並行せざる考へ方、マツチセざる考へ方を持つて、逆に政府の施策を公然と反駁するという態度は何たることとございませうか。これは何も田中君個人のことでなくて、北海道四百二十万の悲劇だと思ひます。現に今回の選挙が終つた途端に田中君が出された文章に、「討論しやないぞ」「意見、意見」を呼ぶ者あり。現内閣を罵倒されまして、我々はこの吉田内閣と反対の立場にあるもの……意見述べろ、討論せよやないぞ」と呼ぶ者あり、その他発言する者多し。

○委員長(河井彌八君) 諸君に申し上げます。御静粛に願ひます。

○波多野鼎君 議事進行について……、今日は参考人として意見を聞いておるのであつて、討論を聞いておるのじやないのですから、嚴重に注意して下さい。

○委員長(河井彌八君) 諸君に申し上げます。折角十分に御陳述にならうというのでありますからどうぞ……、討論という意味になるかどうか知りませんが、よくこの御陳述を御静聴願ひます。特にこの際は御静聴をお願いいたします。

○参考人(熊三郎君) 大変不作法で

委員諸君の感情を害した点がありますのは恐縮に堪えません。衆議院等では間々こういう大きな声を出しておりますので、つい習性となつてこういうふうになりましたが、決して悪意は少しもございません。(笑聲)そういうわけで、私はこの北海道開発法案成立以來、田中君はこの法案自体に反対して、この内閣の施策に反対である、そうして選挙後においては、吉田内閣を爆撃するという文字を使つておる。これでは私は北海道のために不幸だと思ふ。現に北海道知事たる田中君は、その職責上議長と共に審議会の委員である。昨年以來この法律が制定せられまして、本年本月の二十三日の審議会まで一度も出席したことはないのです。私は残念だと思ふ。田中君はそれほど北海道開発のために熱意を注がれるならば、中樞をなすこの計画を樹立する審議会に、部下などを派遣して、自分は来ないなどということは、それは北海道のために親切な行動だとは私は思われない。そういうことを、よくあなたがたは勘案して、北海道はどういうことで今動いているかということをも十分御検討願いたい。そこでこの法案が通過すると、北海道民の負担が重くなるということはどういうことだ。私は先般この点も審議会で十分突つ込んで聞いて見た。驚くべきことを田中君が今言つておる。国の財産で買った国の機械をただで借りて使つておつたりなんかして、大変便利だつたと言う。諸君、これは一体何のことなんです。いやしくも国会は国の予算を一錢一厘といえども非合法に使うことをこの席上で論議し、これを認めるということとは、他は知りませんが、国会の論議と

しては、私はこれは許されないことだと思ふ。(「そうだ」と呼ぶ者あり)そういうことを若しやつておるならば、北海道のためにいいことだと思われない。而も今日以後においてこの法律が通過すればと、大臣は責任を持つて言明せられた。将来はこの機械器具の貸與關係等については内規を作つて、北海道のために便宜を興えたいという所存である。明確な手続の上に北海道が利益することを研究して置くことは、北海道のために賛成である。事非合法と思はれるようなものを、それが好都合であるからというので、隠密の間に不当と思われるような行為をあえて遂行するというのがときときは、国会の論議としては、私はこれを相手として戦うことはできないのであります。従つて若しそういうことのために北海道が金がかかることならば、正しき事のために北海道開発のためになる……苦しい北海道民のふところではあります。が、合理的問題としてならば、納得の上では私も幾らでも金が出されるのではなからうかと私は思ひます。而も今日北海道の道民の負担は限界に達しておると言われておる。然るに田中知事の説明によると、これを遂行するには非常な人員の増加を来たさなければならぬ。内閣においては、国庫事業だからそういうことはないということを言明されておりますが、私は一応政府の説明を信頼して置こうと思ふが、北海道は我々の所ですから、なぜ北海道は八百人から増員しなければならぬのか。戦前はあれよりも効果を挙げた拓殖計画事業においては、僅か二千人くらいの職員でやつていた。今日では職員一万人を超えているじやないか。私は今日の日本の国家の運営上非常に非能率的にたくさんの人を遺憾ながら抱きかかえておる点というものは、ひとり無駄ということでは私は反対はできないのだらうと思ふ。狭い日本に八千万からの人口がいるので、一面これは社会政策的に、失業対策の一環ともなつておる向きもありましようから、必ずしも人員の多きを以て私は非難いたしませんけれども、少くとも北海道という所に曾つては二千人であつた、それが一万二千人からも、一万人から殖えておるといふ。これが若し事実であるとするならば、私は詳細な統計を持つておりませんからこのことは申せませんが、少くとも三、四倍の職員になつておるといふ。これは北海道民としては堪えがたきところで、どうか田中君の監督よろしきを得て、もつと科学的に、もつと能率的に、もつと清純なる行政が行われることを私は期待してやまないでございませう。

只今まで一時間四十分を亘る田中君の御演説は、陳述は、以上申し上げた四点でありまして、あとまだ残つておる点でありますから、その問題は別の機会に私は申し上げたいと思ひますが、本日只今この席上で私は田中君の主張に基いて、その反対意見を述べたのでございませう。私はそれは別個に、どうしてもこの開拓法案の一部改正を一刻も早く通過してもらいたいという一つの念願を持つております。それは丁度この内閣は今予算編成期を目の前に控えておる。この機を逸したのでは意味をなさぬ。そこでこの予算編成期を目前にして、北海道の機構を、本當に政府の責任において一貫するような積極的の態勢を整えることができるよ

うな機構に改めて置いて、さてこうなつたから金をうんと出せと政府に我々はこのから迫らなければならぬ。そのためにはどうしても七月……内閣の予算は今から手をかけておるそうですが、大体コンクリートされて行くのは八月から九月の頃でございませう。それまでの間に我々は北海道の開拓計画というものの根幹をきめて置いて、内閣の金を出しやすいうに、国会の承認できやすいような体形に整えて、少くとも国会に対するこれらの重大なる費用の責任者は、堂々たる國務大臣がこの国会に参りまして、責任を帯びる立場において、使いこなしてもらわなければならない。北海道の知事は、公選のあつた人気のある知事ではありますけれども、この重大なる会議に、一参事人として陳述しておるという程度である。この人を以て、こういう立場の人を以て、この莫大なる国家の一環をこの人を中心にして置くからということは、私は国家の機構上からいつても面白くないじやないか。自治体の知事は自治体のために全く独立の権利を持つて自治体のために親切に働いてもらいたい、北海道のような未開発の地は、北海道の自治体の力を以てしては遺憾ながら開拓ができません。内地府県のかたへは或いは迷惑かも知れませんが、大きな国家的観点からいへば、全日本の莫大なる利益であるというところを思うときに、内閣が膨大に投入する、そのためには内閣が国会に対して責任を負うことができるような機構を整備して置いて、国会がこれらの案を審議するに當つては、明かに、そうして正しく積極性を持つた北海道の開発計画というものを

を樹立したいというのが私の念願でございますので、時期はこの時期を逸したのでは又予算編成期には間に合いません。どうか編成の前に機構を整備して置いて、強力なる北海道民の意欲に基いて予算を莫大に取ることができるよう、一つ御心配を願ひたい。なお私ここにたくさんの方の電報を持つて来て参つておりますが、これは甚だこういうものをここで申上げることとはなにございますけれども、先般来北海道の町村長から私どもに、この案の成立反対の陳情電報が来ております。そうかなあと思つておりますと、忽ち二、三日前から、その反対をした理由をつぶさに書いた賛成電報が来ております。これは私一人ではございませぬ。北海道出身の議員にはことごとくだらうと思ひます。この電文は長い電報でありますが、大体を読んで見ますと、実は支庁長からたつてこの法案に反対電報を打つたが、肚の中は賛成ですからどうか電文に囚われずに本案成立に盡力して下さい。(拍手)これは私一人じゃありません。北海道出身の議員の皆さんのところに来ておる。これらの状況から、北海道の実相が如何なるところにあるかということをよくお考え願ひたい。いやしくも北海道はいろいろな政党から代議士や参議院議員を送つておりますけれども、今日まで終戦後五カ年の間、事北海道に関する問題では、この問題以外に北海道の参議院議員、衆議院議員が意見を異にした試しはない。いつでも政党政派を超越して、北海道開拓のために一致して、団結して、私どもは推進して参つた。たま／＼この問題のために一部の人々

い、中立の人がよいという根拠に立つて市長も知事も政党的党籍のない中立的人物がよいのだという私どもの終始一貫変らざる論拠に立つて私は、選挙の行動をしたので、選挙の結果にまで私どもが何で批評ができます。これは北海道民の大多数の協賛を得て立派に当選した立派な北海道の知事でございます。その点は誤解のないように願います。

○委員長(河井彌八君) 岩崎正三郎君。簡単にお願いいたします。

○岩崎正三郎君 簡単に御質問申し上げます。推熊さんが北海道のために御盡力下さつて誠に御同慶の至りでございます。とにかく北海道もたくさん国費を投入して開発をしたいという念願からいへば問題が起きておると思うのであります。ところで北海道へ金を入れるということ、これは何も北海道長官から権限を減らしたから入つて来るわけでもない。それは北海道開発庁の計画がすつかりできておる、こういう点においてこういうふうに入金されるべきであるという予算面との総合においてこれは金が入るのであつて、それを如何にして実施するかという問題でございますが、この場合におきまして、先ほども増田大臣が言つたけれども、関東や東北が開発庁を作つて政府の力によつてやつてもらいたいと言つておると大きな声で言われましたけれども、私は利根川の問題を指摘しておりますけれども、私はかようなことを言つておるのは止むを得ないから言つておるので、できるなら関東は関東州として大きなグループができるならばそれによつて我々はやりたい、民主的にやりたい。そうして国家の力を投

入してやるのが私は本當に民主的な政治ができると思う。幸いに北海道においては県はないのであります。北海道は北海道という道を持つておつてこれは関東のように各県が分離しておるのではない。北海道というものはそういうような非常に恵まれた島にあるのだから、私は北海道の仕事を北海道の人によつてやらせるべきだ。金は政府から持つて行つてもよろしい、金は中央から持つて行つてもよろしい、そういうことをやるのはやはり自分の家の近所のことは自分の家の近所の人がよくわかるのである。又お互いの気持もわかるのである。特に北海道のごく原始河川、原始道路においては、尙更我々はそういう地元の協力を余計に必要である。そういう意味からして関東においても私は止むを得ないからそういうことを言つておるので、できるならば、関東州として大きくできるならばそれによつてやつたほうがいいのだ。それが民主的である。それが最も民意を上達するものである。幸いに北海道はそういう意味において民選知事ができておる。過去におけるところの官僚知事がやつたから、官選知事がやつたから、或いは開発長官がやつたから、そういう方法でやつておるのはいけれども、今度は民選知事では駄目であるというのでは誠にあなたの考えは苦い考えであります。民選であるならば北海道のことはよくわかるのである。私の心持はそういう意味でありますから、その点をあなたにもう一遍聞きたいと思つております。

○参考人(推熊三郎君) 大変お答えしたいところを聞いて頂いて誠に結構でございます。大体あなたと私は同じ主張だと思つております。何も今度のこの法案は田中知事がいけないから法律を改正して政府がやる、こういうのじやないのです。もと／＼これが起つた原因はあれだけたくさん金をやるのに運輸大臣、農林大臣、建設大臣が直接四千八百七十七名の国家公務員を監督しつゝ責任を議会に明らかにすることができないような状態ではないかというので、農林省では次官級の人を向うに派遣して、そうして農林省直轄でやろうというんです。運輸省は運輸省でもより鉄道の運輸状態はもう運輸省直轄でやつておるんですからその他の問題省の直轄事業として独特の見解でやろう。建設省も又そうだとおるんです。そうすると遺憾ながら日本の官吏のいわゆる割拠主義なるものが運輸省は運輸省、農林省は農林省だというやうなことをやられたのではそれは総合開発が紛淆を来す。幸いに法律で北海道開発法というものができてその全体の計画は開発庁でやるという事になつておる。審議会の答申に基いてそれを決定するという如何にも民主的な方法ができておるんですから、各省が偉そうな官吏を向うへやつて、長官など眼中におかず、勝手におれのほうはおれのほうでやるのだという中央官庁にある割拠主義的なことをやられたのでは北海道の総合開発のために百害あつて一利ない。これは急遽そんなことをさせずに各省の意見を全部総理大臣直轄の下開発庁に総合して、全責任はその開発庁の長官によつて責任を帯びて一貫したあれをやる。そうして殊に現内閣はそういうやうなことになるなら更に多くの金を出したい。今のよう

に、これはどうも私はこの政府の政治感覚としては私は同感できないんです。北海道のために金をくれるというところからこれは論じないで、辛抱しているところなんです。これをどういうふうにするかが明らかになるなら今よりもたくさん金をやるというんです、北海道に。そうなら私もはもうつたほうがよろしい、国家のために……。それでそれから政府の金の出しやすいように政府の責任の所在が明らかになるように、国会は予算を審議するに當つて計画の内容も、予算の内容にも厳密な国会の眼識が届くような状態にして北海道を開発してもらいたいというのが一刻も先を急いでこの法案を通過してもらいたいという私の念願でございます。

○委員長(河井彌八君) 重ねて推熊君にお礼を申し上げます。これで質疑の通告は終りました。そこで次に田中知事に御発言を願います。先刻御発言が中断されましたことは御不便であつたと恐縮に存じます。これからどうぞ。

○参考人(田中敏文君) 先ほどに続きまして又申し上げたいと思つておる。実は私の申し上げたことにつきまして丁度推熊氏からいろいろ御発言がありました。が、私の今まで話したことでは何か私のお話したことが徹底しない憾みがあつてはという心配から極く簡単に一応今までの話した諸点の中から推熊氏のお話に関連することについて簡単に触れてから次の話の続行に入りたいと思つておる。(「簡単」と呼ぶ者あり)極く簡単に申し上げますが、北海道開発法に基く北海道開発審議会の存在につきましてその重要な意味は推熊氏からお話のあつた通りであります。先ほど私が出席しめないで極めて熱意がないことが如

何にも道を代表して北海道知事の名において委員の一人にされた私としてこれが北海道開発の進展に暗影を残しては困りますので、特にその点に触れて申し上げますが、審議会につきましてはでき上つて以来非常に多忙のために出席できないことが多かつたのであります。その間において私は副知事をして出席せしめております。併し問題は開発審議会が実質的にその効果を現わすことのためには最大の協力をしております。その証拠には私先ほど来お話し申し上げましたが、二月に北海道総合開発に関する第一次五年計画を政府に意見書として提出してございます。このやうな意見書がなければ只今の状態においては開発審議会が本来のその使命を遂げることがな／＼困難な状態にございまして。そういう意味において私どもは北海道における各方面の意見を徴し、そのような形において実質的にはこの審議会の本来の使命を達成するために活動しておるということを先ず申し上げて置きたいと存する次第であります。それから開発計画に反対した演説をした、或いは前の開発法の反対の演説をした、或いは現地でやつたと仰せられましたが、この点は私には全然記憶はございません。私は開発に対する所見につきましては薄つぱらでございますが本を出しておりますし、或いはあらゆる機会に演説をして歩いておるもので、それらの記録もたくさんございまして、それからそれを以て私の一貫した思想は御理解頂けると存する次第であります。私はそのような考え方を選挙のときも公約をして歩いておる。従つて私をして再び北海道知事をやらしめるといふことに相成りましたこと

につきましては、これらの考え方に對して道民の支持を得たものと確信をいたしておる次第であります。（拍手）それから生活文化の確立を強調しておる。これはあらゆる自治体に共通であり、これをやらなければならないことは当然であるという熊熊氏の御発言、それは私も全く同感であります。私は決して北海道のみの問題とは考えておりません。併し北海道においてなぜ北海道民の生活文化確立ということを特に強調しなければならないかという一つの大きな原因があるのであります。それは私も北海道の資源開発を國の発展のために極めて重大な問題と考えております。又年々百数十万増加する日本人の人口圧力が國民の生活水準の向上に對して極めて大きな影響を持つておる。そういう観点からしてこの日本の人口問題の解決のために北海道自身がこれに寄與しなければならぬ。これが総合開発の重大な第二点であり、これがその観点についてでも私は強く主張して参つておるのであります。ところがこのような資源開発ということを一考えて見ましても、これはそういうようなところにおいて住民の生活文化の確立ということが図られないならば、結局その労働生産性の高い生活環境を作り上げないならば、この資源開発は決してうまく行かないのであります。北海道の経済実相を私も調査しました結論におきましても、やはりこの生活水準の低さがはつきり出て参つております。工業の後進性がございます。こういうような後進性を打破して行かなければ、北海道の開発はいわゆる國の国策として國民全体のためになり、正しい開発たり得

ない。かように考えるが故に、私は特にその住民の生活文化確立ということに強調せざるを得ないということをお断り頂きたいと存する次第でございます。それから機械の問題につきましても、何か非合法、不当という点につきましてお話がありましたが、これは私の先ほど陳述した内容、これを御理解頂けると私は考えておる次第であります。併し北海道のいわゆる拓地植民時代から今日の総合開発の遂行に至る間における実行されて来た一つの實態を率直に申し上げておきます。而もこれらの國の機械を地方費で使う場合、その人件費或いはその他の費用といふものは、この道の仕事をやる限りにおいては道費で負担を行なつて、合法的にこれをやつておるのであります。そういうふうにして一つの機械を最も有効適切に能率的に使つておる。従つてこれを今分ければ、当然これは官庁が貸したり、やつたりすることはうまく行かない。こういう事実から言つても機械の経費がかかるということを上げた次第でございます。ここに非合法、不当というやうなことは、この点に關しては無いのでございします。それから、その点はどうか御理解を深めて頂きたいとお断りを申し上げる次第であります。まだ、／＼ございしますけれども、併し一応私の論旨に重大な關係のある諸点について以上申し上げた次第であります。

そこで先ほどの話に續いて申し上げたいと思ひます。第五番目であります。第五に開発關係の出先機關を設置する必要性のあるなしについてでございます。北海道開発費は、開発途上にあります。北海道の負担能力を勘案して定められた財政的措置の特例によつて、國の全額負担若しくは高率補助となつておるものが計上されておるのであります。制度上におきましては何ら特別の制約を設けられておるものではないのであります。例えば都道府県知事が道路法に基き國の事務委任を受けて、道路管理費であるという、ところが制度の上におきまして、この点に關しましては道知事と都道府県知事との間には何らの相違はないのであります。経費の面におきましては道路管理者の統轄する公共団体が負担するという原則に對して、北海道には北海道道路令の特例がございまして、國が多額の負担をいたしておるということに相成つております。河川法、港灣法、漁港法における特例も同様でございます。故に今出先機關を置いて、北海道開発費を單に予算上の直轄事業と、補助事業に分割するとしなすると、制度上一般に府県知事の委任事務とされておるものも、北海道に限つては出先機關に移ることになります。即ち地方自治体の権限に基いたしい制約を加えるという矛盾を生じます。更に道路法その他の關係法令に抵触することに相成るのであります。政府は本法案を以て東京都、大阪府並みにするかのやうに説明をされておられますが、この点から見ましても事実と相違して参ると考える次第であります。

更に現在実施しております北海道開発費支弁の事業の内容について見ましても、例えば道路につきましては國道改修維持、開拓道路の新設改良、腐朽木造橋の架け換え等が主なるものであります。又河川におきましては部分的な切換え掘き、堤防盛土、応急的な護岸工事等が主たるものでございまして、現在の組織を以て何らの支障もなから実施し得る程度のものであります。又北海道は一道一行政区でございしますから、利根川のごとく関東八州に利害關係を持つというやうなことはあり得ないのであります。これらの諸点からいたしまして、内地における地方建設局、或いは農地事務局の実施しておるやうな教府県に關連を持つ工事は全く北海道にはございせん。又本州に見られるやうな大規模にして高度の技術を必要とする工事も現在はまだないものでございしますから、今急に特殊な実施機關を設置する必要性は認められないのでございします。私はこの機會に道路の問題につきまして、國面を以て簡單に御説明をいたしたいと思ひます。この資料は皆さんがたのお手許に差上げてある資料でございします。この本州、内地における道路事業の内容の圖表三がございします。これにおきまして、國道と府県道二つについて申し上げますと、國道、府県道の中の全体の〇・四％の延長のものが地方建設局において担当いたしておるものであります。（説明要らぬね）と呼ぶ者あり）都道府県におきましては、國道、府県道合せて、従つてそのうちの九九・六％の道路の仕事に擔當いたしておる、かやうに相成つております。ところがこれに對しまして、若し北海道において現在の改正法案が実施せられることに相成りますと、その数字が國の出先機關が、開発局が六割二分、北海道が三割八分、こういう比率に相成つて来るわけでありまして、従つて本州並みにするといふ観点から言

いまして、非常にいわゆる自治體關係の本州において扱つておる分野が出先機關のほうに移される、これが地方自治の後退を意味することになる一つの例証ともなるわけでありまして。それからもう一つ附加して申し上げたいのは、この建設省所管の地方建設局の延長に對する経費の關係を見るとわかりますやうに、この中央の出先機關がやつております。仕事は、極めて大規模な高度の技術を要するといふやうに相成つております。北海道における普遍的に存在してゐるこれらの工事の内容は先ほど申し上げたやうに、技術的にそのやうな高度のものではない、極めて簡單な仕事であるといふことがおわかり頂けると存する次第であります。その次に第六番目は開拓行政の出先機關の設置によつて端的にどういふ影響を及ぼすかという一つの事例ですが、その執行が適合性を欠いて複雑化を來たす、非能率になるという実情につきまして、その事例を開拓事業に例をとつて申し上げたいと存じます。開拓事業はその予算の半額は他府県と同様の補助費でございします。地方自治行政の色彩が極めて濃厚でございします。基本的に建設工事と申しましても、その大部分が助長行政の延長でございします。知事は今まで開拓地に横たわるい／＼な紛争を解決しながら、開拓用地を選定し、或いは他府県からの入植者を收容させて、その土地に適當した開墾工事を遂行し、学校、診療所を設け、零農を指導し、生活の安定を図るための援助をするといふやうにすべて一貫して行なつて来たのでございします。然るに今ここで排水を掘つたり農道をつけたりする一部の建設工事のみ

を切離して執行するという事は、徒らに開発行政を二分して、二重行政の弊を招くだけで、益するところは私どもには認められないのであります。而も今回の改正案が現在内地が行なつてゐる開拓方式よりも、更に複雑化するものであります故に住民の不便はこれに過ぎるものがないと考える次第であります。又計画の上におきましては開拓は道の一般行政である造林計画或いは道内農家の次三男の入植、増反計画等を併せ考えながら総合した土地の利用計画の一環として樹立されなければならぬのであります。一千町歩以上の団地は国が直接行う由であります。この一千町歩の団地のすぐかたわらに八百町歩、七百町歩の団地があるのであります。これらは又別個に

「委員長退席、内閣委員会理事補額常務委員長席に着く」

この計画の調査検討を行う必要が生じ、これ又煩雑煩瑣を招く以外の何ものでもないのであります。かような開拓行政の部分的な分離がなされなければならぬという理由がどこにあるか、私としてはその理由の発見に苦しみるのであります。この開拓の仕事が如何に複雑化するかということにつきましても、系統圖を皆さんがたのお手許に差上げてございますが、現在はこのように一貫した方針でやつておりましたのが、改正案によつた場合はこのようにジグザグなコースを持つた行政の執行がなされるということに相成ります。それに比べてむしろ他府県のほうがよりすつきりした形になつて行われておることは、この改正案によつた場合と比べて直ちにわかり頂けると思存する次第であります。

そこで第七番目に出先機関設置の時期の問題でございます。北海道は広大な未開地がある。膨大な資源が埋蔵されておるのでありますから、これらを急速に開発することは、焦眉の急務であることは何人も認めるところであります。これを開発するに、今まで北海道に投入されてきたような僅少の予算では勿論どうにもならぬのであります。国策として推進するという観点からいたしまして、北海道開発庁におきましては、この際開発の基本的な計画を早急に策定すべきであります。特に石狩、勇払地帯、天北地帯、十勝、釧路地帯のごとき未開発地帯に対して然りであります。これらの開発には恐らく巨額の経費と最高水準の技術を要するものと思われまますが、このような大規模にして、計画的な工事、即ち北海道庁の現機構を以てしては、到底実施し得ないというほどの高度の技術を伴うような大開発事業を起されるというのであるならば、私はそのときは国の直営的現業機関を必要とする時代も私は参ると思ふのであります。併しそのような計画は今日立てられておりません。従つて私はその時期まで出先機関の問題は、留保して然るべきであると考えておる次第であります。これを要しますに、北海道は開道以來八十年間、国の施策のよろしきを得まして、又私どもの先輩の非常な辛苦の賜物によりまして、着々開発の実が挙げられて参りました。その間におきまして、地方自治の発達を培ひまして、これと渾然融合して、生々脈々たる成長を遂げております。今や日本の復興のために、極めて重大なる使命を果さなければならぬときに際会をいたして

おる次第でございます。ところが、今突然今度の開発行政の分離政策をとられますことは、北海道行政の体系を根本的に崩すものでありまして、開道八十年に亘る北海道行政の歴史に画期的な変革をもたらす極めて重要な問題でありまして、決してこれは軽々に措置すべき問題ではないと信ずる次第であります。私は北海道開発の問題は、超党派的なものと確信をし、又私自身といたしまして、この問題に対しては飽くまでもその立場については公正な態度を持して参つたつもりであります。私非常に、先ほど来長時間をお借りしまして理由を述べ申し上げた次第であります。どうかこの点に、種々の私の述べた理由につきまして十分御了解を頂きまして、私といたしましては、この設置は反対であります。が、本法案の成立につきましては、どうか暫らくお見合せを願ひまして、北海道開発の真のあり方について政府、それから私ども、国会等におきまして十分に検討の機会を持つて、又與えて頂きまして、又私どもの北海道におきまして、輿論をお聞き下さいまして、又特に委員各位におかれましては、是非北海道の現地の実情の視察を頂きまして、然る後にいろいろ御検討を頂きたいとお願ひを申し上げます。初め予定された時間に対して非常に長くなりましたが、誠に申訳ございませんでしたが、以上を以ちまして一応私の陳述をいたしたいと思ふことを申述べた次第であります。

○委員長代理(楠瀬常務君) 田中知事に申し上げます。連合委員会を代表いたしました、先ほど来幾々詳細なる御陳述について衷心よりお礼を申し上げます。す。多大の参考になりましたことを附加えて衷心より重ねてお礼を申し上げます。次で質疑の通告がございますので、発言を許しますが、木下辰雄君。

○木下辰雄君 田中知事にお尋ねしたいと思ひます。水産業が北海道において最も重要な産業の一つであるという事は申すまでもないと思ひます。私も北海道の水産の開発に多大の期待を寄せております。現在の日本の水産の生産が、二千五百億円といはしましたならば、北海道は恐らく七八百万億円を生産いたしておる、かように存じております。そういう意味において、二、三の点について田中知事にお伺ひしたい。それは北海道における開発審議会を通して、水産北海道の総合開発の一環として、水産の開発を今までおやりになつておつたと思ひます。今回昨午北海道開発庁ができました、昨日来増田長官並びに次長のお話では北海道長官の行政管轄外のものでも水域に関する限り、又根拠地を北海道に持つておる限りは国家の見地から総合的な開発を立てるのだ。こういう御答弁がありました。それに対して北海道の行政管区を支配しておられる知事として北海道に根拠する漁業に対しては全般的の御開発計画を立てられますかどうか、或いは又行政管区外の総合開発をやるかどうか、この点についてお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(田中敏文君) 只今の御質問に對しまして申し上げます。私は水産の問題にかかわらず北海道の総合開発の範囲といたしまして、單に地方自治体の行政の定められた範囲という限定した考え方の上に立つておらないのであります。と申しますのは、要するに資源開発にしても人口収容にしても或いは生活合理化確立の問題にしましても非常に広汎でございます。従つて私どもは日本の総合経済との関連を検討しながら日本の総合経済における北海道の経済の位置付けを行なつて、そして北海道の産業構造その他の実体を調査し、そういう一つの実体の中から私たちは行政面のある／＼な施策を作り出し、或いは私の政策を作り出し、或いは北海道総合開発計画を作り出して参つております。従つてその間において申すまでもなく重大なる水産資源の開発並びに水産業の確立ということとを私どもは取上げております。そういう形を私どもは水産業を扱つておるということとを先ず申し上げたいと思ひます。そこで併し政府においてこれに対して又いろいろ独自の見解で調査をされるという事でございまして、それは別に私どもが何らこれを拒否する理由はないと思ひます。ただそういう立場を離れて私申し上げますならば、これらの調査につきましてどうか私どものやつております調査或いはやらんとする調査について十分これを活用して頂くたい、かように考えておる次第でございます。

○木下辰雄君 只今田中知事の御答弁によりまして、昨日の増田長官が開発庁において総合的な水産の調査をする、又計画を立てるということと、北海道庁がやつておることは殆んど同じようであります。これは私は殆んどダブルツ調査である、かように信ぜざるを得ないのであります。わざ／＼出先官憲を作る以上はそれだけプラス

にならずにやならん。今まで北海道庁がやつておる以上の、或いは北海道庁がやらなところをやつて初めて私は出先官憲の必要がある、かように存じております。

〔委員長代理補常務猪田退席 委員長着席〕

それで今田中知事は調査の問題をおつしやいましたが、それで田中知事は私にも一つお伺い申上げたい。これは開発局において農林水産部というものがあつた。これに対しては水産のいろいろな問題について調査をするというお話があつた。それから北海道庁にも水産部があつてこれに対してはやはり調査をしておられる。この調査の面において私は矛盾することがある。しないか、ダブる点がある。これは、只今の知事のお話では、総合的な調査を開発局がやつても、それは一つ自分のほうでは差支えない、こうおつしやいましたが、その調査と北海道庁でやつておられます調査とが違ふような結果が起ることがあり得ると私は思う。そういう場合において、水産の開発面において由々しき結果を来たしはしないか、或いは多少マイナスになるような部面が若しあつたならば、私は将来の北海道水産の開発に甚だ憂うべき結果を来たしはしないか。こう思います。その点に対して田中知事の御見解を伺いたい。

行政と自治行政というものは、本来に渾然一体に絡み合せて、私どもは計画を立てて参つております。従つて総合開発の中においては、教育につきましても、或いは文化厚生施設の面までも入つて来るわけですから。そこでそういうような計画を立てます場合に、私どもが一つ強く主張しなければならんことは何であるかという点、実態というものがあつた。従来計画が頭の中でつち上げて、そうして住民に押し付ける、こういうことが多かつたと思つて。そういうことでは本間に住民の生活の欲求するところのものに應えることができない。そういう観点から私どもは飽くまでも、現実という実態から出発する。現実の調査というものを非常に重要視して。そのために北海道におきまして、私は特に開発計画委員会事務局を置いております。この事務局はそういう意味で広汎な調査をやつております。そのスタッフとしては、道庁内部の各部から応援のスタッフが派遣されて強力な活動をしております。その結果が実はここにも持つて参つておるのでありますが、このような報告書も実はたくさん出ておる、こういうことでございます。そこで今の調査の食い違いという点につきましては、これは併し若し調査をした場合に、調査は実はやる人間によつてその方法が違つて来ます。試験と同じでありまして、やる人間の頭によつて又調査の仕方も違ひます。従ひまして資料のいろいろな結論につきましても、両方でもつた場合に、まあ大体同じ結果が出るにいたしましても、食い違ふことが全然ないとは、これは私は言い得ないと思つて

す。併し食い違つた場合にどうするかというお話でございますが、それは要するに虚心坦懐に調査方法それ自体によつて検討し合つて、お互いに協力し合つて、一つの結論を見出す、こういう行き方しかないと思つておる。それからもう一つ附加して申したいことに、調査というものは勿論そういうふうで非常に重要な仕事でございます。併し調査をやるといふことになりまると、北海道においては実は開発局におかれまして、政府側におきましては私はまだ、それはむしろ範囲があるのじやないか。それは地下資源の問題であります。いわゆる行政の対象としては、行政事務としてはないけれども、地下資源の問題だつて非常に重大である。殊に今日の日本の社会経済情勢が、北海道における金や非鉄金属、或いは硫黄に対する要望というものは非常に増大しておる。そういう観点から言つて、これらの北海道の地下資源の問題は極めて重大である。でありますから若し調査をすることが開拓の遂行のために必要であるとしたならば、私はやはり広汎な調査といふものが必要である。それらに対して私どもは実は道費をかけ、或いは国費の力を待つて、実はそれらの広汎な調査、地下資源の開発の調査の問題まで実は乗出して参つておる状態でありまして、従つて私はこの出先機関の設置において、調査といふことを強調される気持はわからぬではないと思つておる。もう少し自治体で我々がやつておるといふことの実態につきましても、よく御調査の上で、無駄のない結論を出して頂くならば、私はまだ話は聞ける。尤も私は出先機関設置そのものを

を反対しておる立場に立つて言うことではないから、若しもそういう出先機関を設置するといふことを前提にして考えた場合でも、今の調査の面等においても、まだ北海道の自治体がどういふことをやつておるかといふことにつきましても、もう少し私どもの意見を聞いて欲しかつたといふふうに私は率直に感ずる次第であります。○木下辰雄君 私は水産問題について専ら御質問いたしますが、調査といふことは、私は計画の本だと思つております。調査によつて計画を立てるといふのが順当であります。それで開発局は開発局の調査によつて総合計画を立てる。北海道庁は北海道庁の調査によつて立てる。こうなるのだらうと思つて。その場合に、調査の食い違つた場合には、互いに協調してやらうという田中知事のお考えは、非常にこれはいいと思ひますが、併し水産に關しては、大体この開発局では調査はやるが、水産問題については全部道庁にお任せになつておるようでありまして、漁港もその他のものも……そういう場合においては、道庁の調査が基本になるか、或いは北海道全般の総合の開発の一環としての開発局の調査が根本になるか、どれに従つて田中知事は実行されるお考えですか。それを一言お聞きしたい。

○参考人(田中敏文君) 開発局が出先機関において調査を執行するといふことを前提にしてのお質問であると存ずる次第であります。私は若しできた場合に、どういふ調査をされる、どういふふうにやるかといふことについては、実は私全然聞かれておらないのであります。従つて私は若しもしもできるという前提の御質問でありますから、出先機関ができたとして、どういふ調査をするかといふ具体的な内容をお聞きして、それによつて私どもの態度をきめざるを得ない。但し私は飽くまでも良心的に、又建設的に私の行動を決定するといふ方針を常にとつておりますから、決してセクシ的な気分分で排撃するといふようなことは私はないと思つております。○木下辰雄君 私の言葉が足らなかつたかも知れませんが、この開発局に農林水産部ができた、水産部は何をしなすかといふ私の質問に対して、専ら水産の調査をするといふお答えがあつた。それは、その調査はやはり北海道全般の総合開発計画の土台としてされる調査と、私はかように信じますので、北海道全般の水産の開発の基本になるこの開発部の調査を、道庁は道内の行政をやられる場合にそれを基本とされるか、或いはあなたの独自の調査を基本とされるかといふことについて、私は伺つたのであります。

○参考人(田中敏文君) 私どものほうで、すでに第一次五年計画を作り上げておる、そのために必要な調査をいたしましたし、更にこの調査は、まだまじ今までのやり方では不十分でありますから、なおこれを強化するといふ方法をとつております。而も私どもの調査は、単に調査のための調査ではなしに、やはり飽くまでも一つの意図を持つた調査をしなければならん、つまり北海道の水産業をどういふふうにつけて行くか、或いは調査と言ひましても、たくさんございします。單に資源調査もございします。或いは漁村経済実態の調査の問題もございします。

そういうような調査につきましても、いろいろ進めております。従つて私どもは、自分たちの調査は單に調査のための調査でなしに、北海道総合開発の観点から、或いは北海道の水産業の確立といういろいろな諸問題を解決するための調査をやつておるわけでありませう。従つて私たちの調査を私たちが信ずるというのは、これは当然の行き方であらうと考へておる次第であります。

○木下辰雄君 これは実行して後でなければ、私ども何とも言われませんが、とにかく両方の機関が、出先機関が共に水産に対して調査し、その調査を土台として総合的な開発計画を立てられるというように伺わざるを得ないのであります。これは田中知事は調査の場合でも十分協議して結論を出したいというお話がありますので、その前途については私非常に不安を持っております。将来の水産の開発上面白くない結果を來たしはしないかという私の杞憂は依然としてありますけれども、一応質問はこの程度で打ち切りしたいと思います。

○委員長(河井彌八君) 次の質疑の通告者佐多忠隆君に御発言を願います。
○佐多忠隆君 私の質問は非常に具体的な数字に亘つてつき合はしての問題になりますので、先ず資料の提出をお願いして、その上で、先ほど同僚委員から増田大臣のほうへの資料の提出要求もございまして、それが出た上で改めて両者をつき合はして田中知事も併せて質問をすることを留保して置いて頂きたい。それでただ私はここまでは田中知事に対する資料の提出だけを要求して置きたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 佐多君に申し上げますが、参考人の御出席を願ひましたのは本日限りと御承知を願ひたいのであります。できるだけそういうふうにして御質疑を願ひとうございませう。
○佐多忠隆君 できるだけそういたしますが、ただ問題は両者の数字の問題になりまして、つき合はして見てかたが違つているところがあるのじやないかと思ひますので、その上で更に質問をすることを御許しを願ひたい。

○委員長(河井彌八君) もう一度申し上げます。連合委員会においての参考人の御出席は先ず本日に限ることになつております。でありますから更に又御出席をお願いしなければならぬようなことになりまさらば、もう一度相談をしてきめなければならぬと思ひます。でありますから参考資料をお取りになりまして十分御研究になりましたら、委員会でなしに、直接に田中知事にお聞き下さつてはどうでしょうか、御相談を申し上げます。

○佐多忠隆君 それは本来ならばこちらから資料の要求なしに……、どうせそういう資料は政府のほうで御用意になつて出してあつて然るべきものだと思いますので、それが今までの出されていなくて、ただこちらからの要求によつてこれから出て来るののございしますから、その上で問題になるのでありますので、どうしても改めて更に質問をすることを御許しを願ひたいと……。(進行々々と呼ぶ者あり)
○委員長(河井彌八君) 佐多君に申し上げます。どうぞ資料の提出以外にこの際御質疑があればお願いいたします。
○佐多忠隆君 第一に先ずそれでは資料の提出からお願いいたしますが、先

ほど田中知事は北海道としては北海道開発に関する総合的な一応の計画があるというふうなお話でございませう。で、この点は政府のほうから大綱、或いは石狩川の開発等については資料を出して頂くことになつておりますので、これと照應して検討しなければならぬと思ひますのでその資料をお出し願ひたい。それから公共事業費の直轄事業と補助事業への区分の一応大綱的な資料を政府のほうからはお出し願ひたい。道はほうでこの区分をどういうふうにお考えになつておるか、その点の資料を一つお願いしたい。それに関連をいたしまして、定員の増減を附帶してお出しを願ひたい。殊に特にお願いしたいのは、増田大臣の御意見によりまして、普通の府県並みの範囲においては、自治を尊重しておるというふうなお話であります。が、そういう府県並みに道にそれらの仕事をばやらず場合に、補助事業の費用がどういふふうになると道のほうではお考えになるか。その点も特に詳しくものを御提出を願ひたい。それから今の田中知事の御説明によりまして、開発庁の出先機関を設置するために、経費が相当多額に増高をする、十数億に上ると思ふというふうな御説明でございしましたが、それをもう少し内容的に、どういふ意味でどういふ費目についてどういふ意味でどういふ増高があるといふに御考へになるのか。先ずその点を詳しく御説明を願ひたい。

○参考人(田中敏文君) 実は諸種の資料の提出を求められましたが、これらの資料の中において、例えば定員の増減表というふうなものの御要求もございしました。実は私どもまだ政府のこの

たびの改正案の定員の根拠というものがつきまして遺憾ながら私たちが十分にそれらについてまだ承知をいたしてない面があるのでございませう。一応閣議決定した後におきまして、こういうことをやつておるといふいわば事後報告程度の話は聞いております。そこで私もこの点につきましては、実は一つ開発庁のほうにこれらの政府案の内容につきまして私どももいたしましてその資料を頂きまして、そうしてそれに対する見合い得るところの、つまり資料の整理の形式等もございませうから、それと見合い得るところの資料をできるだけ早く作らして、御要望にお応えいたしたいというふうな考へておる次第でありますので、どうぞ御了承願ひます。

○佐多忠隆君 そういうことになるのじやないかと思つて先ほど更にもう一遍資料が出てからの御質問を御許し願ひたいといふことを言つたわけですが、今田中知事の御説明のように、道のほうでは経費が負担増加になるといふことを言つておられる。それから私のほうではそういうことは毛頭ないと言つておられる。然るに道はほうで毛頭ないといふことを言われる具体的な資料がまだ出て来ていないのである。これは我々の同僚議員が要求をしておりますので、その実際の調査に基いた具体的な資料は出て来ると思ひます。それが出て来た上では、今の田中知事のお話にもありますように、それとの見合いにおいて、道の意見なり数字がきまるというふうなお話でございませうので、この問題はこの開発法の判断においての一番重要な問題であらうと思ひますので、地方財政法との関連

において、最も重要な点であらうと思ひますので、先ほど申しましたように、改めてその資料が出て来たときに、もう一辺やることを是非御許しを願ひたい、若しここで直ちにきめがでなければ、あとで一つ御協議願ひたい。

○委員長(河井彌八君) 委員長としてお答えいたします。若し北海道知事が本日にその資料を提出されたならばその御質疑をお許ししようと思ひます。佐多君他に御質疑ありますか。

○佐多忠隆君 北海道知事が本日に提出されたらということとは、更にその前提条件として、政府のほうにそれに必要な前提条件になるものをお出しになつたらということだと思ひますが、それも併せて含んで……。

○委員長(河井彌八君) 委員長からお答えのしようがないのであります。(その通りと呼ぶ者あり)な佐多君御質疑ありますか。

○佐多忠隆君 いや、それが出てから……。

○委員長(河井彌八君) それでは次の通告者楠見義男君の御質疑を願ひます。
○楠見義男君 私は簡単に一点だけお伺ひしたいと思ひます。
先ほどの委員長のお話では、田中知事の出席は本日限りだということでありまして、田中知事の出席せられておるときに、増田建設大臣と、それから地方自治庁ですかのほうのどなたか政府委員のおかたと、それから田中知事の御三人に御答弁を頂きたいと思ひます。それは経費の点であります。先般の内閣委員会の際に、私から建設大臣に対して今新たに優先機

関を設けるといふことになると、人員の増加或いは機構の改変に伴つて従来の経費がかかるが、又設備その他の関係から経費が相当膨大な額に上る。その点について御意見を伺つたのでありますが、そのときに建設大臣はさういつた増額といふことは当然全然考えられない、即ちそのときには理論上は考えられないといふことを御答弁になつたのでありますが、併し、先ほどから田中知事の証言を伺つておりますと、機構の点において、或いは事業を分離した場合における事務上の点において、或いは機械設備その他の点において相当の金額がかかる、具体的に機械については八億六千万円というような数字まで挙げての御証言があつたのであります。この機会にもう一度改めて建設大臣からこの点について御答弁を承り、その答弁に対して田中知事はどういふふうにお考えになるか、田中知事の御意見を伺ひ、それから地方自治庁のほうのおかたには若し経費がかかることとすれば地方財政法の第二十一條のこの地方財政委員会の意見を求めなければならぬといふこの規定をどういふふうにお考えになるか、この三點、いやこの点を経費の増加の問題に關連して三者の御意見をこの機会にお伺ひしたいと思ひます。先ず建設大臣の御意見を伺つて、それに対する御意見を知事から伺ひ、それから地方自治庁から伺ひたいと思ひます。

○国務大臣(増田甲子七君) 北海道開発局の設置に伴つて国の費用が余計にかかるはせんかという御質問にお答え申し上げます。地方の關係のことは更にその後になります。国の費用は余計かかり

ません。余計かかるはずがないのであります。皆さんがたの議決にかかる予算を執行するだけでありまして。定員におきまして、或いは事業費におきましても皆さんがたの議決した範囲においてやるのであります。ただ看板に飽をかけて書換えるだけでありまして。それから地方費の關係はどうなつておるか。先ほど申ししたことは、田中参考人並びに熊熊参考人の参考の意見の矛盾によつて賢明なる楠見さんは御理解願つたと思ふ次第であります。

○参考人(田中敏文君) 私は先ほど経費の問題について申上げたことをここで再び繰返すというだけで私の意見はつきりすると思ひます。とにかく建物或いは機械或いは人の問題につきまして具体的に私は先ほど繰々申上げた次第であります。とにかく北海道の現実がどうしても人が要る、そうしてさつき熊熊参考人から人員が非常に二千何人から一万何千人殖えた、こういう話をおつしやつたが、数字は殖えておりますが、行政の実体がそういう必要を生じて、そういうふうな経過を辿つて行つたわけでありまして。そして今のこの問題につきましても、私は北海道の自治体の現実の面から良心的に考えてどうしてもこれは要る、こういう意見を出したわけでありまして、従つて私といたしましては地方財政法の規定によつて、当然政府において、地方財政委員会の意見を徴しなければ地方財政法の違反である、従つて開発法の御検討の場合には是非その点を明確にされたいという強いお願いを申し上げます。○政府委員(小野哲君) 私からお答え申し上げます。只今増田国務大臣から経

費の負担の問題につきましては御答弁をいたしましたわけでありまして、地方財政法の取扱につきましては、政府としては、地方負担の問題がないといふ見地から地方財政委員会の意見を求めるに至らなかつたものと私は了解しておる次第でございます。なお地方財政につきましても地方の負担につきましては、これが負担がないであらうといふことを私どもとして期待をいたしておる次第であります。(確信がありまして、期待ばかりでなく)と呼ぶ者あり。

○参考人(田中敏文君) もう一つ補足したかったのであります。実は政府のほうではしばしば「かからないであらう」という前提の下に発足されたといふことを言つております。従ひまして私はその発足当時の私どもの意見を聞いてくれなかつた点の遺憾な点があります。が、今それを追及してもしょうがないと思ひ、従ひまして私は私どものほうからこの公開の席上におきましてはつきりこういうふうにかかりますといふことを申上げております。而もこれが少い金額ではないのであります。従つて地方自治体の運営の問題からいたしまして、極めて重大な問題を惹起いたします。そういう点からいたしまして、私どもの意見を政府におかれましては、又再考されることを私は特にお願いし、又閣下においても慎重に御検討頂きたい。かように考える次第であります。

○楠見義男君 先般内閣委員会で私申上げたのは、国費關係においても、又地方費關係においても相当の金額が増加するのではないかと申したことをお伺ひしたときに、増田大臣の言葉を借りて言へば、どこを押せばそういうふうに出るかわからない、即ち荒唐無稽の数字であるといふような意味で申されたのであります。本日伺ひますと、地方費關係で相当巨額な金が必要といふことで、私はこれは重要な問題であるといふこととお伺ひしているのではありません。そこで御費關係については只今増田大臣から御答弁がありました。地方自治庁のほうから御答弁になりましたところでは、どうもはつきりいたさないのではありませんが、この地方財政法第二十一條の規定に抵触するかどうかという、即ち違法であるかどうかという問題で極めて重大な問題であると思ひますので、地方費においては金額の増加しないだらうといふことでこの委員会には付議しなかつたという御答弁であります。が、どういふ資料に基いて、どういふ経過によつてそういう結論が出たか、その点をもう一度詳細にお伺ひしたい。

○国務大臣(増田甲子七君) 地方費のことは田中参考人と熊熊参考人との意見の食い違ひによつて賢明なる楠見委員において御察知願ひたいと申しましたが、まだ附加する必要があるように感じますからもう一遍私から附加いたします。只今田中参考人は従来国の公務員をして地方の自治事務をやらしておつた。従来国の機械をして地方の自治事務である公共事業をやらしておつた。だから殖える。これは表向きに言えないのです。だから私は内閣委員会においても、楠見内閣委員に對しては、又今日においてもそういうことは申しません。これは会計法規違反で、国の器具機械を地方公共団体その他のものに使はせる、これは会社に使はせたのと同じであります。或いは一個人の事業に使はしたのと同じである。国の營造物、例えば国営の營造物を個人に使はせる、或いは北海道に使はせるといふことと同じであります。これは会計法規から言いますと、従来からも会計検査院から違法である、不当であるといふ指摘を受けております。そこでこういうふうな違法であること、を、現実にあるからしてこの事実を認めると言つても、決算委員会等において随分お叱りをこうむつていふのであります。この点は我々は断じてないといふ建前で、又なからしめなくては行けないのであります。従来この行政機構を昭和二十二年四月に漫然地方自治に委任した。それから我々は機構改革をしようといふ決心したのは一昨年からでございますが、その機構改革をしようといふ決意をしない前、即ち昭和二十三年においてもそういうことは指摘されていふのであります。国の費用で買ったドレツジャー、或いはエクスカベーターというふうな、あるいは機械を地方の自治事業としてやつておる公共事業に漫然使はせる。こういうことは少くとも閣下の皆さんの意思を蹂躪しておる。会計法規に違反しておる。このことは極めて明瞭であります。單なる会計法規違反でありましたならば、会計検査院なんか無視してしまふといふことは言へるかも知れませんが、これ又重大な国家機関である国会の意思を蹂躪したことになる。国会が国の施行すべき事業としてそれ〳〵器具機械を今年も建設費關係で十五億も買つてよろしいといふことを議決されておるのであります。これは国の公

共事業に使うのです。そこで従来やつておつたことは違法なことでありまして、これを大目に見てやるかどうかは別といたしまして、各府県におきましてそういうことをやつておることはないので、そこでそのことだけはどうしても前提としてお考えを願いたい。然らば将来はどうするか。将来は我々は漫然この状態を続けて行くというこ

地方自治庁のほうにお尋ねいたしましたのもそういうことであらば、そういうようなことを検討した上で、この二十一條の規定に抵触しないという結論に達したのか。或いはどういう経過で他の材料に基いて結論がどうなつたのか。その経過をお伺いしたいと、こういうことなのであります。地方自治庁のほうからこれは御答弁を頂きたいと思

府委員からはお聞きのような御答弁でありますので、私はこれ以上この問題につきまして質問をいたしても無駄と思ひますから取止めます。

○参考人(田中敏文君) 先ほど増田大臣から何か表向き言えないことを、不正をやつたような印象を与えるかのような御発言がありましたので、このことにつきまして私申し上げるのであります。実はその点につきましては、今日の陳述の中に率直にその実態を申し上げ、合法的にこれらの措置をして参つたということを申し上げて置いた次第であります。その点をもう一度思い返して頂きたいとお願い申上げる次第であります。次に特に機械の問題についてさようなことに相成りましたが、人の問題についてそれがどうであるかという

總理府の地方事務官、地方技官を以てこれに当てる、これが開発局の事務官になるわけですが、それから事務官は地方技官宛に機が一個とか、或いはレター・ペーパーとかいう、何とかいうあの割当がございまして、その範囲内において皆様が議決された事務費を使うだけでございまして。

と、これはもう会計法規上違反でありますから、その間所要の手続をとりまして、そして国の公共事業で使わせて、余る器具機械がとにかく一カ月ぐらい休んでおる。そういうようなときに地方の公共事業、知事の施行すべき、道公の議決する予算で施行すべき地方の公共事業に転用するというようなことは、無償でやれるように認めた

○政府委員(小野哲君) お答えいたします。只今増田閣下から地方財政法の運用の問題については答弁がございまして、更に詳しく附加する必要がなからうかと存じますが、私どもといたしましては、地方負担の問題につきましては現状のままというふうな考え方の下に、その考え方の下に地方財政法に基きまして、政府としては地方財政委員会の意見を求める必要がない。かように考えていた次第でござい

○佐多忠隆君 それでは明日その両者の御説明をお願いします。地方費の負担が増加になるかどうかという問題は今論争の余地がございまして、いづれはかのかたの御意見を聞いた上になお質問をするとして、国家自身の費用の負担でございまして、この今度の改正法によりまして、部を五つ置く、そしてそれには次長、部長等々を置くということになつておりますので、これに關する定員の増加も起ると思ふんですが、これらに關連しての費用の増加、国家自身の経費の増加というようなことはないのである、これらの点の予算措置はどういうふうにお考えになつておるのか、その点を大臣にお聞きしたい。

○佐多忠隆君 今御答弁になりました現状のままという意味は、現状のままだから、負担が殖えないであらうというところであるのか。どういう資料に基いて現状のままという結果になつたのか。その点をお伺いいたします。

○佐多忠隆君 そうすると開発局を新たに設置して人員増加になるにか

○楠見義男君 折角賢明と言われたのですが、遺憾ながらまだ明瞭でないところがありますので、もう少しお伺いしたいのでありますが、私は田中参考人と椎熊氏の両方の意見を聞きまして、一層疑問が起つたのであります。が、それは人の問題で、椎熊君は如何にも若し道において新しく人間が要るとすれば従来二千人をやつたのが一万二千人になつておるから、その中から転換をして廻せばいいじゃないかというふうなことが想像されるような御発言があつたのであります。そこで今

○楠見義男君 今御答弁になりました現状のままという意味は、現状のままだから、負担が殖えないであらうというところであるのか。どういう資料に基いて現状のままという結果になつたのか。その点をお伺いいたします。

○佐多忠隆君 今御答弁になりました現状のままという意味は、現状のままだから、負担が殖えないであらうというところであるのか。どういう資料に基いて現状のままという結果になつたのか。その点をお伺いいたします。

○佐多忠隆君 今御答弁になりました現状のままという意味は、現状のままだから、負担が殖えないであらうというところであるのか。どういう資料に基いて現状のままという結果になつたのか。その点をお伺いいたします。

○佐多忠隆君 今御答弁になりました現状のままという意味は、現状のままだから、負担が殖えないであらうというところであるのか。どういう資料に基いて現状のままという結果になつたのか。その点をお伺いいたします。

○佐多忠隆君 今御答弁になりました現状のままという意味は、現状のままだから、負担が殖えないであらうというところであるのか。どういう資料に基いて現状のままという結果になつたのか。その点をお伺いいたします。

○佐多忠隆君 今御答弁になりました現状のままという意味は、現状のままだから、負担が殖えないであらうというところであるのか。どういう資料に基いて現状のままという結果になつたのか。その点をお伺いいたします。

○佐多忠隆君 今御答弁になりました現状のままという意味は、現状のままだから、負担が殖えないであらうというところであるのか。どういう資料に基いて現状のままという結果になつたのか。その点をお伺いいたします。

○佐多忠隆君 今御答弁になりました現状のままという意味は、現状のままだから、負担が殖えないであらうというところであるのか。どういう資料に基いて現状のままという結果になつたのか。その点をお伺いいたします。

○佐多忠隆君 今御答弁になりました現状のままという意味は、現状のままだから、負担が殖えないであらうというところであるのか。どういう資料に基いて現状のままという結果になつたのか。その点をお伺いいたします。

ならず、それに関連する経費は要らないというお言葉であれば、開発庁自身には開発局を設置しない前にすでにそういう余分なものを持つておられたのか、我々が審議して決定した中にそういうものをすでに含んでおられたのか。我々はそれでなくて、開発局を含まない開発庁自身の予算として審議し、決定したつもりである。その点はどういうふうになりますか。

○国務大臣(増田甲子七君) これはい

わゆる予算を伴わない法律案の改正でございまして、皆様の議決にかかわる

予算の範囲内において人員も事務費も増加せずに、我々は皆様の議決にかかわる北海道においてなすべき国の直轄事業を内地と同様施行せしめんとする

ものでございます。但し先ほども推照議員も言われましたが、私どもが去年見返資金が七十億増えた、そうして顕著なる公共事業を北海道はもとより全国において行いました、地方建設局の人間は殖やらずにやつたのであります。即ち地方建設局の役人に非常に勉強してもらった。こういうような意味合いから我々も少し納税者の負担を軽減するために行政機構簡素化なり、その他の余地があるという確信を持つておる次第であります。

○佐多忠隆君 それならば開発局を設置して、その方面についての人員の増加はあるけれども……(進行々々)「人員の増加はないと言つてるじやないか」と呼ぶ者あり。だから開発局の人員の増加がないとすれば、総理府その他から移し替をするということの意味しておるのですか。

○国務大臣(増田甲子七君) さようでございます。

○兼岩傳一君 僕は質問が通告してありますから、追つて願いますが、今の問題についてだけ質問を許して頂きます。

○委員長(河井彌八君) 兼岩君に伺います。これは今は参考人の意見を聞きまして、参考人に対する質疑をするというのが主な点であります。その意味においては質疑でありますか。

○兼岩傳一君 そういう意味で二重に開通するから参考人の意見も聞きたいと思ひます。

○委員長(河井彌八君) 兼岩傳一君。○兼岩傳一君 増田大臣は、先ほどか

ら田中知事が極めて明確に職員庁舎及び機械器具が必ず増加するということ

を言つておるにもかかわらず、そうではないと言つておられる。私はこの長い二十有余年の建設事業をやつて来た

もののだが、そういうことはあり得ない。一人格でやつていた工事を二つのものに分けて、そのために職員も殖えないし、庁舎も殖えないし、機械器具も殖

はいないですよ。明確な問題だ。○国務大臣(増田甲子七君) 兼岩さんにお答え申し上げます。兼岩さんの御質問の前提が私から見れば誤謬を含んでおります。というのは、同じ役所で大勢の人間が同じ仕事をしておるとい

うけれども、併し同じ仕事をしておるといふのであります。例えば帯広現業所といふものは総理府の私の部下がおりまして国の事務をやつておる。それから田中君の部下の北海道の吏員といふもの

が、これもやはり技術員も事務員もおりましよう。官ではありません。私の部下は官であります。同じ帯広現業所

で、今度は北海道庁という自治団体がやる。小規模な道路の建設であるとか、或いは河の改修といふことはやり

ます。併しながら仕事の範囲は截然として違ふのであります。これを国の技官が或いは国の事務官が一方の仕事

を堂々とやつておつたといふことは私は言えないのであります。或いはそういうことはやつておつても公然の秘密で

あります。裏では俺は国の費用で北海道の自治行政の仕事をやつておるのだとか、俺は人の権で毎日生きているのだ

ということは言えないわけでありま

す。(その通り)と呼ぶ者あり)○兼岩傳一君 それは法律的に、三百

的にそういうように割切つて行けばそ

ういふことになりませんが、現実の問題として、河川砂防、道路それから都市

計画、水道等々において、今回国が直轄で二つに切取つてしまおうとしてお

られる部分が一つの自治体の指導下に

おれば、いろいろ便宜があつて、助け合つて、例えば機械一つを借りにして

も空いているときには右から左へ左から右へということもできる。調査につ

いても便宜がある。それは大きなものについていへば、あなたの言われるよ

うに整然たる直轄事業と道の事業といふことになつておるでありましよう

が、併しそういうものは極端な例でありまして、その他の部分についてい

えば、人員においても調査においても機械器具においてもお互いに助け合つて

おることは明瞭な事実だと思ふので

す。それを会計法違反だといふようなことは手続上の問題であつて、国の建

設……、国費であれ道費であれこれはひとしく人民の税金なんで、そういう

ものを運用して、建設の目的を合理的に遂行して行く上において、一つの

人格を二つに分けてやるならば、将来はどうあらうとも、この数年の間に事務

をやつていたものが非常に不経済に人員、器具機械、調査において拡張され

なければ、同一の事業が実行できないのは明瞭な事実だと思ふのであり

ます。これについて田中知事の意見を聞きたい。(現に分れてゐるのが明瞭な

んだよ)と呼ぶ者あり)○参考人(田中敏文君) 地方の自治体

が、先ほど申し上げたように合法的に最も有効に最小限度の人間を以て国費と

地方費を使つて仕事をして来た。それは先ほど幾々申し上げた通りでござい

まして、何か私のほうで国費の人間を地方の仕事に使つて、道費の負担と適

当にうまくやつておつたといふふうにし

ばしは言われて来ておるようでありま

す。そういうことは絶対にないの

であります。従つてこの経費をそういうやり方で、合法的に仕事を進めて来て

おります。従つて今この実態はそのよ

うな形でやつて来たために、今これを

突然分けるということになります

と、先ほど申し上げたように人も要るし、勿論経費も要る、こういうことにな

ります。この事実を私申し上げたので

あります。従ひまして先ほど来何回も同

じことを繰返しているわけでございますが、このようになりますにつきま

しては、これは実は何も私の時代に始まつたことではない。開拓行政い

わゆる総合開発前のいわゆる拓地植民の時

代からそのような形において最も有効にこのような行政が遂行されて来たの

であります。たまたま二十二年に新しい憲法ができた。従つて地方自治

の首長がいわゆる公選されることになつた。そこで国の仕事と地方の仕事

の明確な区分化といふようなことがいろいろ問題になつて来ました。従ひ

ましてこれらの問題はなお今後において各地においても尾を引く問題になる、現にそれらの問題が尾を引いておればこ

そ、例の地方行政調査委員会といふものが、わざ／＼法律を作つて、その

機関を作つて、国の事務と地方行政事務の再配分を検討するといふやうな必

要まで起つてゐる。そういうことでござい

ます。従つて、諸種の今までやつて来た経過から私はこのような結論にな

るといふことを先ほど来しばしば／＼申し上げました。そこでも一言附加して申

上げたのは、恐らくこれは法律が變つたのだから、世の中が變つたの

から、今度は、前は官選知事が両方やつたからいいので、お前は民選知事だ

から知事と国とは違ふといふ議論も出て来る。そこでこれに対して私はこ

ういふに考える。私はいわゆる行政も政治も住民の生活から出発し、又住

民の生活に帰結しなければなら

かように考へて来まして、この問題は法制的にいろ／＼な変化があつた、変化があつたが住民に対してこれがマイナスになつてはならぬはずであります。従ひまして私どもは、これらは勿論合法的でなければならぬが、そういう合法的にやりながら、今の最も少い人員で以て総合的に全体の仕事をやつて来た。これは私は住民のためにいいことだと考へている。そういう観点に立つてやつて来たという事実立つてこれを分ければ金がかかります。金がかかるということは、結局国民の負担を多くするというものであります。そういう意味において金がかかりますから、一つ地方財政委員会等においても先ずその意見を徴され、法律的に地方財政法の違反になるというふうには私は主張して止まないものであります。

○委員長(河井彌八君) 質疑の御通告も済みましたし、その後に出ました御質疑も相当綿密に進んだと考へます。従ひまして参考人の御意見を聞くことはこの程度にとどめて置きたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。それでは今六時に近いのでありますが、一時間休憩いたしまして七時から再開いたします。そうして通告による質疑者の御質疑を願ひたいと思ひます。一時間休憩いたします。

午後五時五十九分休憩

午後七時三十一分開会

○委員長(河井彌八君) 休憩前に引續いて連合委員会を開会いたします。北海道開発法の一部を改正する法律案に

つきまして質疑を続行いたします。

○三輪貞治君 参考人の発言を求める前にやつておりました質問に続行いたしまして建設大臣に、開発庁長官にお尋ねしたいと存じます。いろ／＼と御説明或いは御質疑の中で、又先ほどの参考人の意見開陳等の中でもたびたび出て参りましたし、私も先ほど若干触れましたが、総合開発の問題でございます。この総合開発について果してこの開発庁の下に開発局を置いて、一元的にやることが果して総合開発の目的に副うかどうかということについて、いろ／＼と意見が分かれておるようでございます。先ほど田中参考人の発言を聞いておりますと、自然科学の面だけでなくして、文化科学との立体的な計画の下に行なうことが絶対に必要である、又立場を要するならば、自治行政と開発行政を分けてもらうては総合的な開発はできないのだ。そのことについては北海道の業態の特殊性を挙げられまして、いわゆる第一次産業が三十一%を占め、第二次産業は三六%を占め、第三次産業は三三%であるにかかわらず、収容人口においては第一次産業は五三%を占めておるのであるから、産業文化の面との連繋なしには総合的な開発はできないというふうな、これはどこでもそうでございます。これを述べたのは北海道における考え方をお述べになつたのでありまして、私も又大体において意見を同じくするのであります。そういうような考え方に立ちましてこの開発法の一部改正の中に盛り込んでおる考え方をば見て参りますと、今回の措置によりまして果して総合開発の有機性が十分に保たれ、なおそれが包容されて行くだらう

かということをお尋ねするのであります。即ち国家的な大事業であるところの北海道開発の一元的な有機的な運営をばます／＼助長することにこの法案は役立たなければならぬのであります。けれども、かように自治行政と開発行政を画然と分けることによりまして、自治行政に属する産業、文化、厚生、教育等のあらゆる分野の発展向上を含むところの総合行政から離れて、果してこの総合開発の理念が具現して行くだらうかということでありまして、だん／＼聞いておりますと、道は過去八十年に亘つて自治行政と開発行政を一元的な総合的な運営をしたもののようにならざるを得ないものでありまして、今日において特にこれをば画然と分けることによりまして果してお狙いになつて行くとこの総合開発の有機性が保たれて行くかどうか、この点について建設大臣の御所見を承りたいのであります。

○国務大臣(増田甲子七君) 三輪さんにお答え申し上げます。開発庁の中に開発局を設けて一元的に北海道の総合開発をやつてよろしいかどうかという最初の御質問にお答え申し上げます。私どもは一元的に北海道の現地に設けんとする開発局において開発を所轄せしめようとは思つていないのであります。繰返して申し上げます通り、国の直轄事業を所轄せしめる、これだけでございまして、そこで我々／＼考へて見ますに、自治法が制定されまして、北海道の予算面から見まして、これは開発の予算面で見まして、開発関係の予算面から見まして、八割は国の出先機関である道庁長官がやつていて、二割を地方自治という関係におい

てやつてゐる。ところが公選知事というものは地方自治を執行する首長であります。その二割しか予算面において事業分量において執行しない地方自治の執行機関をして、その四割といつたような国の開発行政を行はしめてよろしいかどうか。私は少くとも本日の場合を御覧になつただけでも、皆様のよろしくないという結論を得られたと思ひます。内閣の諸府県において国の直轄事業を行なつておる場合に、私もここへ出て参りまして、青森県においてはおか／＼やつておりますが、お叱りを皆さんからこうむりましたからして皆さんの御指導の通りこういうふうないたしましたところというふうなことは申し上げることができません。御承知の通り国の行政を他の地方自治の執行機関に比べて四倍もやつておるその北海道知事が先に参考人として出る。参考人に対して責任を糾弾するということはできるやらできないやらわからないのであります。地方自治の法律を読んで見ますと、地方自治の執行をその執行機関の長に委ねた場合はその執行機関を指揮監督できる。併しなから言うことを聞かなかつた場合は裁判所に訴える、こういうふうな規定になつております。東北六県の出先の例えは猿ヶ石、矢沢ダムというふうな所、あの矢沢ダムの建設の仕方が悪かつた、石の積み方が悪かつた、ちよつと直せと言つてすぐ建設大臣の部下が猿ヶ石の工事事務所にやつて行つて指揮できるものであります。いけなかつたら裁判所に訴える、国会が責任を問ひ得るや否やもわからなかつたのであります。歳出面において非常にウエイトのかかつた北海道の開発の

ことについて皆さんのお叱りを受けて、皆さんの御意向を現地に受けて責任ある処分はできない。悪かつたら裁判所に訴える、こういう仕掛でいいものでございませうかどうか。この点は皆さん本當に私は北海道の重要性、全日本の立場において占める北海道の地位という点から、遅れたりといへども……遅れたことはけしからんといふことを社会党の諸君はおつしやいますけれども、その通りであります。遅れたけれども、今やつておる通りの改革をする、この機会においてよい方向へ向つて行くのでありますから、国政を監督するところの国権の最高機関である国会の監督の下において行政を行はしめて、それをあれだけの大事業を持つてこれをやつておるものを参考人として呼んで、参考人あなたにお聞きしますが、とこういふような状況で……これだけの大事業、国の直轄事業、而も中国、四国の建設局と東北の建設局の直轄事業のまだ四倍もあるものであります。例えば国道の建設、中国、四国の国道の建設につきましてここでお叱りをこうむるといたします。建設大臣として四国の道の作り方がどうも悪いぞ、隘路があつたり、広い道があつたり、ネットワークがあつたり、しようがないじゃないか、隘路がある場合、交通量はこれだけしかないじゃないか、全体を通じてネットワークをつつしまえ、八間幅の道路を作つて途中に三間幅の道路があると、三間幅の交通量しかできないじゃないかといふお叱りがあれば、はい承知いたしましたと言つて私どもは承知直すことができます。知事に対しては指揮監督をすることもできます。聞か

なかつた場合は裁判所に訴える。ところが日本の裁判所は御承知の通りなかなか手数がかりまして、裁判官は一生懸命やつて下さっておりますが、その判決を見るにはよほどスピーディーにやりまして一年二年とかかります。こういうような仕掛でよろしいのでございましょうか。私はこれこそが一番の欠陥であると思います。皆さんこの理窟をおわかりになつたならば、一休増田がこんなものを……総合開発行政機構の整備充実をせよという答申は一年出てる、その移し方が遅いじゃないか、こういうふうに私に叱られて然るべきものじゃないかと私は考えております。とにかく一元的というような言葉が戦時中よく言われましたが、地方自治を担当するに過ぎないものが一元的にあらゆるものをやつてよろしいものでございましょうか。皆さんの議決にかかると北海道開発法に基いて総合開発計画を樹立策定するのは、各省大臣をも奮励しまして樹立策定するのは私であります。先ほど木下さんからいろいろ御質問がございましたが、北海道の自治を担当する道知事さんにも頼んで参考書を出させます。農林大臣にも頼んで参考書を出させます。そうして私が総合開発計画を作るのですから、総合開発計画が立派にできることが私は一番必要だと思つております。若しも総合開発計画を作つたならば一人のものがこれを執行せねばならんことはございせん。鉄道の計画などでも北海道の総合開発という意味で作るのでございます。ところがこの鉄道の開発は現地の開発局でやるわけではございせん。現地の、何というのですか、今日機構が改革されてよくわ

かりませんが、現地の機構で申せば鉄道局がやる、鉄道局の上に加賀山君がおつて、それを監督するのは又運輸大臣である。それ／＼職域に従つて全体の総合計画の一部を執行する、而もその一部は全体との調和ある関係において執行する、こういうことによつていゝわゆる国が総力を挙げて北海道開発事業を行われるということになると思ひます。そうでなかつたならば田中君という一つの力を通じて、そういうネットワークを通じて北海道の開発を行うのですから誠にまどろこしくて、私どもはこの三年間も田中君に出てくれと言つたつてなか／＼出て来ないのです。一休指揮監督と書いてあれば、本日は毎日のごとく出て来なければならぬ。一年のうち半年は東京にいたんですから。北海道長官という国の出先機関で、そうしてあやれこうやれ、はいと言つて現地でやつておつたのであります。ところが出て来いと言つても、あの知事は参考人で政府委員でない、参考人たる知事の参考意見にもございしました通り、自分は忙しかつたから副知事を出して置きました。こういうふうなことであります。それで本場に北海道に対して国が総力を挙げたとはい得ましようか。予算面から見ますと歳入が一番力を入れておるのは北海道開発局であります。歳入で一番力が入つておりますのは国の七百四十三億円の減税でございせん。どうか皆様におかれましては政局を担当する意味において、国民の代表者として、国権の最高機関を構成されております国権の最高機関が、国の行政について何ら私どもに頼援も指導も與える機会がない。参考人として、御参考に聞きますが

というふうな状態で私は北海道の開発行政ということをやつては絶対に国のためにならない、この確信いたす次第であります。で社会党が政局を担当されてもやはり国権の最高機関である国会において大多数の與黨の下に政権を担当されましよう。そのときは必ず北海道についても責任を負われるわけでありましよう。いやくとも責任を負うからには参考人たる、そのときは自由党の知事か、或いはどこの知事が出るかわかりません。とにかくいづれの黨からも出るわけでありましよう。この黨から出たところで社会黨から出たところで参考人を呼ぶに過ぎない。すべて社会黨政府としてもこの国の総力を挙げてという言葉が、ただ何といひますか、美辭麗句に過ぎない、親念的な言葉に過ぎなくなつてしまふ。国の総力でも何でもありません。ただ知事という地方自治を担当する、而も二割の仕事しかない。そういう隘路を通じて仕事をやる、一元的に仕事をやる。そういうふうなことは北海道のためにならないと思ふ次第でございせんが、如何でございませう。この点どうか皆さんにおかれましては虚心坦懷お考え願ひますと非常に私は国のために幸甚であると思ふ次第でございせん。

○三輪貞治君 参考人としてだけしか呼ばないような立場にあるということをつたひ／＼繰返されますが、参考人を呼ぶことになつたのもこの連合委員会の実は切なる願ひによつて、相当これについては異論はあつたのであります。が、初めて参考人として出て頂いたわけでは、実は政府において参考人としてさへもこの非常に大切な北海道に關係を持つ法案の立案並びに通過せしめるに當りましては参考人としても呼ばれないような状況にあつたのをば、これは當事者であるところの知事さんには是非実情を聞かなければならないということでは参考人として出て頂いたわけでありましよう。又只今地方自治法においては国の委任事務を扱はせておるところの都道府県知事に対しては、主務大臣が監督する権限があるけれども、それを聞かなかつた場合には裁判によるほかにないのだということにございませうけれども、これは又そういうことがある場合を予想してのことでありまして、北海道について、或いはその他の都道府県につきまして、そういうような主務大臣の監督をして、而もなおそういうことを聞かなかつた場合には裁判に訴えなければならなかつたような事例が一体あるでございませうか。その点一つ。

○国務大臣(増田甲子七君) 地方自治法が制定施行されたのは昭和二十二年四月からであります。そこで今までのいろいろな事務を委任しているかと申しますと、戸籍事務だとか、そういうようなことで、大規模の技術陣、事務陣を動員してやらんらん仕事を委託したのが北海道だけあります。内地では地方建設局長というのはいすく建設大臣がいつも呼出されます。呼出せば出て来る、そうしてどうやれあやれと技術的の面からの良心、事務的の面からの良心から出る指示はこれに従う。これは国の直轄事業でありますから、戸籍事務の委任とかそういうのとは違つたのでございまして、従来裁判所に訴えたという例はまだございせんけれども、特に恐らくこれは地方自治庁に聞かれんとわかりませんが、私どもが見て以て遺憾とする事例はたくさんあります。新たにあれだけの事業をしているときに北海道開発審議会という皆様の議決にかかる法律に基づく審議会にすら欠席が……、今月二十三日の日に一遍出席されただけであります。あとは出席されません。副知事を出したということ、やはり我々があれだけの大事業を委託してあるのではありませんか、これはどうかと思ふ点は権限さんと全然意見を同じうするのであります。又常識から考えましても少しおかしい話であるというふうには三輪さんもお考え下さると私は信じて疑いません。

○三輪貞治君 その点は監督のほうにも多少又不行届の点もそういう場合にあり得るのであります。監督を厳密にやることによつてその憂いをば排除くということではできませんか。する余地はございせんか。

○国務大臣(増田甲子七君) 我々は知事を通じて指揮監督するのでして、實際はいろいろ方法をやらなくてもないのでございませうけれども、而も例えれば建設関係の工法を變更せよといううなことは、これはやはり知事でなくてははいけないのであります。橋の位置なり、或いはダム建設地点なりについての所見を異にするというような場合でも、これはやはり責任者は知事でありますから、知事に來てもらわんことには話にならない。私は開発庁長官となつて以来一回会いましたけれども、昔は北海道庁長官というのの半年はおつて、そうして北海道で行なつておる直轄事業たる拓殖、開拓でございまして、この拓殖、開拓については、農林大臣、これもなか／＼關係が深いのであります。それから運輸大

臣、建設大臣等には殆んどしよつちゆう接觸する必要があるし、国会の指導をいつも受ける必要がありますから、政府委員になつておつた。政府委員になつておつたところで政府委員たる北海道庁長官が独立して責任を負つてゐるのではありません。その政府委員の上官である運輸大臣なり、内閣総理大臣の直轄でございまして、ほかの知事とは違ひでございます。内閣総理大臣なり、又他の大臣が勿論北海道の直轄事業の執行について責任を負う。その責任を負う立場で国の出先機関である北海道長官が政府委員になつて、いつも皆さんから種々の御指導を受けておつたのであります。

○三輪貞治君 先ほどから責任を國に負、そういう形に事業責任の所在がはつきりしないというやうなことをたびたび昨日からも言われるのであります。私はこの責任を國に負うという考え方のほかに、責任をその地方自治体の住民に負うという一つの考え方が新たにあらうと思つてございまして。私は地方自治体の責任者が、その住民の前で、住民の責任を負つて仕事をし行く、これは最も身近でありますからして、絶えず住民監視の中にあるわけでありまして。國に責任を負うという形からだけの部分を、住民に責任を負うという形にしたのが、或る考え方から見たとところの地方行政の強化拡充の、私は一つの見方ではないかと思つてございまして。そういうしますならば、全住民の責任を負うやうな形で行われていた仕事をば、逆に今度は國に對し、政府に對し責任を負うという形に又持ち返して来るということば、地方自治の一つの逆行ではないかという考えも

成立つと思つてあります。この点地方自治行政事務次官の御所見を伺います。

○國務大臣(増田甲子七君) 自治庁長官からお答えする前に私から申し上げます。この北海道の拓殖費は、開拓費は昔から拓殖費と呼んでおりましたが、名称の如何にかかわらず開拓費でございます。これは北海道の決定は要らないのであります。北海道知事が執行したのは、北海道の住民である自治体の構成員である四百三十万人の人の代表者である道會議員に對して道知事が責任を負う。これは昔から今までどんな機構になりましたも、皆様方が議決されたものを、北海道会の予算なんかはまるきり通過せずに現地において執行してゐるのであります。この点は東北地建局長が建設省の予算を持つて行つて使つて同じであります。北海道庁長官が向うへ國の予算を持つて行つて使う。政府の行政を道府県にだけ負うというやうなことが、一番地方々々としてよろしいというところであれば國政はなくなつてしまふ。國會なんか要らない。何のために存在するか。私は國政について皆様が我々に責任を糾弾するのが國會の存在の意義であると思つてあります。

○政府委員(小野哲君) 増田國務大臣から大體お答えをいたしておりますので、あまり附加することはないかと思ひますが、御指名によりまして私からも所見を申述べたいと思ひます。地方公共団体の行政運営につきましても、勿論その行政の根本方針につきましては、当該地方議會においてこれを定めて、そして執行機関たる地方公共団体の長である知事がその執行の面に當

るといふことは、勿論お説の通りでございます。ただその事柄の性質、仕事の内容によりましては、或るものにつきましてはは國が直轄してやつて行かなければならぬものもございまして、又地方公共団体としての固有の事務もありません。或いは機関委任等の事務の關係もありませんので、一概には申すわけには参りませんけれども、只今申しましたように、地方公共団体の行政運営につきましては、地方議會があれ、又その執行機関としての知事がこれを行なつて行くということについては、お説のやうな考えができるかと思ひますけれども、先ほど増田國務大臣から申しましたやうな事務の遂行に當りましては、これはおのずから又別な考え方をすべきではないか、かように考へております。

○三輪貞治君 この改正法案の十二條第一項第一号に基きまして制定せられる政令の内容と、道路法の關係についてお尋ねをいたします。改正法案の第十二條第一項第一号に基き政令の内容は、北海道庁が我々に出してあります北海道開闢法の一部を改正する法律案参考という参考書の二十一頁において明らかにされておるのであります。が、これによりまして、道路、河川、港灣等の直轄事業の執行は、すべて北海道開闢局が担当することに解せられるのであります。この場合道路法との関連について伺いたいと思ひます。道路法第十七條におきましては「國道ハ府県知事、其ノ他ノ道路ハ其ノ路線ノ認定者ヲ以テ管理者トス但シ勅令ヲ以テ指定スル市ニ於テハ其ノ市内ノ国道及府県道ハ市長ヲ以テ管理者トス」こうありま

務委任によつて道路管理者であることは明らかであると思つてあります。

ところが同じく道路法の二十條によりまして「道路ノ新設、改築、修繕及維持ハ管理者之ヲ為スヘシ主務大臣必要アリト認ムルトキハ国道ノ新設又ハ改築ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テ道路管理者ノ権限ハ命令ノ定ムル所ニ依リ主務大臣之ヲ行フ」又道路法第六十條によりまして「本法中府県、府県知事、府県庁又は府県道ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ道庁長官、道庁又ハ地方費道ニ關シ市、市長、市役所又ハ市道ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ区、区长、区役所又ハ区道ニ關シ郡役所ニ關スル規定ハ北海道ニ付テハ支庁、島ニ付テハ島庁ニ關シ之ヲ適用ス」かういふうにありますからして、私が先に申し上げましたやうなことは、北海道知事も又府県知事同様に何ら變るところはないと解釈されるのであります。

そこで道路法第三十三條によりまして「主トシテ軍事ノ目的ヲ有スル国道其ノ他主務大臣ノ指定スル国道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ國庫ノ負担トス」第二項第二号に規定ニ依ル国道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ニ付亦同シ前項ニ規定スルモノヲ除ク外道路ニ關スル費用ハ管理者タル行政庁ノ統轄スル公共団体ノ負担トス但シ行政区劃ノ境界ニ係ル道路ニ關スル費用ノ負担ニ付テハ關係行政庁ノ協議ニ依ル協議調ハサルトキハ主務大臣之ヲ決定ス第二十條第二項ノ規定ニ依ル国道ノ新設又ハ改築ニ要スル費用ハ政令ノ定ムル所ニ依リ管理者タル行政庁ノ統轄スル公共団体ヲシテ其ノ三分ノ一ヲ負担セシム」以下道路法第三十五條或いは道路法第六十一條、北海道道路令第五

條、北海道道路令第八條等において、そのやうな規定がされておるのであります。そこで道路に關する費用は原則として道路管理者が統轄するのであります。公共団体の負担であります。が、北海道に關しましては費用負担に關する特例が認められておりまして、その内容は北海道道路令の今申しました第五條、八條によつて明らかにされておるのであります。その五條、八條を更に申上げて見ますと「国道ニ關スル費用ハ当分ノ内國庫ノ負担トシ拓殖費ヨリ支弁ス準地方費道ニ關スル費用ハ地方費ノ負担トス 地方費道以下ノ道路ニシテ道庁長官拓殖ノ為必要ト認ムルモノニ關スル費用ハ当分ノ内期間ヲ定メ國庫ノ負担トシ拓殖費ヨリ支弁スルコトヲ得」とあります。が、北海道道路令第八條には「地方費道以下ノ道路ニ關スル工事ニシテ道庁長官拓殖ノ為必要ト認ムルモノノ費用ニ對シテハ當分ノ内其ノ全部又ハ一部ヲ國庫ヨリ補助シ拓殖費ヨリ支弁スルコトヲ得」かういふやうに相成つておるのであります。以上申上げたところによりまして、明らかにあります。が、北海道道路令は、開闢途上にある北海道に對する財政援助のための特例でありまして、制度上の問題でないことは明らかであるわけでありまして。故に今若し北海道開闢費に計上された道路事業費を、予算上の区分によりまして國の出先機関である開闢庁に全額國費支弁の事業を所管せしめるといたしますならば、ここに先づ国道以外の國費負担道路の管理権を主務大臣が行うこととなり、道路法第二十條に抵觸するのではないかという疑問が、ここに一つ生じて来るのであります。第二番目に

地方費道以下の仕事を主務大臣が行うことになりまして、これ又道路法二十條、及び北海道道路令第八條に抵触することに相成ると思うのであります。若し政令において予算、及び事業の配分を道路法に抵触しないように規定するといひますならば、法律案参考に頂いておきます二十頁に示されておりますところの、道路関係定員、開発局分千三百十人、地方事務官又は按官ゼロは不適当でありまして、改正法案附則三の修正を要するものだと思われぬのであります。この問題は本改正案に關連する根本的なことでありますから、はつきりと一つ御答弁をお願い申上げたいのであります。

○国務大臣(増田甲子七君) 詳細な点はあと建設省の小林文書課長が説明員として参つておられますから、御聴取願えと幸いだと思います。

大体のことについてお答え申します。道路の管理者は国道については都道府県知事でありまして、そこで一体従来どういふふうにして行っているかと言いますと、我々は何も道路行政をやろうというのじやないのです。例えば占用の許可だとか、ただ金のかかる、而も相対の技術陣が要するところの国道なり、或いは直轄河川……、本問題は国道であります。国道を作つて、そうしていわば社会的に見ますと差上げるのです、作つちや差上げ、作つちや差上げておるのです。それだけのことをいやだと言ふのは一体おかしい話だと思ふのです。立派な道路を作つて私によこして下さい、こういうのが当り前なものです。作つて差上げるだけなんです。そうしてあとは管理者に知事になるのですから、これほど有難いことは

知事から見てもないと思うのです。おれが作つた道路だからおれが管理すると言つて、建設大臣や、北海道開発局長官が威張つていられるわけじやないのです。我々は作つちや差上げ、作つちや差上げておるのです。だからこの点は一般論として先ず常識的に考えたいと思ふのであります。管理者がどうだこうだということとは問題ではない。例えば長野県は従来実には国道の改修を殆んど知事がやつておりました。ところが大部分難工事がありまして、是非国がやつて欲しい。そこで我々は鳥居峠のトンネルというのを今度は建設事務所を作つて、そうして我々がやります。大変喜んでおります。これをいやだ、林社会党知事はやりたいなんて一つも言いません。どうかやつて下さい、どうせあのトンネル工事なり、道路なり、作れば管理者は林社会党知事になるのですから、これは有難い、是非一つ建設省の持つて行ける技術陣を動員して急速に、而もそつのない、手を抜かない、税金を濫用しない、その立派な公共事業を作つて欲しい、もう各府県からこういう熱望なり、要望が山積して行っているのです。ところがおれがやるのだということをして、北海道が言つておられますが、全く私も合点が行かないのであります。そこで例えば長野県で今度直轄事業としてやる條文の根拠はどこであるか、この二十條の第二項であります。「主務大臣必要アリト認ムルトキハ……」お説のごとく管理者は改修も新設も維持も修繕もなくてはいかん。そこで都道府県知事は管理者であるから、本来は自分で新築もし自分で改築もし、自分で勿論維持、修繕はせんければなり

ません。併しながらその中で新設と改築は「主務大臣必要アリト認ムルトキハ」積極的に建設大臣が必要ありと認定いたしますとそこへ力をやります。例えばあの關門の連絡の国道のトンネル、これもとても福岡県知事や山口県知事の手には負えません。そこで私たちがやつてくれといつておるのですから、いやだなんて決して言えません。いやだなんて言うときしからん、むしろ建設大臣は不信任だといふくらいのものであります。而してやつてくれといふわけです。我々やつて、できたものは誰に渡す。山口県と福岡県知事に、あれは半分の辺が山口県と福岡県の境でございましょうから、管理者は山口県、福岡県の知事である。立派なトンネルを作つてくれた。これをおれが管理するの、これは有難いことである。こういうことになる次第でございまして、あと細かい点は、更に地方費道の点については説明員から申上げますが、ただ地方費道一般論として申上げますと、北海道は非常に、自治団体、自治団体とおつしやいます。自治団体の財政能力は極めて貧弱なのであります。でありますから府県道と同じような地方費道を国で作つてくれといつておる。そこで我々は全額で、内地の皆さんには本当は申訳ないくらいのものであります。国が全額を出して作つて、そして管理者は地方費道であるから知事さんに渡す。これが一体常識的に見て不安なことではございまいしょうか。これは誠に結構なことであります。内地の府県民諸君は全く羨望の対象にしております。それを管理者と書いてある、名前が地方費であるからおれがやるのだということになります

と、北海道庁長官という国の機関を通してできた道路令であります。それでありますから全額でこの北海道庁長官は国の出先機関だからそれが本当は貧弱なあの北海道の財政の能力、自治団体としての財政能力は極めて貧弱であります。これが府県道と性質が同じであります。地方費道という名前、府県道という言葉とは同じなのです。道路という言葉は何だかへんてです。道路という言葉は、本来は建設、新設、改築といふことまでみんな内地の諸府県民の皆さんの納税によつて作つておる。これをおれはいやなのだ、今度はおれがやるのだといふようなことになつて、北海道の貧弱な財政で負担する。内地では半額を府県で負担するのですから、こんなふうなことにいざ道路令を改めざるを得ない。今道路令がこういうことになつていますから、こういうことでございまして、道路令ができたゆえんのものを是非御考慮願えれば非常に幸いでござい

ます。○説明員(小林三三君) 今の大臣からの御答弁で大体御了承願つたと思つて、今度です。道路法に定むる手続に従つてやるのは、道路法に定むる手続に従つてやるのであります。道路法にたがうような手続では勿論やることは考えておりません。これにつきましては、もう御承知であらうと思ひますが、国道の話は今まで出たのであります。例へば去年あたり見返資金で府県道の工事を直轄で相当やつておるのでありますけれども、それも道路法による手続に従ひましてやつておるのであります。北海道の場合も勿論道路法に準拠してやることは当然の次第でござい

ます。なお北海道について、先ほど北海道における道路の特例につきましては、御説明がありました。その通りでございまして、この場合は御承知の通り従来から北海道は、先ほどから大臣しばしば説明してあります通り、国の官吏がおり、国の仕事として北海道でやつておる、そういう事実を前提にして、北海道には全額国費のまま仕事をやるという建前をとつておるのであります。それでありまして、普通の場合と違ひまして、いわゆる補助の形はとつておらないのであります。自治事務として本當にやるならば補助の形をとつて、道の予算に入れて、道の議会の議決によつて仕事をやる、こういう建前をおとりになるのが普通でありますけれども、この北海道に關しましては、限りにおきましては、特別にそのために所用の人間を国の公務員として置いて、そうして予算も国費のまま執行する、こういう建前を北海道の道路法の特例ができておるわけでござい

ます。それを今度はその工事の面につきましては、道路法の定める手続によつて、今度です。開発局という国の機関が、国の機関の名において執行する、こういう手続をとることに相成ると思ひます。すべてが道路法に準拠してこの運用によつてやることに相成ります。○三輪貞治君 政府委員にお伺ひしますが、只今長官は我々は道路行政をやるというのではない、作つてやるというのだ、いやと言ふのはおかしいじやないか、国の費用で作つてやるのに反対するのはおかしい、内地の諸府県は羨望しておる。私はそういうことを聞いておるのではないのです。これは

私は何も北海道のものでありませんから反対だとか、いやだとか、作つてくれや困るとか言つてゐるのではありません。我々は北海道開発法の一部を改正する法律を審議してゐるのです。そこでこの法律が言われてゐる通りに施行されるものならば、道路法に抵触するのではないかと、このことを聞いておるのです。どうも長官の御発言を聞いておると、そういう細かい法律の末梢に囚われなくて作つてあるからいいじやないかと考えられますから、逆にこれを裏返して考えると、抵触はするんだというふうに見るから、これは今御説明された政府委員のかたから承わりたいのですが、率直に道路法を改正すべきものではないませんか。若しこれをやつた場合はその点をお伺いしたいと思ひます。

○説明員(小林三三三君) 現行の道路法に従ひまして、勿論違反せずに、道路法に違反して仕事をすることは考えられませんが、現行の道路法の運用によつて先ほど大臣も申しました通り、管理事務一切が国に来るのではありませんで、国の管理の一般の事務は、勿論道路管理者である知事なり市町村長なりが持つておることは明瞭であります。それでそのうち仕事を、例えば国道ならば先ほど申し上げました通り、内地における同様に主務大臣が必要国道の新設、改良、或いは補修については、国がやり得る、こういう明文がございます。その他の道路につきましては、管理者との話し合いによりまして、その仕事を施行できる根拠が道路法にあるわけですから、それに基いて仕事をやるわけではございません。勿論道路法に違反してこういう仕事をやるというものは、初めからこういう運用によつてやることになつております。

○三輪貞治君 運用によつてやるというわけでも、はつきりこの道路法の二十條によつて考えられることは、主務大臣が管理者に代つて仕事ができるのは、これは実際に主務大臣が必要と認めたところの国道の新設、改良に限られておるとはつきりこれは書いてあるんです。ところがこの法律によりまして、国道の新設改良のみならず、地方費道或いは準地方費道までも含めて、一括的にその直轄工事の執行はすべてこれを北海道開発局でやるということに書いてありますから、これは明らかに抵触すると思ひます。その点如何ですか。

○国務大臣(増田甲子七君) 先ほどから申しました通り、国で行なつておる直轄事業というわけで、地方費道と名前がございまして、全額国庫を以て国の機関が現在まで行なつておるものであります。そこでいわれる国道というのは主務大臣が直接認定してかかるばよろしいのです。あとの予算面には国で直轄事業として全額やつておるものはすべて開発局所管に移してあります。皆さん御承知の通り、それはやはりこれを道路法の中にある協議によつてやつてくれと言われればやる、若しやつてくれなかつたと言われればどうなるか、こういう御質問をまあ端的になさる場合があると思ひます。まだそういう場合はないわけでありませんが、そういう場合にはどうなるか、そんな違法なことはいけません。そうなりまして、予算が未執行で残るのをごさいます。北海道はそれはもう知

事に委任するとか委任しないとかいう問題で、何億の金が未執行で残るといふことになる、道民が窮するはこれより大なるはなし、道民が黙つていないと思ひます。

○三輪貞治君 私はどうもどんなに説明を聞いても、十二條第一項一号に基く政令の内容は明らかに道路法のほうで規定してあるところと違ふと思ひます。どうも、どうも違ふと思ひます。それは運用である、或いは協議であるとおつしやいますから、なかなかどうも水掛論になりますので、そういう法律に明らかに抵触するやうなことでまでも侵してやらなければならぬことを、非常に疑問に思ひます。

○国務大臣(増田甲子七君) 若木さんにお答え申し上げます。常識論というものは、必ずこれは法律論とはあべこべになるものではございません。私が最初常識論としてお考えを委員の皆様へ願ひたいと言つたのは、つまり国が全額を持つて道路を建設するということが、いやだという人はないでしょう。つまり法律を離れてゐるのです。むしろ常識論は法律論と同じです。そのことを言つたのです。而して平仄が合うものであります。必ず合います。合わなかつたら非常常識論でございます。どうも若木さんは常識論という、非合法なことでも常識だ常識だといつてごまかされると言われませんが、これは御迷惑の至りでありまして。常識論で常識で肯定されるやうなことは必ず合法的のものであります。非合法を常識でまづめるというところはあります。ただ有難く思ひます。おかしな技術の場を常識で考へて、むずかしい技術を適用でやる、どこまでもそうである、運用でやないというやうなお話で、非常に矛盾があると思ひます。そこで私はこれはどうしてもそういう運用であるとか、或いは常識論でやるといふこととでなしに、法律論からはずりして置かなければならぬ問題だと思ひます。そこで先ず十二條のこの第一号の、公共事業費の支弁に係る国の直轄事業と云々ありますが、この国の直轄事業というふうなものについては、この道路のことに関してはどういうふうにお考えになられるか、その範囲を、まあ具体的に申し上げますという、国道のみに限られるのであるかどうか。この点について先ず承わりたいと思ひます。

要するやうな道路の建設や河川の改修を国が全額でやり、そして渡す。これはいやだという人はないでしょう。これを先ず前提として申し上げたのであります。それは或いは新築或いは改築、これは本来は管理者がやることを三輪さんが御指摘になつたと思ひます。併しながら、主務大臣が必要と認めるときは、国道の新築、改築も主務大臣がこれを直接行ふ。それから同じ二十四條には、私は法律論は少しも避けてはおりません。法律のごときは少しも避ける必要はないのであります。元来法律という方面を一生懸命修業して参つた者でありますから……そこで二十四條といふものの、国の直轄事業がいやだといへば、それまで、皆さんの議決で全額で道路を建設せよという意味で議決されてありますから、いやだとおつしやればそれは予算の未執行になつてしまふ。要するに全然合法でございます。

○若木勝蔵君 私の質問した点についてまだ御答弁がない点は国の直轄事業というふうなことがこゝで謳われておるのではありませんか、道路法に違反しては、国道のみを指すか、この点をはつきりしてもらひたい。

○国務大臣(増田甲子七君) 今のお答えで御了解願つたと思ひます。つまり国道については管理者が府県知事であり、而して管理者が原則として新築も改築も維持も修繕もしなくてはならぬ。その第二項に持つて来て、但しという意味を附加してあるのは、主務大臣が必要と思へば自分で新築しても改築してもいい、これは国道でありまして。今度この国道以外の道路は、管理者と協議して、国にやつてくれと言え

○委員(河井彌八君) 若木君、どういふことですか。

○若木勝蔵君 今のに関連した質問なんです。

○委員(河井彌八君) 関連事項だけについて御質問を願ひます。

○若木勝蔵君 今の三輪委員の質問は、私は非常に重大な質問であると思ひます。私もこの点について非常に疑問を持つておつたのであります。先ほどの建設大臣の御言葉を聞いておりますという、どうも常識論で行かうでないかというふうなお話があつたやうであります。併し今の御答弁では、いや、道路法に基いたその

○国務大臣(増田甲子七君) 若木さんにお答え申し上げます。常識論というものは、必ずこれは法律論とはあべこべになるものではございません。私が最初常識論としてお考えを委員の皆様へ願ひたいと言つたのは、つまり国が全額を持つて道路を建設するということが、いやだという人はないでしょう。つまり法律を離れてゐるのです。むしろ常識論は法律論と同じです。そのことを言つたのです。而して平仄が合うものであります。必ず合います。合わなかつたら非常常識論でございます。どうも若木さんは常識論という、非合法なことでも常識だ常識だといつてごまかされると言われませんが、これは御迷惑の至りでありまして。常識論で常識で肯定されるやうなことは必ず合法的のものであります。非合法を常識でまづめるというところはあります。ただ有難く思ひます。おかしな技術の場を常識で考へて、むずかしい技術を適用でやる、どこまでもそうである、運用でやないというやうなお話で、非常に矛盾があると思ひます。そこで私はこれはどうしてもそういう運用であるとか、或いは常識論でやるといふこととでなしに、法律論からはずりして置かなければならぬ問題だと思ひます。そこで先ず十二條のこの第一号の、公共事業費の支弁に係る国の直轄事業と云々ありますが、この国の直轄事業というふうなものについては、この道路のことに関してはどういうふうにお考えになられるか、その範囲を、まあ具体的に申し上げますという、国道のみに限られるのであるかどうか。この点について先ず承わりたいと思ひます。

要するやうな道路の建設や河川の改修を国が全額でやり、そして渡す。これはいやだという人はないでしょう。これを先ず前提として申し上げたのであります。それは或いは新築或いは改築、これは本来は管理者がやることを三輪さんが御指摘になつたと思ひます。併しながら、主務大臣が必要と認めるときは、国道の新築、改築も主務大臣がこれを直接行ふ。それから同じ二十四條には、私は法律論は少しも避けてはおりません。法律のごときは少しも避ける必要はないのであります。元来法律という方面を一生懸命修業して参つた者でありますから……そこで二十四條といふものの、国の直轄事業がいやだといへば、それまで、皆さんの議決で全額で道路を建設せよという意味で議決されてありますから、いやだとおつしやればそれは予算の未執行になつてしまふ。要するに全然合法でございます。

○若木勝蔵君 私の質問した点についてまだ御答弁がない点は国の直轄事業というふうなことがこゝで謳われておるのではありませんか、道路法に違反しては、国道のみを指すか、この点をはつきりしてもらひたい。

○説明員(小林三三三君) 現行の道路法に従ひまして、勿論違反せずに、道路法に違反して仕事をすることは考えられませんが、現行の道路法の運用によつて先ほど大臣も申しました通り、管理事務一切が国に来るのではありませんで、国の管理の一般の事務は、勿論道路管理者である知事なり市町村長なりが持つておることは明瞭であります。それでそのうち仕事を、例えば国道ならば先ほど申し上げました通り、内地における同様に主務大臣が必要国道の新設、改良、或いは補修については、国がやり得る、こういう明文がございます。その他の道路につきましては、管理者との話し合いによりまして、その仕事を施行できる根拠が道路法にあるわけですから、それに基いて仕事をやるわけではございません。勿論道路法に違反してこういう仕事をやるというものは、初めからこういう運用によつてやることになつております。

○三輪貞治君 運用によつてやるというわけでも、はつきりこの道路法の二十條によつて考えられることは、主務大臣が管理者に代つて仕事ができるのは、これは実際に主務大臣が必要と認めたところの国道の新設、改良に限られておるとはつきりこれは書いてあるんです。ところがこの法律によりまして、国道の新設改良のみならず、地方費道或いは準地方費道までも含めて、一括的にその直轄工事の執行はすべてこれを北海道開発局でやるということに書いてありますから、これは明らかに抵触すると思ひます。その点如何ですか。

○国務大臣(増田甲子七君) 先ほどから申しました通り、国で行なつておる直轄事業というわけで、地方費道と名前がございまして、全額国庫を以て国の機関が現在まで行なつておるものであります。そこでいわれる国道というのは主務大臣が直接認定してかかるばよろしいのです。あとの予算面には国で直轄事業として全額やつておるものはすべて開発局所管に移してあります。皆さん御承知の通り、それはやはりこれを道路法の中にある協議によつてやつてくれと言われればやる、若しやつてくれなかつたと言われればどうなるか、こういう御質問をまあ端的になさる場合があると思ひます。まだそういう場合はないわけでありませんが、そういう場合にはどうなるか、そんな違法なことはいけません。そうなりまして、予算が未執行で残るのをごさいます。北海道はそれはもう知

事に委任するとか委任しないとかいう問題で、何億の金が未執行で残るといふことになる、道民が窮するはこれより大なるはなし、道民が黙つていないと思ひます。

○三輪貞治君 私はどうもどんなに説明を聞いても、十二條第一項一号に基く政令の内容は明らかに道路法のほうで規定してあるところと違ふと思ひます。どうも、どうも違ふと思ひます。それは運用である、或いは協議であるとおつしやいますから、なかなかどうも水掛論になりますので、そういう法律に明らかに抵触するやうなことでまでも侵してやらなければならぬことを、非常に疑問に思ひます。

○国務大臣(増田甲子七君) 若木さんにお答え申し上げます。常識論というものは、必ずこれは法律論とはあべこべになるものではございません。私が最初常識論としてお考えを委員の皆様へ願ひたいと言つたのは、つまり国が全額を持つて道路を建設するということが、いやだという人はないでしょう。つまり法律を離れてゐるのです。むしろ常識論は法律論と同じです。そのことを言つたのです。而して平仄が合うものであります。必ず合います。合わなかつたら非常常識論でございます。どうも若木さんは常識論という、非合法なことでも常識だ常識だといつてごまかされると言われませんが、これは御迷惑の至りでありまして。常識論で常識で肯定されるやうなことは必ず合法的のものであります。非合法を常識でまづめるというところはあります。ただ有難く思ひます。おかしな技術の場を常識で考へて、むずかしい技術を適用でやる、どこまでもそうである、運用でやないというやうなお話で、非常に矛盾があると思ひます。そこで私はこれはどうしてもそういう運用であるとか、或いは常識論でやるといふこととでなしに、法律論からはずりして置かなければならぬ問題だと思ひます。そこで先ず十二條のこの第一号の、公共事業費の支弁に係る国の直轄事業と云々ありますが、この国の直轄事業というふうなものについては、この道路のことに関してはどういうふうにお考えになられるか、その範囲を、まあ具体的に申し上げますという、国道のみに限られるのであるかどうか。この点について先ず承わりたいと思ひます。

要するやうな道路の建設や河川の改修を国が全額でやり、そして渡す。これはいやだという人はないでしょう。これを先ず前提として申し上げたのであります。それは或いは新築或いは改築、これは本来は管理者がやることを三輪さんが御指摘になつたと思ひます。併しながら、主務大臣が必要と認めるときは、国道の新築、改築も主務大臣がこれを直接行ふ。それから同じ二十四條には、私は法律論は少しも避けてはおりません。法律のごときは少しも避ける必要はないのであります。元来法律という方面を一生懸命修業して参つた者でありますから……そこで二十四條といふものの、国の直轄事業がいやだといへば、それまで、皆さんの議決で全額で道路を建設せよという意味で議決されてありますから、いやだとおつしやればそれは予算の未執行になつてしまふ。要するに全然合法でございます。

○若木勝蔵君 私の質問した点についてまだ御答弁がない点は国の直轄事業というふうなことがこゝで謳われておるのではありませんか、道路法に違反しては、国道のみを指すか、この点をはつきりしてもらひたい。

地方行政委員
理事
委員

堀 末治君
小野 哲君
高橋進太郎君

大蔵委員 理事	安井 謙君	委員	入交 太藏君
	小笠原二三男君	運輸委員	
大蔵委員 理事	相馬 助治君	委員	
	中田 吉雄君		
大蔵委員 理事	岩本 哲夫君		
	石川 清一君		
委員	大矢半次郎君	建設委員	小林 英三君
	杉山 昌作君	委員長	
委員	岡崎 眞一君	理事	岩崎正三郎君
	九鬼紋十郎君		赤木 正雄君
委員	カニ工邦彦君		小川 久義君
	佐多 忠隆君		石川 榮一君
委員	小林 政夫君		田中 一君
	油井賢太郎君		三輪 貞治君
委員	森 八三一君		徳川 宗敬君
	木村樞八郎君	經濟安定委員	
農林委員 委員長	羽生 三七君	理事	奥 むめお君
	西山 亀七君	委員	
農林委員 理事	片柳 眞吉君		岡田 宗司君
	岡村文四郎君		藤野 繁雄君
農林委員 理事	池田宇右衛門君	予算委員	兼岩 傳一君
	滝井治三郎君	委員長	波多野 鼎君
農林委員 理事	平沼彌太郎君		石坂 豊一君
	江田 三郎君		伊達源一郎君
農林委員 理事	門田 定藏君		佐多 忠隆君
	三橋八次郎君		藤野 繁雄君
農林委員 理事	加賀 操君		東 隆君
	溝口 三郎君		木村樞八郎君
農林委員 理事	鈴木 強平君	委員	
	三好 始君		
農林委員 理事	三浦 辰雄君		
	木下 辰雄君		
農林委員 理事	千田 正君		

岩崎正三郎君	内村 清次君	山田 節男君	楠見 義男君	鈴木 強平君	堀木 鎌三君	矢嶋 三義君	増田甲子七君	野村 秀雄君	荻田 保君	岡田 包義君	小野 哲君	黒田 静夫君	小林與三次君	田中 敏文君	椎熊 三郎君
--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	-------	--------	-------	--------	--------	--------	--------

建設大臣	建設大臣	地方財政委員長	地方財政委員長	地方財政委員長	地方財政委員長	地方財政委員長	地方財政委員長	地方財政委員長	地方財政委員長	地方財政委員長	地方財政委員長	地方財政委員長	地方財政委員長	地方財政委員長	地方財政委員長	地方財政委員長
------	------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

昭和二十六年六月十五日印刷

昭和二十六年六月十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所